

認め合う

宍粟市社協 第4次地域福祉推進計画

2020年度～2024年度



# 支え合い ふくしプラン

みんなですすめよう  
ふくしでまちづくり



社会福祉法人  
宍粟市社会福祉協議会

2020年8月



## ごあいさつ



このたび、宍粟市社会福祉協議会では、地域共生社会の実現をめざし、第4次地域福祉推進計画を策定しました。

「みんなですすめよう ふくしでまちづくり～“ほっとけない”をほっとかない宍粟に～」を地域福祉目標とし、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの取り組み(活動目標)を設定しました。この5年間で取り組み状況を評価しながら目標達成をめざします。

計画の愛称につきましては、「支え合いふくしプラン」と名付けました。

これは、第3次地域福祉推進計画に続くもので、聞きなれた親しみのあるものとなりました。

また、計画を推進するに当たっては、①住民同士で助け合い安心できる地域づくり、②みんなで協力し支え合うつながりづくり、③自分らしい暮らしが続けられる仕組みづくりの視点をもって取り組むこととしています。

4月1日に社協事務局のある一宮保健福祉センター等について、宍粟市と無償譲与及び使用貸借契約を交わしました。これにより、建物は社協の所有となり、土地については30年間無償で使用できます。また、建物などにかかる空調設備改修工事、大規模修繕工事等については市の補助金により対応することとなりました。社会福祉協議会では、これを好機と捉え、この地を地域福祉・地域共生の拠点となるよう、整備したいと思っています。

地域住民のボランティアをはじめとしたさまざまな活動、生活困窮・ひきこもり・障がいなど、多種多様な支援活動がより身近に感じられ、気軽に立ち寄れ、誰もが使える・集える居場所づくりの創出に努めたいと考えています。すべての人がかけがえのない人間として認められ、尊重される社会をめざして、地域、団体、企業、行政、社協などが幅広く連携・協働しながら、地域全体で支え合うネットワークづくりを進め、「ふくしでまちづくり」を展開してまいりたいと考えています。

皆様方のご理解とご協力、ご支援、ご参加の程よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、藤原誠委員長をはじめ15名の策定委員、アドバイザーの兵庫県社協荻田藍子部長、作業部会職員の皆様には多大なるご尽力を賜りましたこと、心から感謝とお礼を申し上げます。

本計画書の随所にあるイラストを見ると、議論過程でのグループ発表がよみがえり、委員会終了の度、委員長さんと「良いメンバーで今日も楽しく有意義な議論が交わされましたね。」と笑顔で話したことを思い出します。

社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会  
会長 秋 武 賢 是

## 第4次地域福祉推進計画の策定にあたって



令和2年は誰もが命の危険にさらされ、一人一人が感染防止を意識して行動する年となりました。政府、行政や専門家の主導のもと、個人、家族、事業者等全員が状況を共有し、合言葉や数値を心に見えない敵と戦い、感染縮小の兆しが見えてきたところです。この半年の経過の中で、命を守るための大切な条件を再認識することとなりました。それは三密を避けること、人との交流を断つこと、外出自粛、経済活動の閉鎖など。これまでの意向に逆行することであり、大変な我慢と意識改革が必要です。行政、専門家や医療チームとともにマスクも大きな役割を果たしています。

この事態の中で大変だと思う一方で、宍粟市が直面している人口流出、人口減少、農地山林の荒廃、地域収益の減少、事業所の減少、誰もが住みたいまちづくりといった課題について、一人一人がこれほど真剣に考え、意識を高め、行動してきただろうかと考えてしまうのです。

私たちの幸福な生活に直結する「第4次地域福祉推進計画」がまとまりました。まちづくりの中で福祉活動が重要な役割を担うという観点から、今回の策定委員会には各分野で熱意をもって実践されている方々が参集されました。日々の実践の中から一人一人が福祉活動の夢を語り、提案を頂きましたことは各委員にとっても貴重な学びの場となりました。委員から出された意見を熟考し、まとめていただいたのは市社協職員作業部会の皆様です。「地域共生社会」の実現を追求して止まない皆様に心より敬意を表します。有難うございました。その過程で県社協からの的確なご助言を頂くこともできましたことお礼申し上げます。

今後5年間の道しるべとなる推進計画。どのページも大切ではありますが、地域福祉の目標の共有と共に「支え合いネットワーク」の現状を市民の皆様にも再確認していただき、それぞれの立場における目標をいくつか心に定めて実践していただくことが大切ではないかと思います。また、今年のウイルス対策と同様に、福祉活動についての全員参加の意識をより一層高めていただき、「ふくしでまちづくり」を進展させるための手だてや推進管理が重要であると思われまます。

「誰もが住みたいまちづくり」をめざして、一人一人の真摯な郷土愛や「ほっとけないをほっとかない生き方」が求められています。この計画書がその「道しるべ」として役立ちますことを策定委員一同、心より祈念しております。

第4次地域福祉推進計画策定委員会

委員長 藤原 誠



# もくじ

## 第1章 社会福祉協議会の理念と目標

- 1 社会福祉協議会の理念 ..... 1
- 2 社会福祉協議会がめざすもの ..... 1

## 第2章 計画の策定にむけて

- 1 社会福祉をとりまく現状と課題 ..... 3
- 2 めざす「地域共生社会」とは ..... 3
- 3 宍粟市地域福祉計画との整合性 ..... 5
- 4 第3次地域福祉推進計画の総括 ..... 7
- 5 第4次地域福祉推進計画策定までの流れ ..... 12

## 第3章 第4次地域福祉推進計画

- 1 計画のねらい ..... 13
- 2 計画の推進期間 ..... 14
- 3 総合体系図 ..... 14
- 4 地域福祉目標 ..... 14
- 5 活動目標・社協目標・個別活動目標 ..... 14
- 6 計画を推進する3つの視点 ..... 14
- 7 計画の愛称 ..... 15
- 8 支え合いネットワーク関係図 ..... 15
- 9 持続可能な開発目標（SDGs）への取組 ..... 16

## 第4章 計画の推進と管理方法

- 1 第4次地域福祉推進計画の進行管理 ..... 36
- 2 宍粟市社会福祉協議会職員の連携 ..... 37

## 資料編 第4次地域福祉推進計画策定における 課題抽出のための資料

- 数字から見る宍粟市の地域福祉の現状 ..... 38
- 「第3期宍粟市地域福祉計画」策定における市民アンケート調査結果 ..... 44
- 統計データから見る宍粟市の現状 ..... 49
- グループワーク「宍粟のことを考えてみましょう」 ..... 54

## 参考資料

- 用語解説 ..... 56
- 計画策定の経緯（策定委員会・作業部会） ..... 60
- 策定委員会設置要綱 ..... 64
- 策定委員名簿 ..... 66



## 第1章 社会福祉協議会の理念と目標

### 1 社会福祉協議会の理念

社会福祉協議会（以下「社協」という）は、社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に位置づけられており、すべての都道府県・市区町村に設置されています。社協は、地域の人々だれもが住みなれた町で、いつまでも安心して暮らせる「ふくしのまち」をつくることを理念としています。

社協の使命は、「**当事者・住民の主体性を原動力としながら、生活課題を抱える一人一人が地域の一員として、『自分らしく』暮らせる地域社会（＝福祉コミュニティ）づくりを進める**」ことです。自らの生活と地域を築く主役は、住民一人ひとりであるという考え方にに基づき、当事者の生活課題の解決に向けた住民の主体的な取り組みを支援することを表しています。

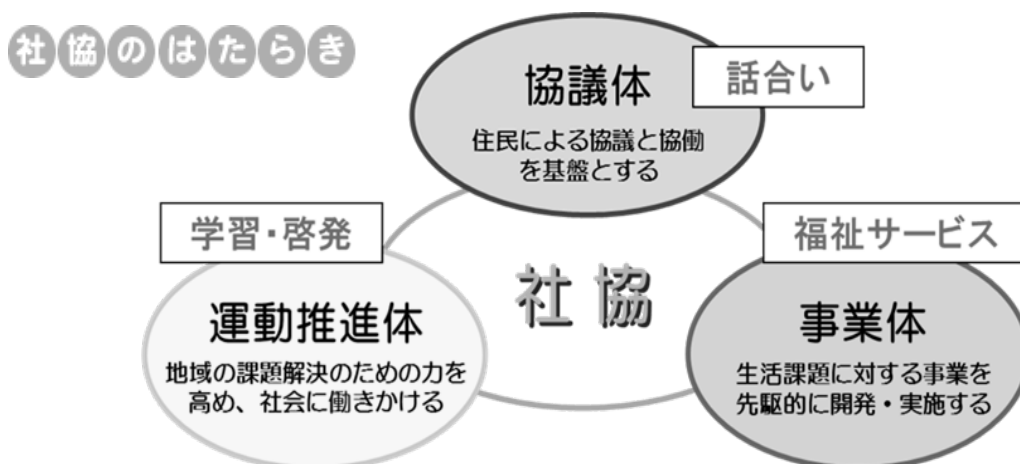
つまり、当事者の生活課題への気づきや共感を出発点にしつつ、一人ひとりの主体性をつなぎあわせ、ノーマライゼーション(p.59 参照)の理念が根付く福祉コミュニティづくりを図ることが社協の使命なのです。どれだけ情勢が変化しようとも、変えてはならない社協の原点です。

### 2 社会福祉協議会がめざすもの

#### （1）社会福祉協議会の性格

社協は、地域住民を基盤とし、住民の自己決定・通常生活の継続・総合的視点の尊重などの基本理念にもとづく地域福祉の実現をめざす公共的な性格を有する地域福祉推進の中核的民間組織です。そして、地域住民・当事者のニーズに依拠した活動をすすめるとともに、保健・医療・福祉、その他公私関連領域との連携を図ります。

また、社協は、使命を実現するために、「協議体」「運動推進体」「事業体」の3つの組織特性を持っています。これら3つの特性を融合しながら、地域の発展を図りつつ、住み慣れた地域で住民一人ひとりが暮らし続けるために、地域住民や当事者のニーズに寄り添った支援活動をすすめ、関係各機関との連携と協働に努めています。



このように、社協の使命と3つの特性のもと、「この町に住んでいてよかった」と思える地域をみなさんとともにつくるのが社協の役割となります。

## (2) 社会福祉協議会活動の6つの原則

社協は、地域福祉の実現をめざし、次の6つの原則に基づいて活動を進めます。これは、兵庫県社会福祉協議会が1991年に定義したものです。

### ① ノーマライゼーションの原則

社協は、すべての住民の社会、経済、文化等のあらゆる分野での社会参加と通常生活を保障することをめざします。また社協はその組織運営及び活動においてもその実現をめざします。

### ② 住民ニーズ基本の原則

社協は、住民の福祉課題の把握に努め、その課題解決のための諸活動を計画し、実施します。

### ③ 自己決定の原則

社協は、住民が自分の生き方や物事を自身で決める権利を持ち、その確実な決定及び選択をすることを尊重するとともに、社協組織の運営やその諸活動に主体的に決定するよう援助します。

### ④ 継続性の原則

社協は、住民の福祉課題を解決するにあたって、これまでの性格の継続を保障する活動を推進します。

### ⑤ 総合性の原則

社協は、生活者の立場にたって、公私の社会福祉、保健・医療、教育、労働等の関連分野の関係者と連携を深め、地域福祉の総合的な企画・推進を図ります。

### ⑥ 民間性の原則

社協は、社会福祉の公共性を尊重し、かつ地域福祉を推進する中核的民間組織として、住民の参加を基盤とする創造性・先駆性・柔軟性・開拓性を発揮します。

## 第2章 計画の策定にむけて

### 1 社会福祉をとりまく現状と課題

今日の社会福祉を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の急速な進展、社会的孤立や生活困窮、地域社会や家族形態の変容、さらには個人の価値観やライフスタイルの多様化を背景に生活課題や福祉課題が複雑化しています。

社協は、長年にわたり、「誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現」「福祉のまちづくり」のため活動に取り組んできました。こうした地道な実践の積み重ねは、在宅福祉サービス制度の創設と基盤整備、住民ニーズと課題に応じた児童・障がい者・高齢者、低所得者などへの福祉諸制度の創設につながり、各種制度が改革を重ね発展してきたことによって、今日の地域福祉推進に至っています。そして、このような地域福祉活動の歴史と潮流は、現在、国が進めている「地域共生社会」の実現につながるものです。

国が示した「地域共生社会」づくりでは、地域におけるコミュニティを育成することで、地域住民が世代や背景を超えてつながり、相互の役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取り組みを進めることとしています。地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に地域住民や福祉組織・関係者が主体となって連携・協働し、地域の生活課題や福祉課題を解決するための活動を展開していくことが求められています。

このような情勢のもと、宍粟市社協では、今年度から始まる「第4次地域福祉推進計画」（以下、「第4次計画」という）の推進と宍粟市の第3期宍粟市地域福祉計画の推進に向け、社協の立場を活かしながら、宍粟市内全域で地域福祉が息づく町をめざすため全力をあげます。

### 2 めざす「地域共生社会」とは

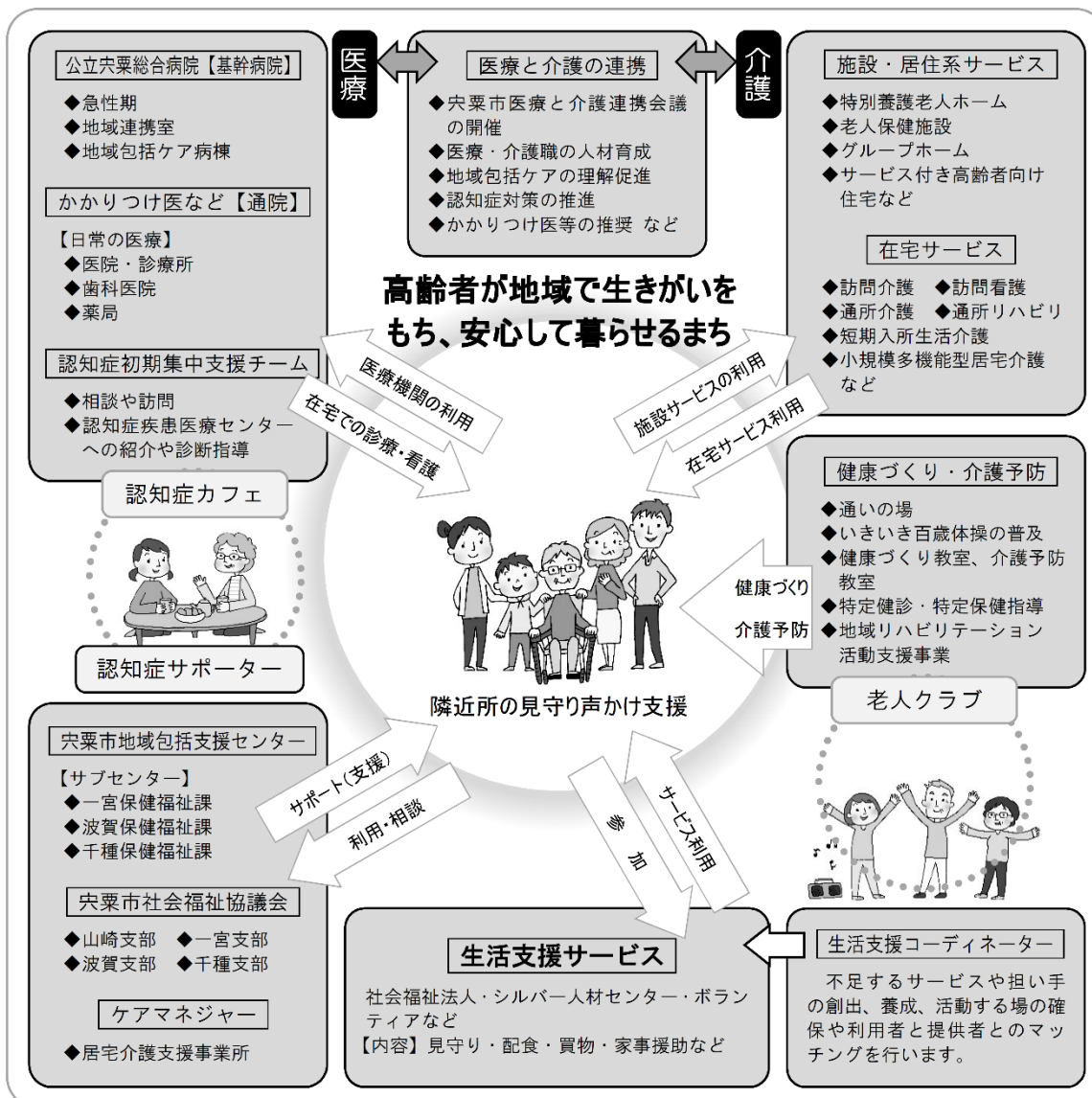
平成28(2016)年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」(p.59参照)において、高齢者、障がいのある人、子どもなど、すべての人が地域・暮らし・生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築すると明示され、同年7月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

こうした状況を踏まえ、地域の支え合いの仕組みとしての「地域包括ケアシステム」(p.4・p.58参照)をさらに深化・進化させ、地域全体で「我が事・丸ごと」(p.59参照)として支え合う「地域共生社会」の実現のための取り組みを進めることが必要になっています。

これからは、地域での「役割」「出番」「居場所づくり」、それを進めるための「支え合い」が特に重要となり、支えられるだけでなく、だれもが役割を持って生き生き活躍できる地域社会を住民と専門職が協働して作り出せる取り組みをめざしていきます。



## 【宍粟市がめざす地域包括ケアシステム】



### ■宍粟市地域包括ケアシステムがめざす 2025 年の将来像

- 住民が住み慣れた地域で安心して、つながりを持ちながら生活できる。
- 高齢化や疾患によって生活のしづらさが生じたときは、家族や近隣、ボランティアなどの支援を受けることができる。
- 医療や介護が必要となった場合には、切れ目のない医療・介護サービスを個々に応じて受けることができる。
- 個人の尊厳や財産を守ることが保障されている。
- 在宅での看取りができる。

「宍粟市高齢者福祉計画・第7期宍粟市介護保険事業計画」から引用

### 3 宍粟市地域福祉計画との整合性

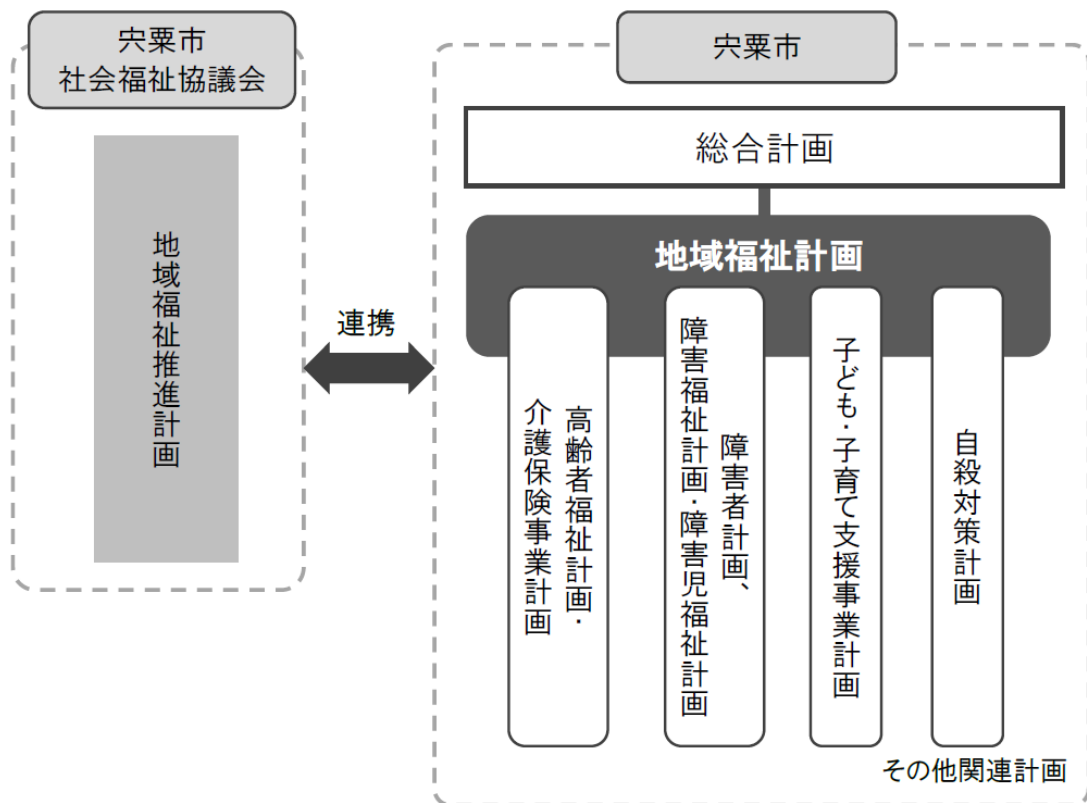
「地域福祉計画（行政計画）」の策定については、平成30（2018）年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。宍粟市では、「第3期宍粟市地域福祉計画」を令和2（2020）年3月に策定しており、福祉の分野別計画である「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「自殺対策計画」を横断的にまとめた計画として位置づけています。

これに対して、社協の策定する「地域福祉推進計画」は、行政の計画を踏まえつつ、社協の強みである地域とのつながりを重視し、地域住民をはじめ、地域で活動するさまざまな団体・機関などが連携・協働して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画と位置づけています。

この2つの計画は、ともに宍粟市の地域福祉を推進するために策定された計画であり、方向性や内容について重なり合う部分があります。重要なことは、計画の中で明確にした行政と社協の役割をいかに果たしていくかということであり、そのためにも相互の連携を強めていく必要があります。

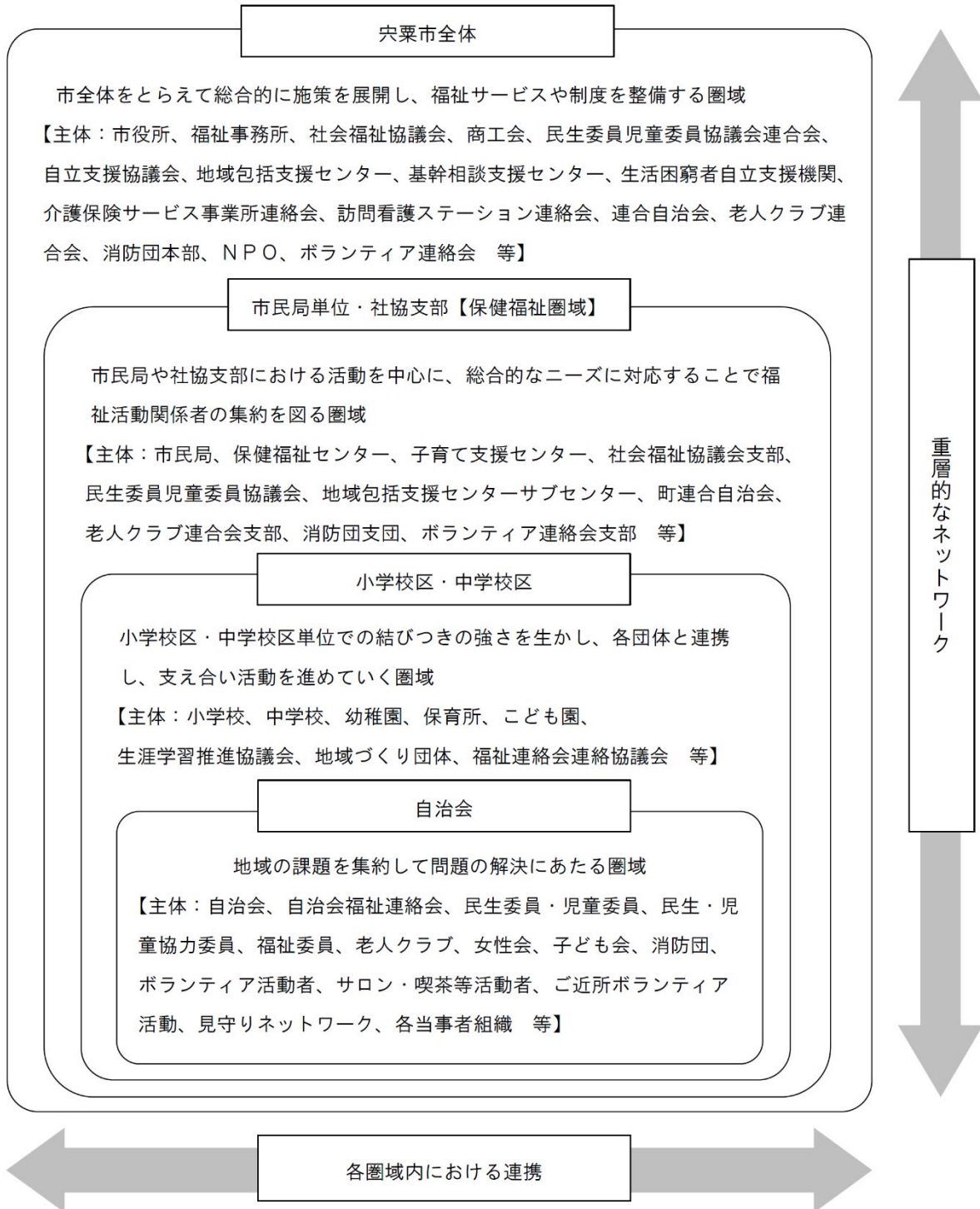
また、宍粟市の福祉圏域は6頁の通りです。「市全体エリアの大きな圏域から、自治会など住民に身近な圏域まで、各圏域に応じた重層的な推進体制を整備することが必要で、福祉活動や事業が効果的に展開できる圏域（範囲）を設定し取り組みを進めるとともに、圏域を超えた重層的なネットワークの構築を推進します」とされています。

#### 【地域福祉計画と地域福祉推進計画の連携】



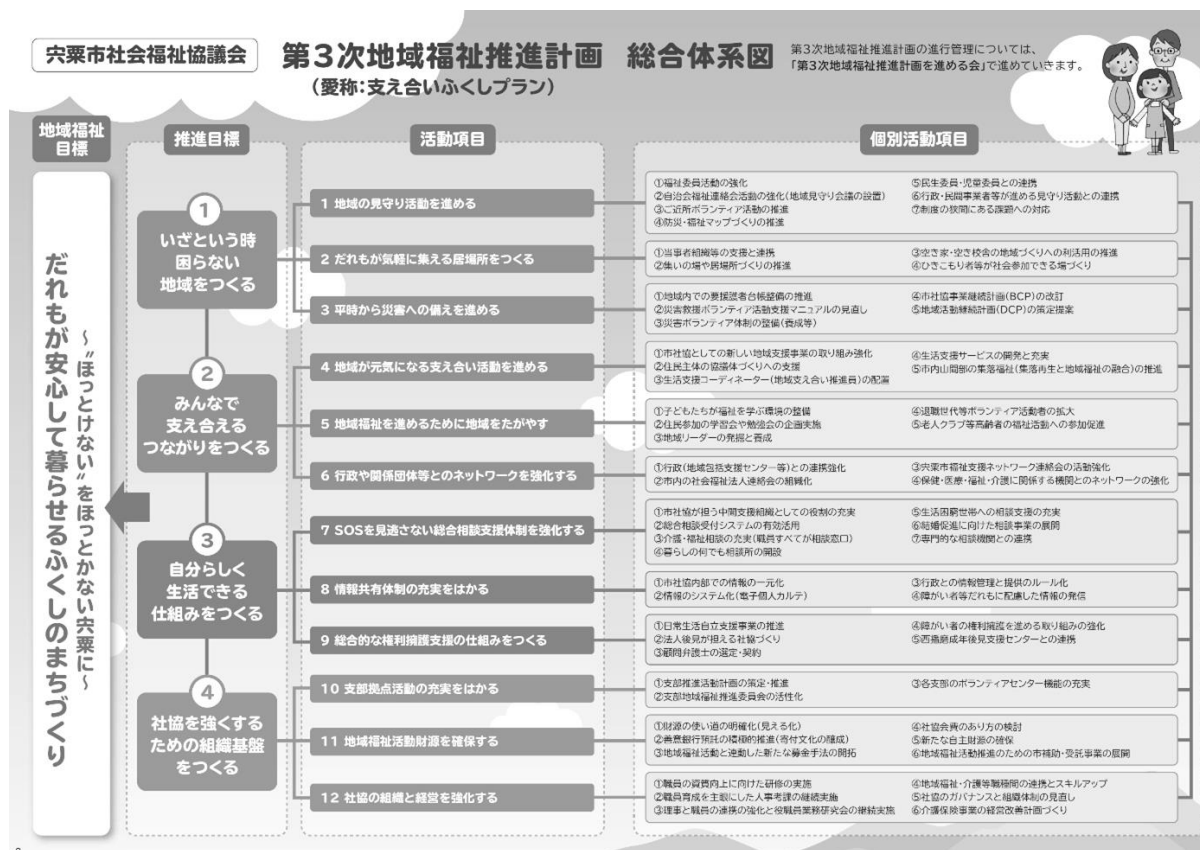
「第3期宍粟市地域福祉計画」から引用

## 【宍粟市の福祉圏域】



「第3期宍粟市地域福祉計画」から引用

## 4 第3次地域福祉推進計画（愛称：支え合いふくしプラン）の総括



宍粟市社協では、第3次地域福祉推進計画（以下、「第3次計画」という）に基づいて、平成28（2016）年度から令和元（2019）年度の4年間、『だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくり ~ “ほっとけない、をほっとかない宍粟に” ~』を地域福祉目標に掲げ、4つの推進目標と12の活動項目、61の個別活動項目に取り組み、年度ごとの事業計画と連動させながら各種事業を実施してきました。

平成28（2016）年度、生活支援体制整備事業を進めていくために、新たな職種として「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を2名配置し、居場所や集いの場の立ち上げ支援、元気な地域づくりサポーターの養成（1期～3期）、地域の資源をまとめた「しそ“地域の宝物”リスト」の作成など、地域づくりを進めていく活動を展開しました。

平成29（2017）年度には、生活困窮支援の一環として「食のセーフティネット事業」を立ち上げ、家庭などに眠っている食品・食材を善意銀行（p.58 参照）で受付け活用しました。また、災害ボランティア養成講座の受講者を中心に「宍粟市災害ボランティアネットワーク」を立ち上げ、情報交換や学習の場を設け、災害ボランティアセンター設置訓練にも毎年参加しています。平成30年7月豪雨災害では、災害ボランティアネットワークと連携し、宍粟市内や倉敷市真備町での救援活動に取り組みました。

社協広報紙「こんにちは！社協です！！」を毎月発行し、朗読やデージーボランティアの協力のもと、朗読テープやCDを作成して目の不自由な方々へ届けました。平成30年7月豪雨災害時には、被災状況や救援活動などをホームページで毎日更新し、タイムリーな情報を



発信しました。その他にも、「小地域福祉活動のてびき」「ふくしの出前講座」のリーフレットなどを活用し、学校や地域での福祉学習や研修会の機会づくりに力を入れました。

平成 29 年（2017）年 10 月から、理事と職員が推進計画の重点事業ごとにチームとなった「**役職員業務研究会**」に取り組みました。これは、第 2 次計画の推進から開始したもので、第 3 次計画では、「防災福祉」「生活困窮」「福祉学習」「集落福祉」「地域福祉財源」の 5 つのテーマで研究チームを編成し、先進地の視察や研究・調査などを行いました。

ボランティアグループや自治会福祉連絡会をはじめ、福祉団体、空き家などを活用した新たな居場所をつくる団体などに助成金を交付し活動の基盤を支えました。しかし、地域福祉活動財源である「善意銀行預託金」や「赤い羽根共同募金」、介護保険事業の収益の落ち込みなどにより、社協事業の見直しや経営効率を考える事業メニューの精査などが課題となりました。この傾向は今後も続くことが予想されます。

社協の経営を改善するために、平成 28（2016）年度に「**第 5 期経営検討委員会**」を設置し、2 年連続で計上した赤字に対し、改革の方向性が具体的に示され、社協の財政状況を回復させました。しかし、実質的に社協活動を支えてきた介護保険事業の不振に対し、社協の組織や財政、事業内容の見直し、介護サービス事業所のあり方を見直しが必要となり、令和元（2019）年度に「**第 6 期経営検討委員会**」を設置し、社協の経営課題を検討しました。

平成 28（2016）年度に「**第 6 回宍粟市地域福祉のつどい**」、平成 29（2017）年度に「**支え合いの地域づくり講演会**」、平成 30（2018）年度に「**第 7 回宍粟市地域福祉のつどい**」、令和元（2019）年度に「**平成 21 年台風 9 号豪雨災害から 10 年フォーラム**」を計画推進期間（年次ごと）にそれぞれ開催し、第 3 次計画の住民への周知や計画の進捗報告、地域づくり実践者や団体などの紹介、災害の教訓を活かした取り組みなど、市民のみなさんとともに考え、進めていく機会を作りました。

第 3 次計画を着実に推進するための協議の場として、「**第 3 次地域福祉推進計画を進める会**」を組織し、半期ごとに進捗の点検・評価を行いました。構成メンバーは、計画策定に関わった委員や各支部の地域福祉推進委員、社協理事で、主な取り組みについて写真（スライド）で紹介しながら、活動ごとに 5 段階評価（S・A・B・C・D）で示すなど、取り組みの意義や課題について意見・質問が出やすい会議運営に努めました。

第 3 次計画の年次ごとの進捗状況については、「**年次レポート**」を毎年作成し、宍粟市社協のホームページで公開しました。

9 頁からは、「**第 3 次計画に基づく進捗状況**」として、活動項目（1～12）ごとに進捗状況を報告しています。



宍粟市社協のホームページで公開  
（1年次～4年次）



# 第3次計画に基づく進捗状況

## 活動項目1

### ①福祉委員活動の強化

～見守り活動を進めるための担い手づくり～



福祉委員研修会 (R1 902名選出)



小地域福祉活動のてびき (H29)

各自治会から選出された福祉委員を対象に毎年研修会を開催し、福祉委員の役割やふれあい喫茶・サロン活動、地域見守り会議等について学ぶなど、福祉委員活動の強化を図っていますが、地域によって取り組み状況も様々です。

### ②自治会福祉連絡会活動の強化

～地域見守り会議の定着をめざして～



見守り会議 (H30 155自治会675回)



福祉委員研修会のテーマとして (H30・R1)

自治会福祉連絡会に小地域福祉活動助成金を交付し活動の基盤を支え、高齢者等の安否確認や困りごと等の情報交換の場として地域見守り会議を提案し広がりを見せてきています。

### ④防災・福祉マップづくりの推進

～マップづくりの具体的な進展が図れず～

#### 自主防災マップ作り講習会 (H30)



養父市社協視察研修 (H29)

業務研究会1班では、行政が進める自主防災マップに福祉(気になる人の情報等)の視点を取り入れたマップづくりの研究を進めてきましたが、全自治会でのマップの整備が進んでいない状況で、進展を図ることが出来ませんでした。

### ⑤民生委員・児童委員との連携

～民生委員が地域の見守り役として～

歳末たすけあい運動

歳末たすけあいサービス (特別給食304件、灯油配達472件、カレンダー配布786件 H30)

配食サービス

ふれあいサロン

民児協定例会での情報共有や75歳以上のひとり暮らし世帯対象の配食サービスや歳末たすけあいサービス、ふれあい喫茶・サロン活動など、民生委員活動と連携を図りながら進めています。

## 活動項目2

### ①当事者組織等の支援と連携 ④ひきこもり者等が社会参加できる場づくり

～新たな当事者同士のつながりの機会が～

#### ～発達障害を考える会～

コネクト∞無限大

発達障害を克服する会



発達障害を考える会

身体障害者福祉協会

在宅介護者の会

介護者の会や身障協会、発達障害を考える会などのセルフヘルプグループに側面的な支援を行っている中で、ひとり親家庭やひきこもり、精神障がいの方など共通の課題を抱える新たな当事者同士のつながりづくりの機会が持っていません。

### ②集いの場や居場所づくりの推進

～地域の誰もが参加できる集いの場に～



ふれあい喫茶・サロン (H30 149団体・703回)



いきいき百歳体操 つどいの場に

集いの場(ふれあい喫茶やサロン等)の活動費(小地域福祉活動助成金)を助成したり、生活支援コーディネーターやコミュニティーカーが活動の助言やレクリエーションの指導を行うなど運営を支援しています。

### ③空き家・空き校舎の地域づくりへの利活用の推進

～空き家を地域活性化の拠点として～



自治会の中心部にある空き家(納屋)を改装 (H29)



自宅の離れを開放。子どもの居場所づくりに共同募金配分金を活用 (H30)



空き家を地域の大切な資源(=宝物)ととらえ、地域活性化の拠点づくりとして、立上げ支援を行うなど空き家等の利活用を応援しています。

## 活動項目3

### ②災害救援ボランティア活動支援マニュアルの見直し

～被災者支援活動での経験を教訓に～



災害VC設置訓練で様式を活用 (R1)



様式の見直し (R1)

平成30年7月豪雨災害で活用した災害救援マニュアルの様式について課題となった部分(修正箇所)の見直しを行い、今年度の災害VC設置訓練で様式を活用した検証を行いました。



③災害ボランティア体制の整備（養成等）

～災害時の人材確保とネットワークを目的に～

岡山県倉敷市へ災害ボランティアバスを運行（H30）



本会職員と災害ボランティアネットワークで防災訓練に参加（H29～）

災害V養成講座の受講者を中心に「宍粟市災害ボランティアネットワーク」を29年度に結成。平成30年7月豪雨災害での救援活動や市総合防災訓練への参加などネットワークメンバーと連携しながら活動を進めています。

③生活支援コーディネーターの配置

～「つなぐプロ」として専門性を発揮～



集いの場での学習会（H30 37回）



居場所づくりの応援（H30 49か所）



宝物リストには宍粟の様々な資源が（H29）

居場所や集いの場の立ち上げ支援、ご近所サポーターの養成、地域の宝物リストの作成、地域を元気づけするための協議の場（協議体）づくりなど、生活支援コーディネーター（2名配置）が、人や地域などを「つなぐプロ」として専門性を発揮しています。

活動項目5

①子どもたちが福祉を学ぶ環境の整備

～福祉学習プログラムの作成に向けて～

ふるさとまつりで車いす体験（H30）



理事と職員で学校を訪問（H29）



介護職員へのアンケート（H30）

業務研究会3班では、学校への現状調査や福祉体験学習（理事会、ふるさとまつり）、介護福祉課職員向けアンケート調査等、福祉学習への関心を高める取り組みを進め、令和元年度は、福祉学習プログラムの作成に向けた取り組みを進めました。

④退職世代等ボランティア活動者の拡大

～元気な地域づくりサポーターの活動を応援～



3年間で38人がセミナーを修了 地域活動に向けて受講者が交流（H30）



生活支援コーディネーターが、29年度から元気な地域づくりサポーターを養成。フォローアップとしてこれまでの受講者の交流の機会を設けながら、地域活動の実践に向けた取り組みを進めています。

活動項目4

②住民主体の協議体づくりへの支援

～地域を元気づけするための協議の場を応援～



城下地区福祉委員会視察研修



More繁盛「繁盛米秋穫祭」（H29～）

生活支援コーディネーターが、まちづくり協議会や福祉連絡会（地域見守り会議）等が、地域の活性化や課題解決に向け自由に話し合える、地域を元気づけするための協議の場（協議体）づくりを進め、協議の場から生まれたイベント等への関わりが増えています。

⑤市内山間部の集落福祉の推進

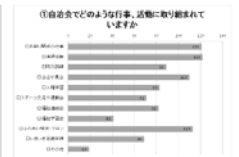
～「おしえてシート」で地域の現状を分析・活用～

『おしえてシート』（宍粟市全編集計一覧）

～地域ごとの現状を把握して活用～

行政区	人口	高齢者人口	高齢者率	65歳以上人口	65歳以上率
城下地区	1,013	351	34.7%	351	34.7%
山間部	1,013	351	34.7%	351	34.7%
合計	2,026	702	34.7%	702	34.7%

※上記は2019年10月1日現在のデータです。



おしえてシート（H30）

業務研究会2班では、人口規模や環境、行事や取り組みなどの現状を詳しく知るため「おしえてシート」を作成。現在、福祉連絡会や住民学習会の機会など貴重なデータとして活用しています。

②住民参加の学習会や勉強会の企画実施

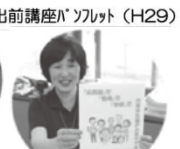
～ふくしの出前講座で学習の場づくり～



14校・24教室（H30）



16自治会に参加（H30）



出前講座パンフレット（H29）

学校・地域・事業所向きの「ふくしの出前講座パンフレット」を作成し、認知症、介護、防災、障がい等、さまざまなプログラムを紹介。それぞれの分野の専門職（社協職員等）や当事者、ボランティアの方々が、学校や地域等に講師（ゲスト）として伺っています。

活動項目6

②市内の社会福祉法人連絡会の組織化

～社会福祉法人の組織化に向け準備～



まどか園



はるまじの家の

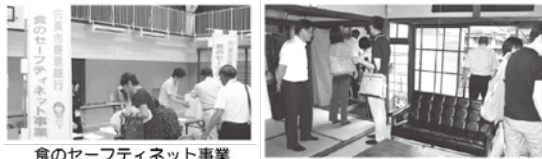
社会福祉法人制度の改正により義務化される社会福祉法人の地域貢献活動について、市内の社会福祉法人が集まり、「宍粟市社会福祉法人連絡協議会」の組織化に向け、連絡協議会の必要性や活動について学習し、連絡協議会の設立に向けた目標と組織を協議するなど準備を進めました。



活動項目 7

⑤生活困窮世帯への相談支援の充実

～社協が取り組む困窮者支援を研究～



食のセーフティネット事業  
(受付50件 支援15件)

こども食堂の視察 (赤穂市)

「食のセーフティネット事業(H29～)」では、生活困窮支援の一環として食品等を受け活用しました。また、業務研究会4班では、視察研修や学習の機会を設けるなど、宍粟市社協に求められる生活困窮・ひきこもり支援について研究を進めました。

活動項目 8

④障がい者等だれにも配慮した情報の発信

～市民に必要な福祉情報を発信～



毎月発行の広報紙  
朗読テープ・CD作成 ～目の不自由な方へ～

「こんにちは！社協です！！」では、市民に必要な福祉情報を毎月発信し、目の不自由な方には情報ツールとして朗読テープやCDをお届けしました。また30年7月豪雨災害時には、救援活動等の情報についてホームページで毎日更新しました。

活動項目 10

②支部地域福祉推進委員会の活性化

～地域福祉推進委員が支部運営をサポート～



各支部の福祉活動や運営活性化をめざし、支部地域福祉推進委員会を開催し、かわら版(支部だより)の発行や集いの場(波賀第67'ロックふれあい喫茶、千種こころあったかカフェ)など、支部の実情に応じた取り組みを進めています。

活動項目 11

①財源の使い道の明確化(見える化)

～使い道を市民に明確に示すことが重要～



善意銀行預託金や社協会費(一般・賛助)、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金等で協力いただいた財源の使い道を、チラシや広報紙等で明確に示していますが、更なる市民からの理解が得られるよう努めることが重要です。

⑥結婚促進に向けた相談事業の展開

～お相手探しのお手伝い！出会いを応援！～



婚活交流イベント(H30)  
3回開催・20組カップル成立

結婚相談員(24名)  
毎月3回相談所開設(H30 31回・26件)

結婚相談員による「結婚相談事業」と、婚活センターや出会いの場を提供する「宍粟市出会いサポートセンター事業」との連携した取り組みを進めました。相談から成婚に至るまでの未婚者へのサポートを行い、30年度は3件の成婚がありました。

活動項目 9

④障がい者の権利擁護を進める取り組みの強化

～障がいのある方の自立支援と社会参加を応援～



相談対応424人  
相談件数519件  
計画件数396件(H30)

障がい者就労支援事業所の  
みなさんが街頭募金に参加

障がい者相談支援センター「ゆめぷらん」の相談支援専門員(3名配置)が、障がいのある方が自立した生活が送れるよう、日常生活に関する様々な相談に対応し、ご本人の自己決定を尊重したサービス等利用計画を作成しています。

③各支部のボランティアセンター機能の充実

～ボランティア連絡会との連携で事業を推進～



「1.17」「3.11」  
の追悼行事

山崎V連会員交流会  
(茶話会)

波賀V連ボランティア  
のつどい(会食)

ボランティアの日(善意月間清掃活動)、ボランティアまつり、ボランティアのつどい、震災の追悼行事など、各支部ボランティア連絡会と連携を図りながら取り組んでいます。

活動項目 12

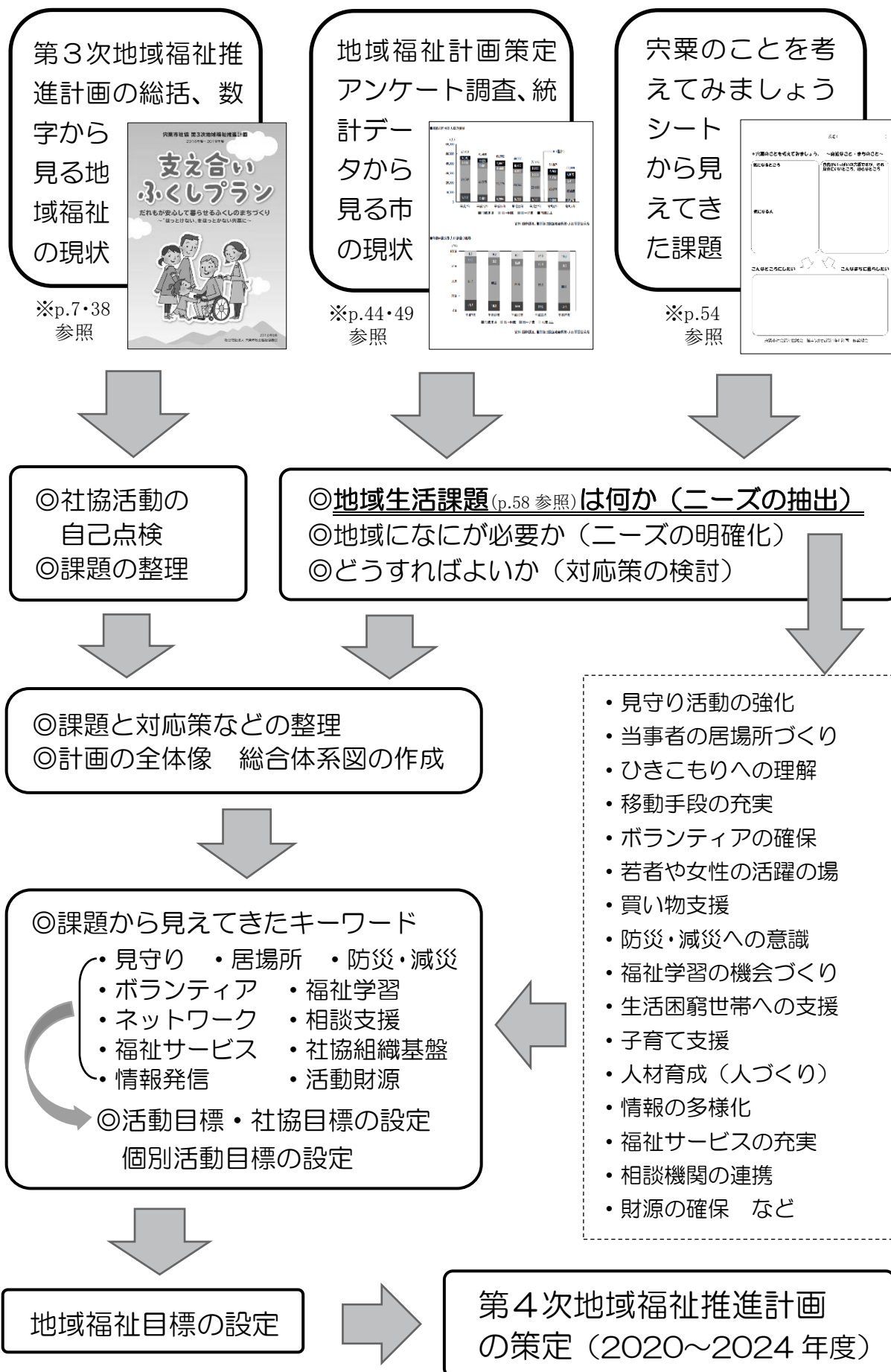
③理事と職員の連携の強化と役員業務研究会の継続実施

～社協の役員で重点事業を調査・研究～



理事と職員が、重点事業ごとにチームを編成した業務研究会を設置し調査・研究を進めてきました(H29～)。おしえてシート(地域の現状調査)の集計・分析、福祉学習推進への提言、やすらぎ宝島の提案など、班ごとでまとめを行いました。

5 第4次地域福祉推進計画策定までの流れ



## 第3章 第4次地域福祉推進計画

### 1 計画のねらい

社協は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられ、市町村に1つしか設置できない、きわめて公共性の高い民間福祉団体です。地域福祉を推進していくためには、地域住民をはじめ、地域で活動するさまざまな団体、機関などが参画して、地域の実情や課題を理解し合って、役割や機能を活かし合いながら活動を進めていくことが必要であり、社協として地域住民や関係機関などと進めていくべき方向性やそれらを具体化した取り組みをまとめたものが「地域福祉推進計画」です。

宍粟市社協では合併後、平成19(2007)年度に「第1次計画」、平成23(2011)年度に「第2次計画」、平成28年度(2016)年度に「第3次計画」を策定し、宍粟市の地域福祉の推進に取り組んできました。その後4年が経過し、それらの計画を継承し、「第4次計画(5か年計画)」を策定しました。

第4次計画では、介護保険制度や生活困窮者自立支援制度(p.57参照)、障害者差別解消法(p.57参照)などの福祉関連の法律・制度の整備が国で進められ、社会福祉法人制度改革(p.57参照)が施行されるなど、地域福祉に関する政策をめぐる改革が急速に進行している中で、社協の立場でどのような具体策を提案していくのかに焦点を充て策定作業を進めました。

令和元年(2019)年9月から、「第4次地域福祉推進計画策定委員会」(p.60~66参照)(以下「委員会」という)を開催し、企業、教育、健康、介護、医療、当事者支援、地域の活性化、行政、社協など、幅広い分野から15名が策定委員として参画しました。また、アドバイザーとして兵庫県社協地域福祉部職員を招き、計画づくりに取り組みました。

委員会では、第3次計画で推進している活動や取り組みについて点検・評価を行い、宍粟の気になるところや暮らしたい町について語り合いました。和気あいあいとした雰囲気の中、たくさんのアイデアで、真剣な中にも笑いの絶えない時間となり、4次計画で重要なテーマである「地域共生社会」の実現に向けた話し合いを進め、さらに充実する目標(バージョンアップ)と、新たに取り入れる目標(チャレンジ)について検討しました。

委員会と合わせて、地域福祉担当者や介護職員で構成の「作業部会」(p.63・67参照)を組織し、委員会の議論に必要なデータ収集や課題の分析を行ってきました。8か月に及ぶ議論を重ね、今後5年間の宍粟市の地域生活課題を抽出・分析し、宍粟市の地域福祉を推進するための計画が完成しました。また、これを推進する母体である社協の強化方策についても具体化しました。



## 2 計画の推進期間

計画の推進期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年とします。本計画では、宍粟市社協が取り組むべき課題を具体的に示し、5年間の取り組みを設定し、その評価を行いながら目標を達成していきます。そして、社会情勢の変化や「第3期宍粟市地域福祉計画（推進期間は本計画と同じ）」と整合性を図るために、行政と連携をとりながら、毎年、計画の進捗状況を確認し新たな課題には適宜対応していきます。

## 3 総合体系図

計画の体系では、第4次計画の推進期間で住民や集団・組織、宍粟市社協の取り組みを明確にし、そのために必要な目標や行動指針を設定しています。「宍粟市社会福祉協議会 第4次地域福祉推進計画（愛称：支え合いふくしプラン）総合体系図」は、17頁のとおりです。地域福祉目標、活動目標（1～8）、社協目標（1～3）から成り立っています。

## 4 地域福祉目標

第4次計画では、社協の使命と地域福祉の情勢を踏まえ、「みんなですすめよう ふくしでまちづくり ～ “ほっとけない、を ほっとかない宍粟に～”」を、今後5年間で宍粟市社協がめざす地域福祉目標として定めました。「地域共生社会」では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会をめざすことが求められています。市内の地域、団体、行政、社協などが連携・協働し、地域共生社会の実現に向けた「ふくしでまちづくり」を進めていきます。

## 5 活動目標・社協目標・個別活動目標

地域福祉目標を実現するために、活動目標（1～8）と社協目標（1～3）を提示し、これらの目標に取り組むために、全体で38の個別活動目標を設定しました(p.19～参照)。個別活動目標の「取り組み内容」は、「◎＝みんなで進めること」「●＝社協で進めること」を記載しており、「ひと・団体」については、記載されている集団・組織が主な活動推進者となって、相互に協力し合いながら目標に向かって進めていきます。活動を進める過程で、記載されている集団・組織以外にも協働の輪を広げ、ともに目標達成をめざすことを想定しています。（支え合いネットワーク関係図(p.18)に記載の集団・組織参照）

## 6 計画を推進する3つの視点

地域福祉目標、「みんなですすめよう ふくしでまちづくり ～ “ほっとけない、を ほっとかない宍粟に～”」の実現のため、第4次計画のすべての活動・事業展開において、以下の3つの視点をもって取り組みます。（第1次～第3次計画の「推進目標」に該当します）

### ① 住民同士で助け合い安心できる地域づくり

だれもが輝きを持てる機会や居場所づくり、地域で気になる人たちの見守り活動など、いざという時に住民同士で助け合える地域づくりを進めます。

## ② みんなで協力し支え合うつながりづくり

住民やボランティア、企業、関係団体、行政など、幅広い関係者が福祉への理解を深め、支援を必要としている人を協力して、支え合えるつながりづくりを進めます。

## ③ 自分らしい暮らしが続けられる仕組みづくり

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしが続けられるよう、困りごとの把握や福祉サービスの充実など、暮らしを支えるさまざまな取り組みを進めます。

## 7 計画の愛称

地域福祉目標で定めた、「みんなですすめよう ふくしでまちづくり ～ “ほっとけない” をほっとかない宍粟に～」のとおり、「ほっとかない」をキーワードに計画を策定しています。地域、団体、行政、社協などが連携と協働を図りながら“支え合い”を進める本計画にふさわしい愛称として、第3次計画に続いて、「支え合いふくしプラン」と名付けました。

## 8 支え合いネットワーク関係図

支え合いネットワーク関係図は、18 頁のとおりです。宍粟市内で活動する、**地域、団体、企業、医療、事業所、施設、教育、行政、社協、さまざまな分野の集団・組織を、①自治会、②小学校区・中学校区、③市民局単位・社協支部、④宍粟市全体の圏域**に記載しています。

「地域共生社会」の実現のために、福祉の枠を超えたつながり（＝ネットワーク）はとても重要であり、支え合いふくしプランを推進する大きな力となります。

「みんなですすめよう ふくしでまちづくり ～ “ほっとけない” を ほっとかない宍粟に～」を合言葉に、さまざまな分野の集団・組織が連携・協働しながら、自治会域から宍粟市全域まで、幅広いニーズに合わせた活動を展開していきます。

また、支え合いネットワーク関係図は、「宍粟市がめざす地域包括ケアシステム」（p.4 参照）および、「宍粟市の福祉圏域」（p.6 参照）と、それぞれにリンクしています。

### ① 自治会域でのネットワーク

（地域の課題を集約して問題の解決にあたる圏域）

### ② 小学校区・中学校区域でのネットワーク

（小学校区・中学校区単位での結びつきの強さを生かし、各団体と連携し、支え合い活動を進めていく圏域）

### ③ 市民局単位・社協支部域でのネットワーク

（市民局や社協支部における活動を中心に、総合的なニーズに対応することで福祉活動関係者の集約を図る圏域）

### ④ 宍粟市全体でのネットワーク

（市全体をとらえて総合的に施策を展開し、福祉サービスや制度を整備する圏域）

## 9 持続可能な開発目標（SDGs）への取組

「持続可能な開発目標」（SDGs／エス・ディ・ジーズ）は、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標で、「誰一人取り残さない」という誓いのもと、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17の目標（図1）で構成されています。

2016年から2030年まで、世界中の国々がSDGsの達成にむけて取り組んでおり、将来の世界が人々にとって住みよい世の中になるよう、自分ができることをひとつひとつ増やしていくことがよりよい社会につながると期待されています。

第4次計画では、SDGsのうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー（p.57参照）平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」と関連しており、活動目標・社協目標ごと（p.19～参照）に、関連するSDGsのマークを示しています。

市民のみなさんがともに支え合い、いつまでも安全・安心な町で暮らし続けられるような地域をつくるために地域福祉活動に取り組むことで、国際目線であるSDGsの一部と深くつながるものと考えています。

〈図1〉



- 目標1 貧困をなくそう
- 目標2 飢餓をゼロに
- 目標3 すべての人に健康と福祉を
- 目標4 質の高い教育をみんなに
- 目標5 ジェンダー平等を実現しよう
- 目標6 安全な水とトイレを世界中に
- 目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 目標8 働きがいも経済成長も
- 目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう

- 目標10 人や国の不平等をなくそう
- 目標11 住み続けられるまちづくりを
- 目標12 つくる責任 つかう責任
- 目標13 気候変動に具体的な対策を
- 目標14 海の豊かさを守ろう
- 目標15 陸の豊かさを守ろう
- 目標16 平和と公正をすべての人に
- 目標17 パートナーシップで目標を達成しよう



だい じ ち い き ふ く し す い し ん け い か く そ う ご う た い け い ず  
第4次地域福祉推進計画 総合体系図

あいしやう ささ あ  
愛称：支え合いふくしプラン

かつ どう  
活動  
目 標  
もく ひょう

だい じ ち い き ふ く し す い し ん け い か く だい じ け い か く  
第4次地域福祉推進計画では、第3次計画で  
めい か く か か だ い さ ら じ ゅ う じ つ は っ て ん  
明確化した課題の更なる充実と発展をめざした  
かつ どう もく ひ ょ う せ っ て い と く  
「活動目標」を設定し、取り組んでいきます。

1～8



1 たが た ようせい みと あ  
お互いの多様性を認め合う  
ふくし がくしやう きやうぎ ば  
福祉学習・協議の場を  
すすめよう



5 だれもがだれかの役に…  
ボランティアの輪を  
ひろ  
広げよう



2 ち い き  
地域のだれもが  
あんしん  
安心できる  
い ば し ょ  
居場所をつくろう



6 ち い き ぼうさい げんさい  
地域で防災・減災の  
い し き た か  
意識を高めよう



3 ち い き ささ あ  
地域を支え合う  
ネットワークの  
じゆうじつ  
充実をはかろう

みんなで  
て  
手をとって  
あ  
支え合おう

7 く ささ  
暮らしを支える  
ふくし  
福祉サービスを  
じゆうじつ  
充実させよう



4 ち い き みまも  
地域で見守り  
かつどう  
活動をすすめよう



8 ち い き み じ か そ う だ ん  
地域の身近な相談を  
う  
受けとめてつなごう



しや きやう  
社協  
目 標  
もく ひょう

しやきやう ひと もの かね じやうほう  
社協は「人・物・金・情報」などの  
かつどう しげん じゆうじつ かつどうもくひょう  
活動資源の充実をはかり、活動目標の  
と く おうえん  
取り組みを応援します。

1～3

1 じゆうみん しんらい  
住民から信頼される  
そしき  
組織をつくります

2 じゆうみん ひつやう じやうほう  
住民に必要な情報を  
ひろ つた  
広く伝えます

3 ち い き ふくし かつどうざいげん  
地域福祉活動財源の  
かく ほ  
確保につとめます



# 支え合いネットワーク関係図

(宍粟市社会福祉協議会 第4次地域福祉推進計画)

## みんなですすめよう ふくしでまちづくり

～「ほっとけない、を ほっとかない宍粟に～」

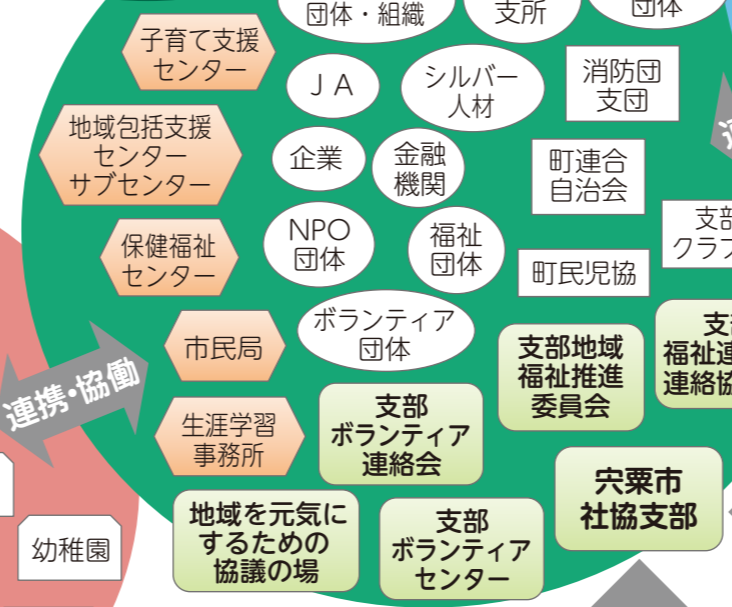
- 集団・組織**
- 活動者・福祉関係者 地域組織
  - 各種団体・企業 グループ
  - 医療・施設 事業所
  - 教育関係
  - 行政関係
  - 社協関係

### 行政レベルでの連携会議や協議会

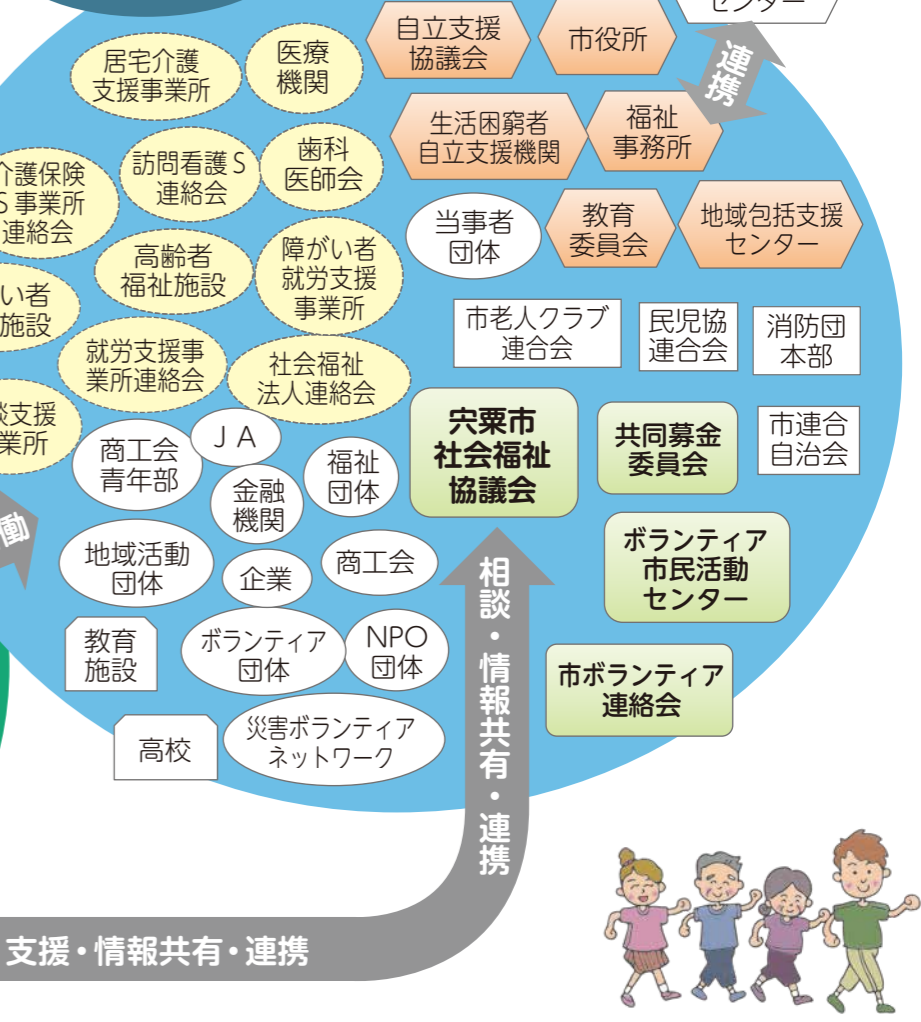
- 地域ケア推進会議
- 地域ケア個別会議
- 自殺対策連絡協議会
- 手話施策推進会議
- 生活困窮者支援実務担当者会
- 医療と介護連携会議
- 認知症施策検討委員会
- ひきこもり相談支援連絡会
- 地域公共交通会議 など

◎「みんなですすめよう ふくしでまちづくり ～「ほっとけない、を ほっとかない宍粟に～」」を合言葉に、さまざまな分野の集団・組織が連携・協働しながら、自治会域から宍粟市全域まで、幅広いニーズに合わせた活動を展開していきます。

### 市民局単位 社協支部



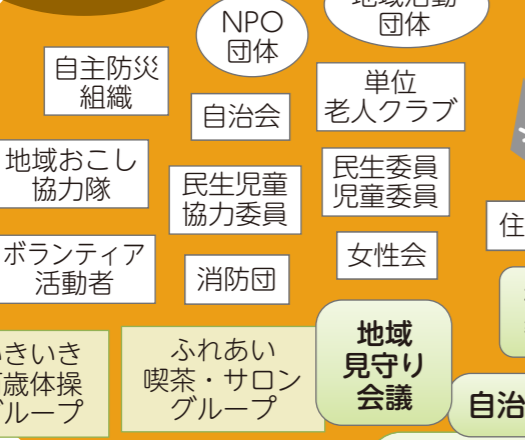
### 宍粟市全体



### 小学校区 中学校区



### 自治会



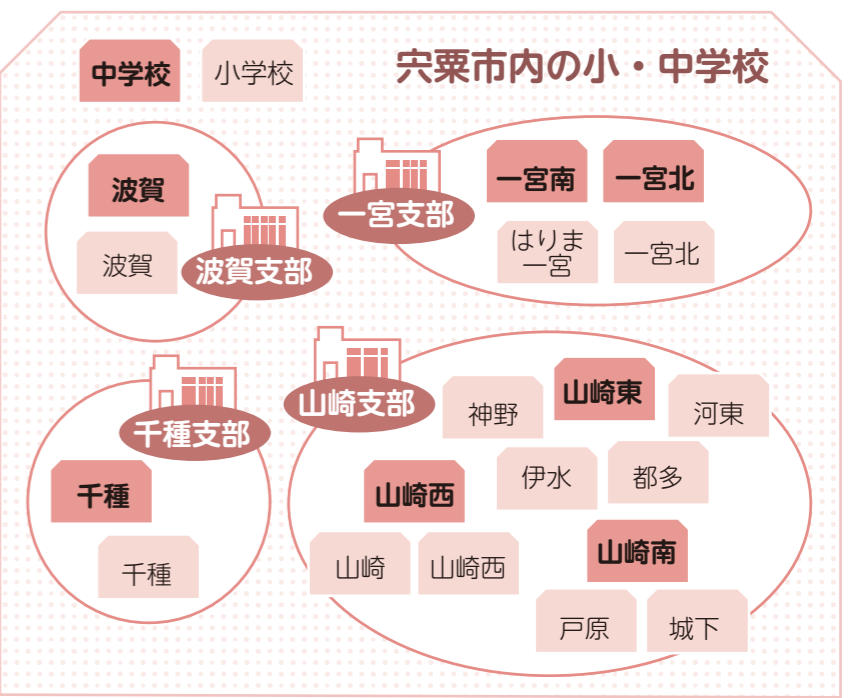
### 集いの場・居場所

- 自治会拠点（公民館等）  
ふれあい喫茶・サロン  
いいき百歳体操 など
- 民家（開放型）
- 空き家・空き店舗・空き校舎
- まちづくり拠点 など



◎宍粟市内で活動する、さまざまな分野の集団・組織を、①自治会、②小学校区・中学校区、③市民局単位・社協支部、④宍粟市全体の圏域に記載しています。

◎「地域共生社会」の実現のために、福祉の枠を超えながら（＝ネットワーク）はとて重要であり、支え合いふくしプランを推進する大きな力となります。



地域の課題を集約して 問題の解決にあたる圏域

小学校区・中学校区単位での結びつきの強さを生かし、各団体と連携し 支え合い活動を進めていく圏域

市民局や社協支部における活動を中心に 総合的なニーズに対応することで 福祉活動関係者の集約を図る圏域

市全体をとらえて総合的に施策を展開し 福祉サービスや制度を整備する圏域



## 【活動目標 1】 お互いの多様性を認め合う福祉学習・協議の場をすすめよう



誰もがその人らしく暮らすことのできる「共生社会」の実現に向けて、私たちは社会にはさまざまな人がいることを知り、『互いの個性を尊重する意識』を持ち、『ともに豊かに生きる取り組み』を進めることが大切です。学校や地域、企業などでの一過性に終わらない福祉体験学習会などを通して、お互いの多様性を認め合い地域住民だれもがいっしょに支え合えるように、福祉への理解や関心を高める取り組みを進めていきましょう。

※「福祉（ふくし）」とは、「みんながしあわせに暮らしていくこと」です。

個別活動目標	取り組み内容	ひと・団体
①子どもたちが人権や福祉を学ぶ環境を整えよう	<p>◎お互いをありのまま受け入れ、理解し尊重する意識づくり（人権学習）を行い、「<b>⑤</b>だんの<b>④</b>らしの<b>①</b>あわせ」につながるよう幅広い視野で福祉学習に取り組みましょう。</p> <p>●社協は、福祉学習プログラムを活用し、教職員や地域ボランティアと協力しながら、それぞれのプログラムのめあてを明確にした福祉学習に取り組みます。</p>	<p>学校 教育委員会 ボランティア 地域住民</p>
②地域ぐるみで子育てしやすい環境をつくろう	<p>◎住民が主体となった子育て活動が発展するように子育て世代だけでなく、地域住民もいっしょに関わって取り組みを支援しましょう。</p> <p>●社協は、若い子育て世代が求めている、子育てしやすい環境を把握し、理解を深めいっしょに活動していく仲間や活動者の支援をします。</p>	<p>保育所 幼稚園 こども園 子育て支援センター ボランティア 地域住民</p>
③若者や女性も参加しやすい地域活動をすすめよう	<p>◎子どもの頃に体験した楽しい思い出のお祭りなどの伝統行事や地域行事をいっしょに楽しみながらまちづくりに参画しましょう。</p> <p>◎若者や女性が、協議の場（行事やイベント打合せなど）に参加し、相互に知り合い、学び合い、対話できる機会を地域で作りましょう。</p> <p>●社協は、若者や女性が参加しやすい活動を把握するため情報収集を行い、情報配信システムを活用し楽しく活動できる内容を発信します。</p>	<p>地域住民 自治会 福祉連絡会</p>
④地域・教職員向けの福祉学習研修の機会をつくろう	<p>◎学校や地域、企業などでより多くの住民を対象にさまざまなテーマやメニューを盛り込んだ福祉学習に取り組むために、地域住民や当事者も地域ボランティアとして参加・協力しましょう。</p> <p>●社協は、「福祉学習プログラム」や「ふくしの出前講座」を活用し、学習を支援する地域ボランティアや教職員向けに、「福祉学習指導ボランティアの研修」を行います。</p>	<p>学校 教育委員会 当事者団体 ボランティア 地域住民</p>

コラム①

子どもたちが人権や福祉を学ぶために  
～「福祉学習プログラム」のてびき～

活動目標  
1・4・6・7

宍粟市社協では、役職員で市内の各小中学校、および高等学校（24校）を訪問し、学校で実践している福祉学習の状況についてのヒヤリングやアンケートを実施しました。また、理事会やふるさとまつりで福祉体験学習を行い、介護福祉課職員向けのアンケート調査など、「ふ・く・し」への理解と関心を深める取り組みを進めてきました。

その結果、子どもたちが「相手を思いやる気持ち」「お互いの個性を尊重する意識」を育むきっかけとして、福祉学習が大切な役割を果たしていることを再確認し、学校向けの「福祉学習プログラム」のてびきを作成しました。

今後は、学習を支援する地域ボランティアや教職員向けの「福祉学習指導ボランティアの研修」を行い、ともに協力しながら人権や福祉を学びお互いの多様性を認め合う福祉学習を進めていきます。



児童生徒だけでなく、親子や地域の方と一緒に体験できる内容の提案を行った車いす体験（H30.11.3 いちのみやふるさとまつり）



福祉学習の進め方や流れ、学習内容など分かりやすく紹介した福祉学習プログラムのてびき

コラム②

男女共同参画社会の実現のために  
～しろうウィメンズネット“ミモザ”～

活動目標  
1・3

平成27年8月、宍粟の女性を取り巻く環境・子育て・仕事・暮らしなどについて話し合う、「しろう女性ミーティング」が開催されました。背景には、宍粟市婦人会が解散したことにより、女性の声が市政に反映されにくい現状を危惧し、女性の声を知るといった目的がありました。

7回目のミーティング（平成28年3月）において、有志の発案で「しろうウィメンズネット“ミモザ”」が設立されました。

ミモザの活動内容は、他市の取り組みやグローバルな視点などを学ぶための研修と、「ミモザフェア」を通じたネットワークづくりや男女共同参画社会推進へのアピールが主な取り組みです。

元気の宍粟市であり続けるためには、さまざまな活動に女性の参画が必要不可欠です。地域で女性の活躍を促し、すべての人が生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現のために…

※ミモザの名称の由来…国連は1975年に3月8日を「国際女性デー」と制定。また、イタリアをはじめとしたヨーロッパでは、母親や妻、同僚などの女性たちに、男性がミモザを贈る「ミモザの日」でもあります。



個性豊かなマーケット、ゆっくりできるカフェ、お菓子すくいに子育てお役立ち情報展示コーナー、大人も子どもも楽しめるワークショップにキッズコーナーなどイベントが盛りだくさん（R2.2.24 第4回ミモザフェア）



## 【活動目標2】地域のだれもが安心できる居場所をつくろう



地域には赤ちゃんからお年寄り、障がいのある人、さまざまな事情がある人たちが生活しています。すべての人がお互いの人権（幸せに暮らしていくための権利）や尊厳（その人の人格を尊いものと認めて敬う）を大切にしながら、生き生きとした人生を送ることができる“共生社会”をめざしましょう。そのために、地域の身近なところに安心できる居場所があることは誰にとっても大切なことであり、住民同士の交流の場や当事者同士が悩みを分かち合う機会など、人と繋がることは介護予防や生きがいにもつながります。

地域で暮らし続けようと思うきっかけや、地域の助け合いを広げる場として、すべての人の幸せにつながる居場所づくりをみんなで進めましょう。

個別活動目標	取り組み内容	ひと・団体
①悩みをもつ人も安心できる居場所をつくり当事者の活動を応援しよう	<p>◎当事者の会やふれあい喫茶・サロンなど、悩みをもつ当事者やご家族が気軽に参加し相談できる集いの場づくりを、地域や専門機関で進めましょう。</p> <p>●社協は、当事者組織や福祉団体の運営への側面的支援を継続的に行います。</p> <p>●社協は、当事者同士が悩みを分かち合い、励まし合い、支え合えるグループづくりを専門機関と協働して進めます。</p>	<p>専門機関 地域住民 当事者 ボランティア ふれあい喫茶・サロンスタッフ</p>
②だれもが気軽に立ち寄れる通いの場づくりをすすめよう	<p>◎参加者もスタッフもいっしょに楽しみ、気軽に話をしながら仲間をつくる「みんな」の通いの場づくりを進めましょう。</p> <p>◎ふれあい喫茶・サロンやいきいき百歳体操などの場に参加するすべての人が、役割や生きがいを感じるような場にしましょう。</p> <p>●社協は、地域の身近な場所に気軽に立ち寄れる通いの場を住民といっしょに進めます。</p>	<p>地域住民 老人クラブ ふれあい喫茶・サロンスタッフ 地域包括支援センター</p>
③ひきこもりの人たちへの理解を深める場をつくろう	<p>◎行政、NPO 団体 (p.56 参照)、民生委員・児童委員、商工会、支援者（ボランティア）、社協などが相互交流を深め、ひきこもり (p.59 参照) について情報の共有を図りましょう。</p> <p>●社協は、地域において、「お互い様の気持ち」で理解し合える学びの機会をつくります。</p> <p>●社協は、ひきこもりの人たちが地域の中で多様な人たちとつながりながら活動できる場づくりを関係機関といっしょに進めます。</p>	<p>市担当課 NPO 団体 商工会 民生委員・児童委員 支援者 地域住民 福祉連絡会</p>



コラム③

いつ来ても、いつ帰っても大丈夫な場所  
～ひきこもりの居場所「歩歩(ぼぼ)」～

活動目標  
2・8

「歩歩(ぼぼ)」(山崎町庄能)は、福祉の専門家や元ひきこもり当事者(ピアサポーター)の方方で運営される、“ひきこもりの居場所”です。

ここでは、パソコンやゲーム、料理、読書、スポーツ…等々、自分のやりたいことをしていいし、何もしなくても大丈夫。現在ピアサポーターとして活躍されているAさんは、「もう終わりだと思っていたし、苦しかった。怖いけれど、一歩踏み出して本当に良かったと今思います」と話されます。



歩歩は「泉龍寺」北隣。過ごし方は自由です



【お問合せ先】

☎ 090-3614-0442

✉ soudan@npohimawarinoie.net

また、専門家やピアサポーター、その家族による「ひきこもり相談」、「家族会」、「女子会(お母さん達のお喋りの会)」、「訪問支援」も実施されており、思いを聞き、共感しながら、必要があればその他の専門機関へつなぐ役割も果たしています。

それぞれ生きづらさを抱え一人で悩んできた方々が、ゆっくり思い思いの時間を過ごし、少しほっとできる場所がいつでもそこにあります。初めての相談はとも不安で勇気がいると思いますが、気になる方が居られましたら、ぜひ「歩歩」へお問い合わせください。

コラム④

商店街に地域の人があつまれる場所を  
～訪問看護ステーション プラス～

活動目標  
2・3・7

商店街の石畳で近所の住民や通行人が足をとめ、町家から流れる演奏に聴き入ります(R1・10・14)



ふれあいカフェ

外国人と日本人の交流カフェ。毎月2回行われており、国際交流協会のメンバーなどがお手伝いしています



中村圭三さん

平成31年4月、山崎中央通り商店街に面した築100年の「旧垣内邸」は、1階がレトロな雰囲気を残したオープンスペース、2階は訪問看護ステーションの事務所として再生されました。テナントとして開業したのは、隣接する鮮魚店で育った中村圭三さん(訪問看護ステーション プラス)。大阪や神戸の病院などで看護師として勤務し、6年前にUターンされました。

中村さんは、地元のたくさんの人たちとつながりができる中で、ある日ふと気づきました。「そうだ…商店街をなくてはならない場所と思ってもらえるものを作りたい」と。これまでの自分のスキルや経験を活かし、地域のニーズに応えることができないかと考え思いついたのが「訪問看護ステーション」でした。「せっかく始めるなら、みんなに知ってほしいし、活用してほしい」。その思いが少しずつカタチとなってきました。

## 【活動目標3】地域を支え合うネットワークの充実をはかろう



宍粟市の地域福祉を進めていくためには、行政をはじめ、法人、企業、団体などの連携が必要不可欠です。各種団体がそれぞれの強みやノウハウ、アイデアを出し合い、新たな支え合いの仕組みにつながるよう連携と協議の場をつくりましょう。また、中間支援組織(p.58 参照)として社協がつなぎ役となり、それぞれの力(社会資源)を活用した新しい支え合いのカタチを模索し、地域福祉活動につながるようアプローチします。

個別活動目標	取り組み内容	ひと・団体
①保健・医療・福祉・介護の関係機関とネットワークづくりをすすめよう	<p>◎「地域ケア推進会議」(p.58 参照)や「医療と介護連携会議」など、分野を超えた連携(話し合いの場)が必要です。市内にある関係機関同士のネットワークが構築できるよう情報を共有しましょう。(p.4・p.18 参照)</p> <p>●社協は、関係機関との連携を図るとともに、「地域医療を考える会」や「在宅生活と看取りを考える会」など、有志で組織された自主グループや団体とつながりを持ち、地域包括ケアの構築をめざした地域づくりをすすめます。</p>	<p>市健康福祉部 地域包括支援センター (p.58 参照) 医療機関 福祉施設 訪問看護S 連絡会 介護保険S 事業所連絡会 各専門職 自主グループ</p>
②地域・行政・企業・各種団体・学校・NPO などの連携をすすめよう	<p>◎地域内にあるさまざまな社会資源がつながり、それぞれの専門性を活かした「地域を支え合うネットワーク」の構築をめざし、自治会域から宍粟市全域まで、幅広いニーズに合わせた福祉活動を進めましょう。(p.6・p.18 参照)</p> <p>●社協は、企業や学校、NPO 団体など、既存の団体や機関と連携することでの相乗効果を期待し、これまでの福祉にとらわれない、さまざまな活動を展開します。</p>	<p>企業 商工会 学校 各種団体 NPO 団体 医療機関 福祉施設 市役所各課</p>

### コラム⑤

### 幅広い分野からたくさんのアイデアが ～第4次地域福祉推進計画策定委員会～

### 活動目標 1・3 社協目標 2



策定委員と職員がいっしょに考え、話し合い、4次計画が完成しました(R1.11.13 第3回策定委員会)

令和元年9月から始めた、「宍粟市社協第4次地域福祉推進計画策定委員会」は、企業、教育、健康、介護、医療、福祉、当事者支援、地域の活性化、行政、社協など、幅広い分野から15名が策定委員として参画し、計画づくりに取り組みました。

グループワークでは、和気あいあいとした雰囲気の中、これからの自分の町について本気で考え真剣な中にも笑いの絶えない時間となりました。

福祉の枠を超えた幅広い分野からたくさんのアイデアが出し合えたことで、宍粟の地域福祉を進めていく新たなネットワークができました。



<p>③社会福祉法人連絡会の組織化とネットワークづくりをすすめよう</p>	<p>◎地域社会への貢献をめざす社会福祉法人の新たなネットワークを築き「宍粟市社会福祉法人連絡協議会」(p.57 参照)を組織化しましょう。</p> <p>●社協は、市内の社会福祉法人が自由に意見交換や情報共有が出来る場(ラウンドテーブル)を設けるなど、分野を越えた連携が図れるよう運営を支援していきます。</p>	<p>社会福祉法人 市役所担当課</p>
<p>④多様な主体が参画し生活支援サービスを開発しよう(買い物・移動手段)</p>	<p>◎地域生活課題に即した柔軟なサービスについて、住民・企業・団体・NPO 団体などの多様な主体が協働して知恵を出し合い、新たな生活支援の取り組みにつなげましょう。</p> <p>●社協は、生活支援コーディネーターが、多様な主体が参画し、地域の活性化や課題解決に向け自由に話し合える「地域を元気にするための協議の場(協議体)」づくりを進めます。</p>	<p>地域住民 商工会 企業 商店・NPO 団体 福祉施設 市役所各課 社会福祉法人 生活支援 コーディネーター</p>

コラム⑥

職員の専門性を活かした社会貢献活動  
～社会福祉法人 波賀の里福祉会 かえで園～

活動目標  
1・3・5・7

かえで園は、波賀町安賀にある介護福祉施設で、特別養護老人ホームやデイサービス、ショートステイなどの介護保険サービスを実施しています。また、社会貢献活動として職員の専門性を活かし、地域での出前講座に力を入れて取り組んでいます。

同園副施設長の西中登美子さんにお話を伺うと、「法人として社会貢献活動が求められる中で、専門職の知識や経験を活かした認知症や口腔ケア、感染症などの講座を行っています。中には『楽しいことやって』というような要望にも出来るだけ応えられるようにしています」と、職員間の連携と工夫により地域のニーズに合う内容を考えられています。

出前講座を通して「認知症の話を早くに聞いていたらおばあさんにもっとよくできたのに」という言葉を聞き、さらに地域で発信していくことの重要性を感じたと話されます。

今後も地域のニーズに応じた出前講座を計画されていますので、みなさんの地域でもお話を聞きたいという方がありましたらお気軽にかえで園へお問い合わせください。



口腔ケア学習

川井千春さん  
(歯科衛生士)



認知症学習

西中登美子副施設長  
(主任看護師)



子どももいっしょに正しい歯磨きを学びました

R1.6.9 上野ふれあい喫茶



認知症の人は何も分からんからええと思っ  
ていませんか?…最後にマツケンサン  
ハで大爆笑

R1.6.18 原ささゆりの会

## 【活動目標 4】 地域で見守り活動をすすめよう

小地域福祉活動は、自治会や隣保を基礎に住民レベルで行われる支え合いや助け合いの取り組みで、自治会長や福祉委員を中心に組織された福祉連絡会が主体となっています。福祉連絡会が進めている見守り活動は、地域生活課題を早期に発見し、住民と宍粟市社協や専門機関、専門職をつなぎ協働で問題解決をめざす大切な役割を担っています。認知症や障がいのある人、生きづらさを感じている人など、地域の中で見守りや支援を必要としている人たちが、そこに暮らし続けることができるよう見守り体制の構築を進めましょう。

個別活動目標	取り組み内容	ひと・団体
①福祉連絡会の組織づくりと福祉委員の活動を強化しよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎自治会内で組織的な見守り活動や地域に必要な取り組みができるよう福祉連絡会を組織し、解決困難な地域生活課題は社協や関係機関へつなぎましょう。</li> <li>◎見守り活動やふれあい喫茶・サロンなどを通して、福祉委員の認知度を高め理解者や協力者を増やし、活動の充実をめざしましょう。</li> <li>●社協は、そのために必要な説明会や研修会、地域へ出向いた懇談会などを開催します。</li> </ul>	自治会長 民生委員・児童委員 福祉委員 老人会長 女性会役員 消防団役員 ボランティア代表 関係機関
②地域見守り会議で地域の話題や課題を話し合おう	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎福祉連絡会のメンバーやふれあい喫茶・サロンのスタッフが集まる機会に、見守りや支援が必要な方の情報共有や、地域生活課題の早期発見・早期対応につなげる協議の場「地域見守り会議」の定例開催をめざしましょう。</li> <li>●社協は、自治会役員会やまちづくりを進める団体・組織などの話し合いの場に出向き、見守り会議の重要性について啓発し、見守り活動の情報共有・支え合い活動につながる協議の場づくりを支援します。</li> <li>●社協は、「見守り会議記録簿」を全自治会に配布し、話し合ったことの「見える化」を地域といっしょに進めていきます。</li> </ul>	自治会役員会 福祉連絡会 まちづくりを進める団体・組織 ふれあい喫茶・サロンスタッフ
③お互い様のご近所ボランティア活動を広げよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎近所同士で気になる人のちょっとした困りごと（ゴミ出しや買い物、雪かきなど）をお互い様で助け合う仕組みとして、出来ることを無理のない範囲で取り組みましょう。</li> <li>●社協は、福祉連絡会やふれあい喫茶・サロンなどさまざまな場面で、近所づきあい（声掛けや気遣い等）の延長でできるご近所ボランティア活動を啓発し、理解者や活動者を増やす取り組みを広げます。</li> </ul>	福祉委員 近隣住民 隣保役員 女性会（部） 近所の世話焼きさん

<p>④民生委員・児童委員活動と連携した見守り活動をすすめよう</p>	<p>◎民生委員・児童委員活動と福祉連絡会が連携しながら、地域見守り会議やふれあい喫茶・サロン活動に取り組みましょう。</p> <p>●社協は、民生委員・児童委員活動と連携し、要援護者など、見守りが必要な人の情報を共有し、配食サービスや歳末たすけあいサービスなどの事業を実施します。必要に応じて関係機関や団体、地域活動をつなぐ役割を果たします。</p>	<p>民生委員・児童委員 福祉連絡会 関連機関・団体 地域の活動者</p>
-------------------------------------	--	---

**コラム⑦**

**「地域見守り会議」でいっしょに話し合おう！**  
～金谷いきいきサロン「やまべ会」～

**活動目標**  
2・4・8

金谷自治会は、自治会内にある山部古墳にちなんで名づけた、いきいきサロン「やまべ会」を開催し、パタンク大会やビンゴゲーム、カラオケなどで集いの場づくりをしています。

やまべ会では、毎回、サロン終了後、福祉連絡会のメンバーで「地域見守り会議」を開催し、振り返りや見守りが必要な方（ひとり暮らし高齢者など）の情報共有を行っています。



サロン終了後、自治会長・民生委員・福祉委員等が集まり振り返りや見守りの情報を共有（H30.12.9）



この日はワナゲで大盛り上がり

見守り会議では、「高齢世帯など気になる方が増えている」「新しく転入された世帯とのつながりを大切にしたい。だれもが楽しめる集いの場としてさらに盛り上げていこう」などの意見がありました。

やまべ会は、参加者が楽しさや元気を分かち合い、見守り情報が共有できる“地域の宝物”です。これからも、普段の暮らしのちょっとした困りごとのお手伝いや気軽に話せる関係づくりにつなげていってください。



サロンの感想をインタビュー


**コラム⑧**

**みんなの支えで50年**  
～山の子グループ「もみの木のつどい」～

**活動目標**  
1.2.5・7

山の子グループによる「第50回もみの木のつどい」が行われ、会場には招待された障がいのある人やご家族をはじめ、山崎町内の中学生など70人が参加し、歌やゲーム、工作、会食など楽しい時間を過ごしました。

グループ代表の片山昭悟さんは、「50回目をみなさんとともに過ごせたことを喜びたい。中学生にはこの経験で何かをつかんでほしい」と思いを話されました。昭和44年から途切れることなく50年続いてきた「もみの木のつどい」。51回目もこの会場で会いましょう。



今年も山崎町内の中学生25人が、ボランティアとして参加（R1.12.14 穴薬防災センター）

## 【活動目標5】だれもがだれかの役に…ボランティアの輪を広げよう



地域福祉活動を進めていく中で、地域活動やボランティア活動などの担い手の輪を広げていくことが必要です。社協各支部のボランティア・市民活動センターでは、活動の相談や情報の発信、新たな活動の提案、養成講座の企画など、幅広い年代のみなさんが気軽にボランティアに触れる機会を作っていきます。また、「CSR（企業の社会的責任）」（p.57 頁参照）が注目される中で、市内の企業や団体などがさまざまな形で社会貢献活動に取り組めるよう応援します。みなさんの支え合いや助け合いの心で、ボランティアの輪を広げていきましょう。

個別活動目標	取り組み内容	ひと・団体
①新たな活動を提案し人材を発掘・育成しよう	<p>◎新しい層（若者、働いている人など）を取り込める新たな活動を、社協と住民のみなさんでいっしょに考え提案しましょう。</p> <p>●社協は、必要とされる効果的なボランティア養成講座を実施し、活動希望者の発掘・新たな担い手の育成に取り組みます。</p> <p>●社協は、定期的なスキルアップ講座を実施し、現存のボランティア活動者が今後も活動を継続していけるよう支援します。</p>	<p>地域住民 企業 商工会 学校 ボランティア</p>
②ボランティア・市民活動センター機能を充実させよう	<p>◎活動内容や助成金の情報収集、ボランティア保険の加入など、ボランティア・市民活動センターを有効に活用しましょう。</p> <p>●社協は、市民が相談しやすい開かれた窓口になるよう、ボランティア・市民活動センターの役割の周知に取り組み、機能を充実させます。</p>	<p>地域住民 ボランティア ボランティアグループ ボランティア連絡会</p>
③企業・団体などの地域貢献活動をすすめよう	<p>◎赤い羽根共同募金への協力や地域の清掃活動、災害時の支援活動など、各企業や団体でできる貢献活動に取り組みましょう。</p> <p>●社協は、企業や団体などと連携を図り、環境活動、ボランティア、寄付活動など、地域への貢献活動をさらに推進します。</p>	<p>企業・団体等 商工会 ライオンズクラブ ボランティア 社会福祉法人 共同募金委員会</p>
④高齢者の知識と経験を活かした地域活動への参加を促進しよう	<p>◎地域でのさまざまな活動（活性化や助け合い）が充実するよう、豊富な知識や経験を持つ高齢者を大切な人材として活かしましょう。</p> <p>●社協は、元気な高齢者が余暇活動の一つとしてボランティアを気軽に始められるよう、また経験者も続けていけるよう参加を促進します。</p>	<p>高齢者 老人クラブ ボランティア</p>



## 【活動目標6】地域で防災・減災の意識を高めよう

何十年に一度と言われる災害が近年は頻繁に起きており、宍粟市においても、平成21年と30年に豪雨災害に見舞われました。今後も発生する可能性が高い大災害に備え、地域での助け合い・支え合いは必要不可欠であり、高齢者や障がいのある人、子どもをはじめ、全ての住民を守るために、地域や各種関係機関・団体などにおいて防災訓練や学習の機会を通じて、防災・減災への意識を高める取り組みを進めましょう。

個別活動目標	取り組み内容	ひと・団体
①自主防災訓練に 取り組み 学習の機会を つくろう	<p>◎自治会行事やふれあい喫茶・サロンなどのさまざまな機会に、障がいのある人たちも参加しやすい訓練や学習の機会をつくりましょう。</p> <p>◎初期消火や避難誘導、救出・救護、炊き出し訓練のほか、学校や保育所、老人ホームとの合同訓練など、地域の実態に応じた訓練内容を考え取り組みましょう。</p> <p>●社協は、災害への理解を深める取り組みとして、学習会（ふくしの出前講座など）を開催し、住民の意識啓発を行います。</p>	<p>自主防災組織（自治会）(p.57 参照)</p> <p>消防団</p> <p>地域住民</p> <p>民生委員・児童委員</p> <p>福祉委員、女性部</p> <p>老人クラブ</p> <p>当事者</p> <p>専門機関</p> <p>各施設</p>
②災害時に対応できる 人材や役割を 地域内で確認しよう	<p>◎日ごろから隣近所と連携して、お互いに助けあえる関係を築き、災害時に対応できる人材や役割を地域内で確認しましょう。</p> <p>◎自主防災リーダーや自治会役員が中心となって、地域住民の協力を得ながら避難所生活のルールづくりや役割分担などを話し合う機会をつくりましょう。</p> <p>●社協は、災害への備えや取り組みが地域で進むよう、広報紙などを通して啓発・発信します。</p>	<p>自主防災組織（自治会）</p> <p>消防団</p> <p>福祉委員</p> <p>民生委員・児童委員</p> <p>老人クラブ</p> <p>女性部</p> <p>地域住民</p>
③災害時に地域の 組織や団体同士が 連携できる取り組みを すすめよう	<p>◎商工会やライオンズクラブ(p.59 参照)、災害ボランティアネットワーク、NPO 団体など、地域の組織や団体同士が連携して支援できるよう、ネットワークを構築しましょう。</p> <p>●社協は、災害発生時に災害ボランティアセンター(p.56 参照)の設置をはじめ、さまざまな機関や団体が連携し救援活動ができるよう、中間支援組織として役割を果たします。</p>	<p>商工会</p> <p>ライオンズクラブ</p> <p>NPO 団体</p> <p>企業、各種団体</p> <p>学校</p> <p>災害ボランティアネットワーク</p> <p>市役所各課</p>

コラム⑨

災害時に生きる地元の若い力と組織力  
～宍粟市商工会青年部～

活動目標  
3・5・6

「商工会青年部で何かお手伝いできることはないでしょうか」。平成30年7月豪雨災害での被害状況を確認している最中、社協に一本の電話が入りました。被災された方々がいち早く普段の生活に戻れるように、災害救援ボランティアを募集するところでした。



そこでボランティアの依頼をすると、翌日には15人がボランティアセンターへ駆けつけ、炎天下の中、被害の大きかった一宮町河原田地区を中心に災害救援活動に取り組んでいただきました。



「青年部で被災者支援のためにボランティアを募っていると連絡を受けました。仕事があるので最初は正直迷いましたが地元が困っているのでもちろんお手伝いできてよかった。」と、この日活動の宮辻弘学さん（林業）。滴り落ちる汗を拭いながら話されました。

その後も同会青年部では、継続的に会員に呼びかけ、災害救援ボランティアとして活動。「大志」をスローガンに地域の発展や貢献活動に取り組む宍粟市商工会青年部。過疎化、少子高齢化の中にあって若いみなさんの「大きな志」が被災された方々を勇気づけています。

現地で被害状況と作業内容を確認（上）  
人海戦術で土砂を運び出します（下）  
（H30.7.10 一宮町河原田地区）

コラム⑩

個別援助から、地域に目を向ける専門職へ  
～要介護者避難支援訓練～

活動目標  
1・3・6・7

令和元年9月1日、宍粟市総合防災訓練に合わせて、「要介護者避難支援訓練」が山崎町下町自治会で行われ、地元住民をはじめ、保健師や福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員）が参加しました。この訓練は、近年の大規模災害時には多くの高齢者や障がいのある人が犠牲になっていることから、福祉専門職が防災に関する知識を身につけ、適切な個別支援計画や地域づくりに取り組むことをめざしたものです。

介護支援専門員や相談支援専門員は、主にご利用者の暮らしが豊かになるよう個別に支援をさせていただく立場ですが、生活している地域との関わりはまだ十分ではありません。日常的に何らかの支援（介護など）を受けて生活されている方が、災害時、さらに困難な状況に置かれることを想定し、普段から適切な支援が行えるよう考えていくことが大切です。

「**⑤**だんの**④**らしの**③**あわせ（ふくし）」を実現していくためには、それぞれの立場や考え方についてお互いが理解し合い、相手のために自分には何ができるのかを考えていくことが大事なのではないでしょうか。このような、自治会などの地域の方々といっしょに行動する中から、さらに発展して認知症の理解を深める取り組みに広がりを見せました。

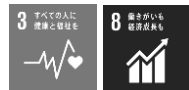


当事者の自宅から一時避難所である下町公民館へ、公民館から福祉避難所への避難訓練  
（山崎町下町自治会）



住民が参加しやすいように、「ふれあい喫茶」に合わせて開催  
（R1・9・29 下町公民館）

## 【活動目標7】暮らしを支える福祉サービスを充実させよう



介護や支援が必要な状態になっても、だれもが安心して自分らしい暮らしが続けられるよう、福祉サービスを充実させ自立を支援しましょう。市内の福祉サービス事業者、行政などが連携・協働し、市全体での介護・障がいサービスの充実が図れるよう利用者の立場に立ったサービス提供や家族の介護負担の軽減に努め、住民と専門職が協力し合い、高齢者や障がいのある人の日常生活を支える取り組みを進めましょう。

個別活動目標	取り組み内容	ひと・団体
①地域に密着した質の高い介護保険事業を展開しよう	<p>◎利用者が希望する場所での生活が続けられるよう、介護支援専門員やサービス事業所、関係機関が連携して介護保険事業を展開しましょう。</p> <p>◎健康寿命を延ばし元気に過ごすために、自治会などと協力して介護予防に取り組みしましょう。</p> <p>●社協は、介護や認知症への理解を深める取り組みとして、学びの機会（ふくしの出前講座など）の充実や情報発信（広報紙など）を進めます。</p>	<p>サービス事業所 居宅介護支援事業所 高齢者福祉施設 地域包括支援センター 医療機関 自治会 ふれあい喫茶・サロンスタッフ 地域住民</p>
②障がいのある人の自立を支援する取り組みをすすめてよう	<p>◎本人の自己決定により、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができる福祉サービスの提供に努めましょう。</p> <p>◎市内の相談支援事業所が、障がい福祉サービスの利用や就労などの相談に対応し、支援につなげていきましょう。</p> <p>●社協は、障がいへの理解を深める取り組みとして、学びの機会（ふくしの出前講座など）の充実や情報発信（広報紙など）を進めます。</p>	<p>サービス事業所 相談支援事業所 障がい者支援施設 市障害福祉課 就労支援事業所 (p.57 参照) 医療機関 ボランティア 地域住民 当事者</p>
③配食サービスを通して高齢者の見守り体制をつくろう	<p>◎社協をはじめ、市内で食事サービスを提供する団体やグループ、福祉施設などが連携を図り、ひとり暮らし高齢者などの見守りや安否確認につながる取り組みを進めましょう。</p> <p>●社協は、配食サービス事業に欠かせない協力者（調理・配送・配達ボランティアなど）の発掘・確保に努めます。</p>	<p>地域住民 ボランティア NPO団体 福祉施設 事業者</p>
④日常生活自立支援事業を通して判断能力が不安な人の生活をささえよう	<p>◎日常生活自立支援事業(p.59 参照)について理解し、認知症高齢者や、精神障がいや知的障がいのある人などの権利や意思を尊重しましょう。</p> <p>●社協は、日常生活自立支援事業だけでは対応困難なケースについて、利用者の生活状況を確認し、市役所担当課と連携しながら、生活困窮者家計改善事業(p.57 参照)や成年後見制度(p.58 参照)の利用を含め、適切な支援につなげます。</p>	<p>生活支援員 地域住民 サービス事業所 居宅介護支援事業所 金融機関・企業 医療機関・商店 相談支援事業所 就労支援事業所 市役所各課</p>



コラム⑪

障がいのある人の“働く”“自立”を応援！  
～宍粟市就労支援事業所連絡会～

活動目標  
2・3・7

毎月最終金曜日、市役所1階市民ロビーで、障がい者就労支援事業所で製造・生産された製品が販売されています。宍粟市には、障がいのある人の就労や生産活動の機会を提供している事業所が10か所あり、各事業所の連絡調整の場として、「宍粟市就労支援事業所連絡会」が2か月に1回開催されています。

同会では、意見交換をはじめ、ロビー販売の実績確認や振り返り、市の関係部署との情報交換などを行っています。毎年12月には、地域の障がいのある人やその家族を対象に、「にしいろの会」(当事者交流会)を企画し、レクリエーションや茶話会で参加者同士交流しています(相談支援事業所連絡会との共同開催)。「最初は事業所の交流を目的に始まったこの会も、いろいろな思いが出てきて実のある会になってきました。これからも連絡会が主体性を持って取り組んでいきたい」と会長の杉本憲昭さん(ラポール太陽)。これからも、事業所同士が協力し合い、障がいのある人の“働く”と“自立”を応援していきます。

宍粟市内の事業所(作業所)

- ラポール太陽(山崎町岸田)
- みみずく耕房(山崎町千本屋)
- ひまわりの家(山崎町段)
- はりまっこ山崎店(山崎町山田)
- すみれ(一宮町楽里)
- ワークプラザすぎの木(山崎町宇野)
- さつき園(山崎町五十波)
- あゆみ(千種町黒土)
- はりま自立の家(一宮町伊和)
- しろう自立の家(波賀町小野)



趣向を凝らしたお店が並びます  
(R2.2.21 市役所ロビー販売)



パン、クッキー、揚げおかき、野菜、シフォンケーキ、どら焼き、切り餅、木工品、さをり織り、ドックフードなど

コラム⑫

自らの目で見、直接声を聞くことから…  
～「福祉委員」は住民の身近な相談窓口～

活動目標  
1・2・4・8

令和元年度、宍粟市では902名の福祉委員が各自治会から選出されました。福祉委員は、小地域福祉活動(つながりづくり、見守り、生活支援)を進めていくうえで「世話役」や「まとめ役」であり、住民にとって「身近な福祉の相談窓口」として活動しています。

地域の課題や困りごとは、ふだんの暮らしの中にあります。福祉委員は、自らの目で見、直接声を聞くこと、また、ふれあい喫茶やサロンなどの場で、何か変化がないか気にかけるなど、困りごとを発見する役割があります。把握(発見)した情報は、民生委員や自治会長などに定期的あるいは随時連絡することが必要です。そして、住民に必要な情報を広げることも福祉委員の大切な役割です。直接顔を合わせて伝えることで、見守りや安否確認につながり、何か困ったときに気軽に相談できるという安心感にもつながります。



福祉委員が喫茶やサロンを企画運営(中安横ふれあいサロン)



城下地区の代表福祉委員が集まり話し合い(R1・10・19)



## 【活動目標 8】地域の身近な相談を受けとめてつなごう



地域には、高齢や介護、子育てなど、困ったときにどこに相談すれば良いのか、どのような支援を受けられるかわからない人たちがいます。困ったとき、あるいは地域で気がついたことがあったときに、気軽に相談できる窓口が身近なところにあることを広く周知するとともに、相談が来るまで待つのではなく、積極的に地域に出向いて、困っている人の相談を受けとめてつなぐ取り組みを、福祉関係者や行政などが協力しながら進めましょう。

個別活動目標	取り組み内容	ひと・団体
①さまざまな相談に対応できる関係機関同士の連携をはかろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎相談を受ける関係機関同士が、顔の見える関係をつくり、お互いの相談を繋ぎ合しましょう。</li> <li>◎相手の立場に立ったより分かりやすい言葉を使用するなど、相談しやすい環境を作りましょう。</li> <li>●社協は、専門的な相談について、弁護士や司法書士などにつなげ、日常生活の中での困りごとや悩みの解決を図ります。(無料法律相談)</li> </ul>	地域包括支援センター 市役所各課 居宅介護支援事業所 相談支援事業所 医療機関 民生委員・児童委員 弁護士・司法書士
②住民の生活の場に出向いた相談支援に取り組もう	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎福祉委員は、ふれあい喫茶やサロン、訪問活動に関わる中で、高齢者などから相談を受けた時、民生委員・児童委員や自治会長、社協などに速やかに連絡し、情報を共有するようにしましょう。</li> <li>●社協は、職員が地域に出向き、生活や介護に関する相談や苦情、福祉サービスなどの相談を業務や活動の中で受付け、地域生活課題の把握強化に努めます。</li> </ul>	福祉委員 民生委員・児童委員 自治会長 地域住民
③結婚に関するさまざまな相談に対応しよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎婚活を応援する団体や関係者が協力し、出会いの場づくりや相談支援に取り組みましょう。</li> <li>●社協は、結婚相談所の運営や新たな相談方法などについて検討し、結婚に関心のある方が気軽に相談できるシステム(仕組み)を構築します。</li> <li>●社協は、出会いサポートセンター事業について、交流会やセミナーなど充実を図り、未婚者同士の出会いの場を提供します。</li> </ul>	結婚相談員 ひょうご出会いサポートセンター 西播磨県民局 市社会福祉課 民間事業者 支援者団体
④行政と連携した生活困窮世帯への包括的な支援をすすめよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎行政と社協の担当者で、生活困窮者支援に関する協議や情報を交換し包括的な支援につなげましょう。(生活困窮者支援実務担当者会)</li> <li>●社協は、行政や民生委員・児童委員と連携し、生活困窮世帯などへの資金貸付や必要な相談支援を行います。(福祉資金貸付事業)</li> <li>●社協は、家庭や企業、職場などで不要となった食品などを善意銀行(p.58 参照)で受付け、生活困窮支援に活用します。(食のセーフティネット事業)</li> </ul>	市社会福祉課 民生委員・児童委員 商工会 企業 団体 地域住民

## 【社協目標 1】 住民から信頼される組織をつくりま

住民から信頼される組織をつくるために、職員の専門職としてのさまざまな技術や能力を高める取り組みを進め、有望な人材の確保に努めます。そして、常に法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任と情報公開に努めます。さらに、多発する災害に備えるべく、災害発生時に対応できる体制づくりや、非常時においても社協の事業やサービスが継続して実施できるよう準備を進めます。

個別活動目標	取り組み内容	ひと・団体
①職員の人材確保と専門性の向上をはかります	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉の将来を担う人材の確保に向けたアプローチや、育成・定着のためのさまざまな取り組み、工夫を行います。</li> <li>●各部署における、職員の専門性向上のための研修など、組織全体のスキルアップを図る取り組みを計画的に進めます。</li> <li>●人材育成を目的とした「人事考課制度」を継続し、職員の長所や課題を確認することで、成長や気づきを促します。</li> </ul>	兵庫県社協 高校 大学 地域住民
②組織のガバナンスを強化します	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民から信頼され期待される組織であり続けるために、内部監査機能を充実させることで、ガバナンス(p.56 参照)の強化を図り、法令遵守と運営の透明性・公正さの確保に取り組みます。</li> <li>●業務の効率化や働きやすい職場環境づくりに向けた組織体制の見直しを行います。</li> <li>●地域選出の住民で構成される理事会(執行機関)や評議員会(議決機関)の持つ機能が、より発揮されるよう活性化を図ります。</li> </ul>	理事会 評議員会 支部地域福祉推進委員会
③災害時に対応できる体制をつくりま	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政などと連携し、災害時対応訓練(災害ボランティアセンター設置訓練)を実施し、災害救援ボランティア活動支援マニュアルの点検(災害ボランティアセンターの組織体制や役割分担、諸様式、資機材の確認など)を行います。</li> <li>●市内での災害は基より、他市町の災害救援活動に協力できる人材の確保に向けてボランティアの養成を行い、被災地支援活動に迅速に取り組めるよう整備を進めます。</li> <li>●大規模地震災害や豪雨災害、ウイルス感染拡大などの緊急事態に対応するための事業継続計画(BCP)(p.57 参照)について、優先すべき事業や業務も含め見直します。</li> </ul>	地域住民 ボランティア 福祉連絡会 商工会 ライオンズクラブ 企業、団体 災害ボランティアネットワーク 消防防災課 社会福祉課 地域包括支援センター

## 【社協目標 2】 住民に必要な情報を広く伝えます

地域生活課題の多様化により、住民が求める福祉情報も多様化しています。地域の社会資源や福祉サービス、地域活動などに関する情報が必要な人に届くように、広報紙やホームページ、パンフレットなどの印刷物など、さまざまな媒体を活用した情報発信を行います。そして、地域の関係者・関係団体などのネットワークを活用して、地域のさまざまな情報を収集・整理し、住民や関係者間での情報共有に努めます。

個別活動目標	取り組み内容	ひと・団体
①制度やサービス・地域活動など必要な情報を集めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民からのさまざまな相談や活動に対応するため、社会福祉に関する制度やサービスなど、必要な情報を集めます。</li> <li>●地域でのイベントや行事、交流活動（ふれあい喫茶・サロンなど）やボランティア活動、ちょっとした話題など身近な情報を集め、さまざまな機会に活かします。</li> </ul>	地域住民 福祉連絡会 市役所各課 民間事業者 ボランティア
②広報紙・ホームページなどの媒体を活用した情報を発信します	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもからお年寄りまで、幅広い層に見てもらえる広報紙づくりをめざし、紙面形態や編集方法などの見直しを継続的にを行います。また、ホームページのリニューアルを行い、住民に見えやすい、わかりやすい情報の発信に努めます。</li> <li>●地域福祉活動の情報を、ボランティアグループの協力により、視覚や聴覚に障がいのある人などに適切な情報保証を行う（朗読 CD や点字図書などを作成する）など、障がいのある人に配慮した情報の発信に努めます。</li> </ul>	地域住民 ボランティア 当事者

コラム⑬

### 住民に見やすいわかりやすい広報紙を ～「こんにちは！社協です！！」～

活動目標 5・7・8  
社協目標 2



「ひ孫といっしょ」のコーナーでは、モデルを同居に限らず広く呼びかけ応募が増えました

毎月発行の広報紙「こんにちは！社協です！！」では、ひ孫といっしょ、いきいきライフ、地域の福祉力、ボランティアコーナーなど、常に住民が主役の紙面づくりをめざしています。また、結婚、介護、権利擁護など、さまざまな相談コーナーも設けています。

広報紙は、朗読グループ「ふきのとう」や「デイジー栄粟」の協力のもと、朗読テープや CD を作成し、目の不自由な方々へ情報をお届けしています。



## 【社協目標 3】 地域福祉活動財源の確保につとめます

地域福祉を進める活動財源は、会費や寄付金（善意銀行）、共同募金配分金などにより支えられており、市民や関係団体・事業所などの協力により成り立っています。しかし、活動財源が減少している中で、あらためて市民のみなさまに財源の使い道や必要性について理解が得られるよう積極的に説明やPRを行い財源確保に努めます。また、行政からの補助金や委託金を確保し、行政だけでは支えきれない地域生活課題に対して取り組みを進めます。

個別活動目標	取り組み内容	ひと・団体
①地域福祉活動財源の使い道を可視化（見える化）します	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉推進の貴重な財源である、会費や寄付金、募金への協力が、強制や負担を感じるといった地域からの声もあり、実施時期や納入方法について協議を進めます。</li> <li>●活動財源の使い道をわかりやすくする取り組みが、会費や寄付金の増強につながると考えられ、広報活動や懇談などで積極的な啓発を行い、協力者に対し理解が得られるように努めます。</li> </ul>	地域住民 民間事業者 企業 学校・幼稚園 保育園・こども園 就労支援事業所 市役所各課
②地域福祉活動を進める補助・委託事業に取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社協が果たす役割を明確にし、地域福祉活動を安定して展開するために、市の補助事業や委託事業に取り組みます。（配食サービス、出会いサポートセンター、障がい者相談支援センター、生活支援体制整備、短時間通所サービスなど）</li> </ul>	市健康福祉部 兵庫県社協 兵庫県
③新たな活動財源を検討します	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動財源の確保方策について検討します。（クラウドファンディング（p.56 参照）、スポンサー企業の募集など）</li> <li>●民間団体が募集する助成事業について、該当する事業があれば積極的に活用します。</li> </ul>	企業 民間事業者 民間団体

### コラム⑭

### 宍粟をもっと良くするために ～赤い羽根共同募金運動～

### 活動目標 1 社協目標 3



募金には、戸別募金、事業所募金、職域募金、学校募金、街頭募金などがあります（R1.10.1 道の駅みなみ波賀）

10月から始まった赤い羽根共同募金の街頭募金に協力しているのは、「波賀みどり保育園」の園児たち。「こんにちは。ぼきんをおねがいしまぁ〜す」の子どもたちの元気な声に、みなさん笑顔で協力いただきました。

赤い羽根の募金活動は、まちの人のやさしい気持ちを集める活動です。あなたのやさしさが、あなたの声かけが、あなたの行動が、きっと、まちを変えていくはじめの一歩となるはずです。

宍粟で集めた募金の9割は、翌年度、宍粟の地域福祉活動に活用されます。

## 第4章 計画の推進と管理方法

### 1 第4次地域福祉推進計画の進行管理

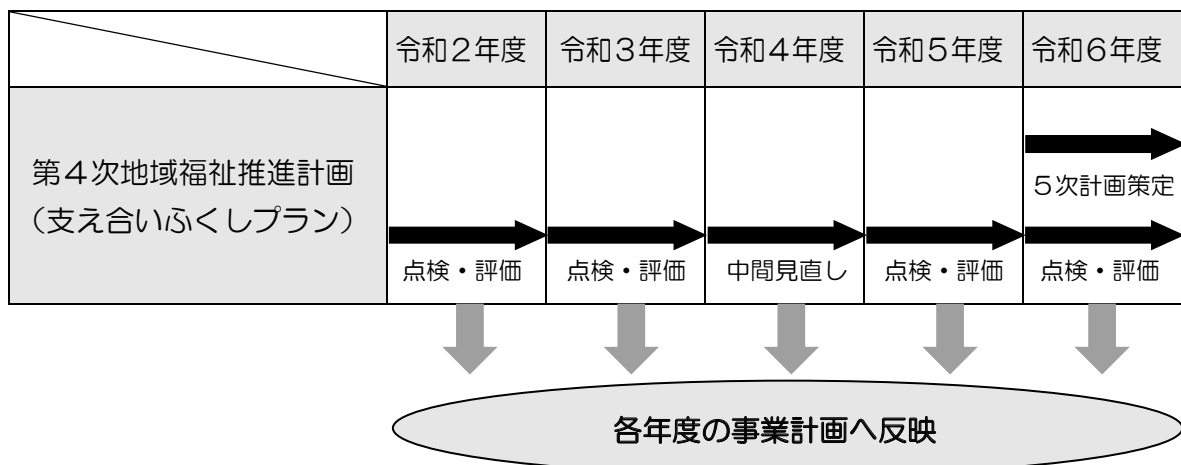
令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間、地域住民のみなさまと関係機関・団体の方々とともに、第4次地域福祉推進計画（愛称：支え合いふくしプラン）を推進していきます。そして、各年度の事業計画の中で個別活動目標（各種事業）を具体化していきます。

第4次計画は、宍粟市社協が取り組むべき課題を具体的に示し、5年間の取り組みを設定し、その評価を行いながら目標を達成していくこととしていますが、社会情勢の変化や第3期宍粟市地域福祉計画と整合性を図るために、行政と連携をとりながら、毎年、計画の進捗状況を確認し新たな課題には適宜対応していきます。

第4次計画を着実に推進するための協議の場として、第3次計画から引き継ぐ形で、「**第4次地域福祉推進計画を進める会**」（以下、「進める会」という）を設置し、計画の進行管理（＝地域福祉推進の進行管理）を進めていきます。

半期ごとに、進める会において取り組みの進捗状況を点検・評価し、次年度への改善策を検討します。また、計画の見直しを、計画推進の中間年度にあたる令和4（2022）年度に行い、次期計画（第5次）の策定開始時期については、計画推進の最終年度にあたる令和6（2024）年度に設定します。

計画の進捗状況については、地域住民のみなさまへ報告する必要があり、毎月発行の広報紙「こんにちは！社協です！！」やホームページなど、多様な情報発信の媒体を活用し周知していきます。そして、宍粟市地域福祉のつどい（福祉大会）や研修会など、さまざまな機会を通じて第4次計画への理解や関心が深まる取り組みを進めていきます。



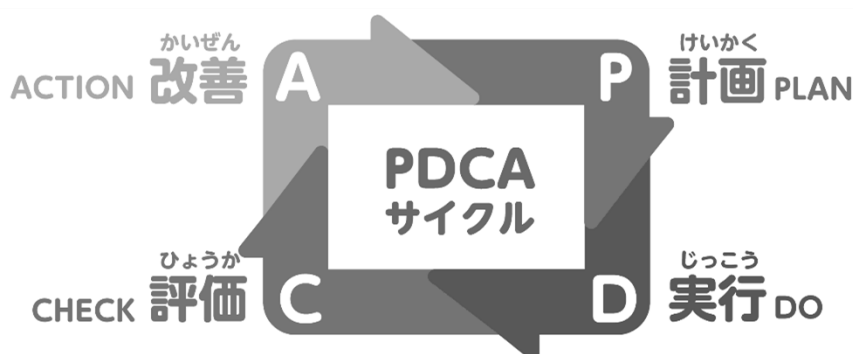
## 2 宍粟市社会福祉協議会職員の連携

第4次計画を着実に推進していくためには、宍粟市社会福祉協議会職員相互の連携と意識の向上が大切であり、コミュニティワーカー、ボランティアコーディネーター、介護支援専門員（ケアマネジャー）、相談支援専門員、ケアワーカー、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）など、全職員がそれぞれの専門性を発揮しながら、連携していくことが求められます。（専門職の解説 p.56～p.59 参照）

第4次計画を「絵に描いた餅」に終わらせないためにも、この計画の位置付けを明確にし、「PDCAサイクル」（p.59 参照）（図2）を基本に、日常業務において職種間で協議しながら計画を進めます。そして、第4次計画で掲げている目標を、全職員が日常業務の中で関連している事業や取り組みとして意識を持ち、研修や情報共有の機会を設けながら職員相互の連携を図っていきます。

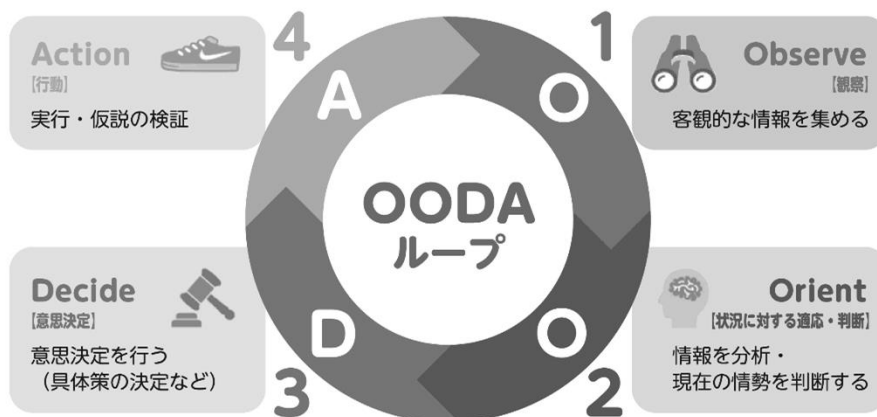
また、計画のプロセスを重要視する「PDCAサイクル」と合わせて、災害など想定外の事が起こったときに、臨機応変に対応するという視点として「OODA（ウーダ）ループ」（p.56 参照）（図3）の考えにも重点を置き、目まぐるしく地域の状況が変わっている中で、必ずしも計画だけに頼るのではなく、状況をみながら適宜判断していきます。

〈図2〉



PDCAは計画を練って、その計画を実行し、その結果を評価し改善するというサイクルを回すことで、自体の改善や効率化をめざす仕組みです。

〈図3〉



OODAループは、もし変化が起きても柔軟に対応が可能で、何度もサイクルを回すことで、問題解決力が向上し、軌道修正しながら作り上げていきます。





# 資料編

## 【第4次地域福祉推進計画策定における 課題抽出のための資料】

- 数字から見る宍粟市の地域福祉の現状
- 「第3期宍粟市地域福祉計画」策定における市民アンケート調査結果
- 統計データから見る宍粟市の現状
- グループワーク「宍粟のことを考えてみましょう～身近なこと・まちのこと～」

## 【参考資料】

- 用語解説
- 計画策定の経緯
- 策定委員会設置要綱
- 策定委員名簿





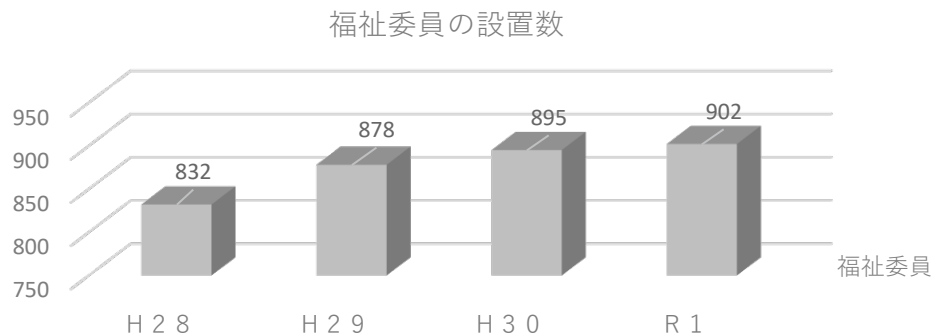
## 数字から見る宍粟市の地域福祉の現状

数字から見る宍粟市の地域福祉の現状として、第3次計画の推進期間の平成28（2016）年度から令和元（2019）年度の実績や数値を事業ごとに表しました。

### ○小地域福祉活動

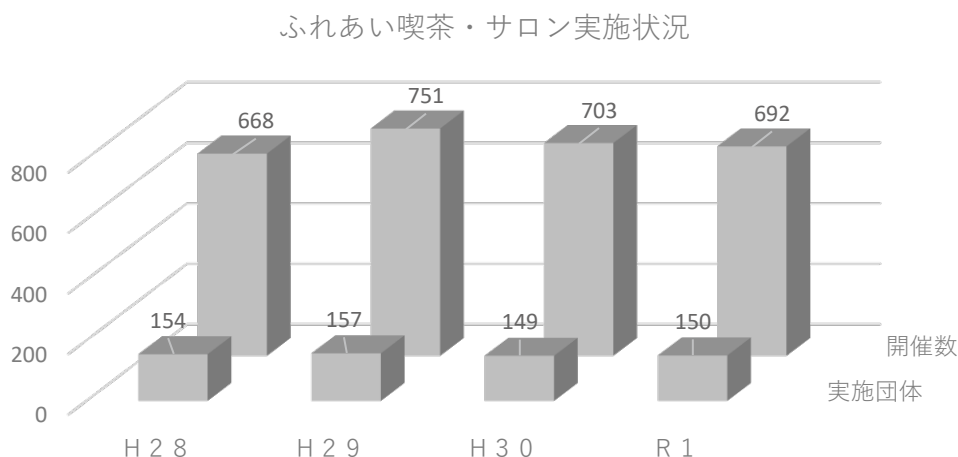
主な内容	H28	H29	H30	R1
自治会数	156 自治会	156 自治会	156 自治会	156 自治会
自治会福祉連絡会の設置	155 自治会	153 自治会	156 自治会	156 自治会
小地域福祉活動助成金 ※	4,148,300 円	4,085,700 円	4,111,100 円	4,132,100 円
福祉委員の設置	832 名	878 名	895 名	902 名
福祉委員研修会の参加者	265 名	402 名	358 名	355 名
地域見守り会議の開催	—	—	675 回	658 回

※赤い羽根共同募金配分金を活用。



### ○集いの場・居場所づくり

主な内容	H28	H29	H30	R1
ふれあい喫茶・サロン実施団体	154 団体	157 団体	149 団体	150 団体
ふれあい喫茶・サロン開催	668 回	751 回	703 回	692 回
介護者のつどい開催・参加者	46 回・268 名	42 回・229 名	43 回・177 名	31 回・155 名
子育てサロン開催・参加者	24 回・507 名	23 回・492 名	23 回・485 名	13 回・257 名



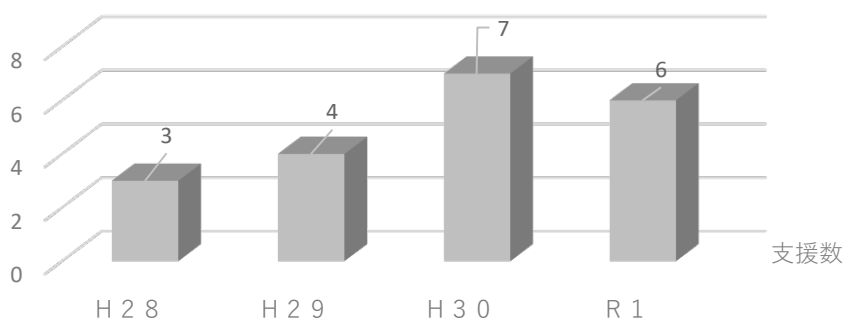
### ○災害時に備えた取り組み

主な内容	H29	H30	R1
災害ボランティアネットワーク登録者	14名	12名	12名
災害ボランティアセンター設置訓練への参加	6名	6名	7名

### ○生活支援コーディネーターの実践（第2層）

主な内容	H28	H29	H30	R1
生活支援に関する相談	78件	105件	165件	85件
元気な地域づくりサポーターの養成(講座開催)	16名	21名	22名	33名
新たな居場所づくりの立上げ支援	3件	4件	7件	6件
地域を元気にするための協議の場(協議体)づくり支援	14件	24件	37件	20件

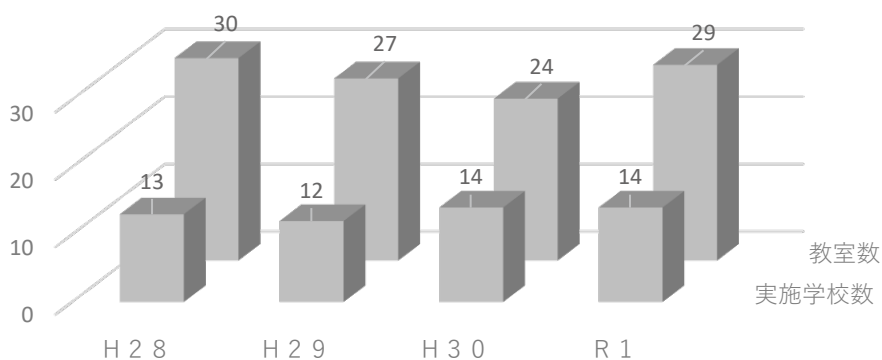
新たな居場所づくりの立上げ支援



### ○学校福祉学習

主な内容	H28	H29	H30	R1
実施学校数	13校	12校	14校	14校
教室数	30回	27回	24回	29回
参加者(児童・生徒)	869名	705名	821名	587名

学校福祉学習の実施状況



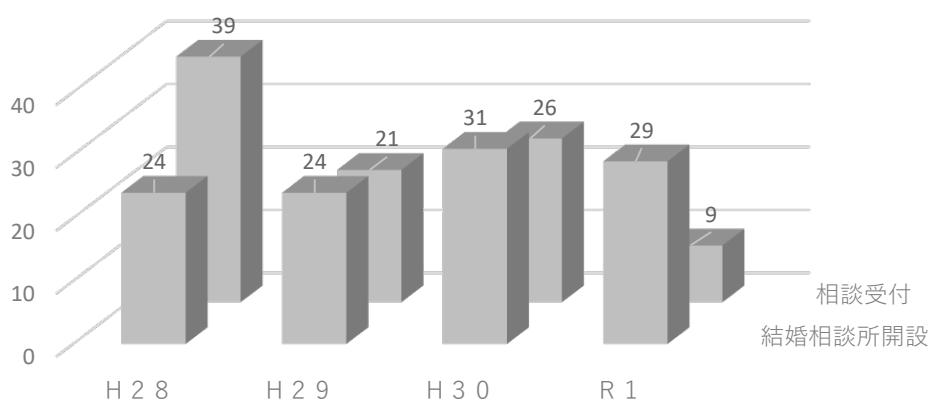
### ○食のセーフティネット事業（生活困窮支援）

主な内容	H29	H30	R1
食品・食材などの受付(善意銀行へ預託)	70件	50件	24件
食品・食材などの提供支援(生活困窮世帯へ)	8件	15件	7件

### ○結婚相談・出会いサポートセンター事業

主な内容	H28	H29	H30	R1
結婚相談員数	24名	24名	24名	24名
結婚相談所開設・相談受付	24回・39件	24回・21件	31回・26件	29回・9件
結婚相談所登録者	138名	148名	143名	139名
結婚相談員紹介件数	144件	121件	120件	89件
お見合い・成立件数	47件・5件	46件・5件	40件・3件	29件・5件
出会いサポートセンター登録者	140名	124名	124名	122名
婚活イベント・カップル成立数	3回・14組	1回・9組	3回・20組	2回・10組

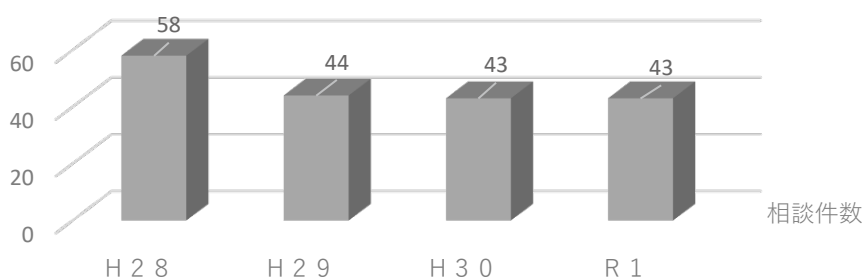
結婚相談所開設状況



### ○無料法律相談

主な内容	H28	H29	H30	R1
実施回数	6回	6回	6回	6回
相談受付(弁護士)	58件	44件	43件	43件

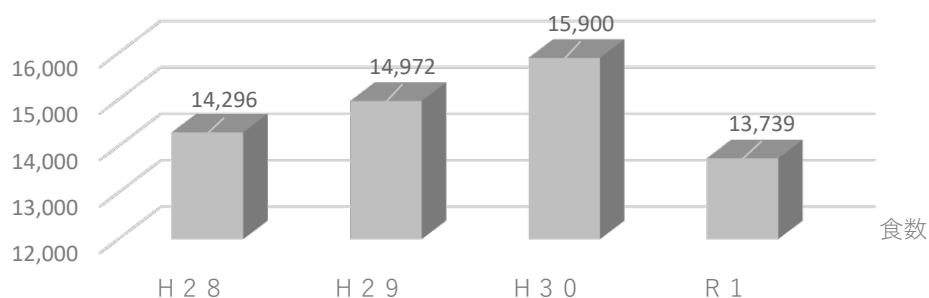
無料法律相談の受付状況



## ○配食サービス事業

主な内容	H28	H29	H30	R1
実施回数	359回	387回	388回	350回
食数	14,296食	14,972食	15,900食	13,739食
調理ボランティア数	1,996名	2,010名	1,718名	1,584名
配達・配送ボランティア数	3,388名	3,228名	3,628名	3,651名

配食サービス事業の実施状況

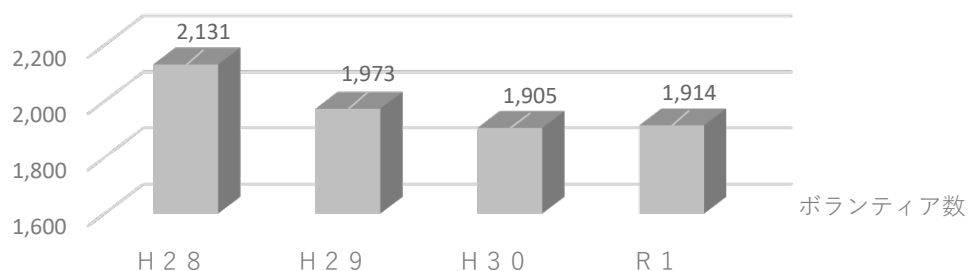


## ○ボランティアセンター運営事業

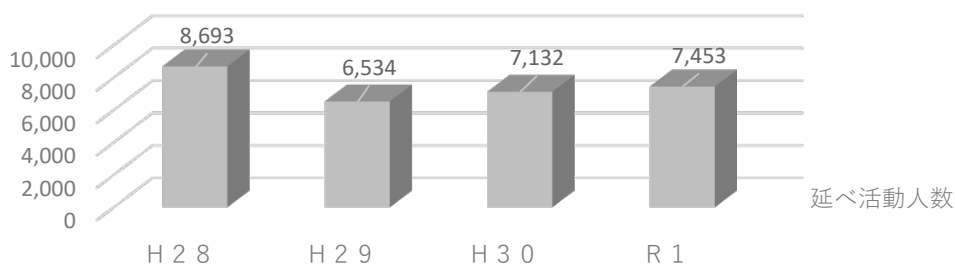
主な内容	H28	H29	H30	R1
登録ボランティア	2,131名	1,973名	1,905名	1,914名
登録グループ	163グループ	150グループ	150グループ	153グループ
ボランティア活動助成金 ※	1,660,000円	1,575,000円	1,515,000円	1,672,000円
ボランティアに関する相談	1,426件	1,426件	1,318件	1,343件
依頼件数	2,437件	2,398件	2,375件	2,030件
成立件数	1,964件	1,964名	2,005件	1,974件
延べ活動人数	8,693名	6,534名	7,132名	7,453名
ボランティア共済加入状況	1,844名	1,793名	1,900名	1,817名

※善意銀行預託金を活用。

登録ボランティア



ボランティア活動人数

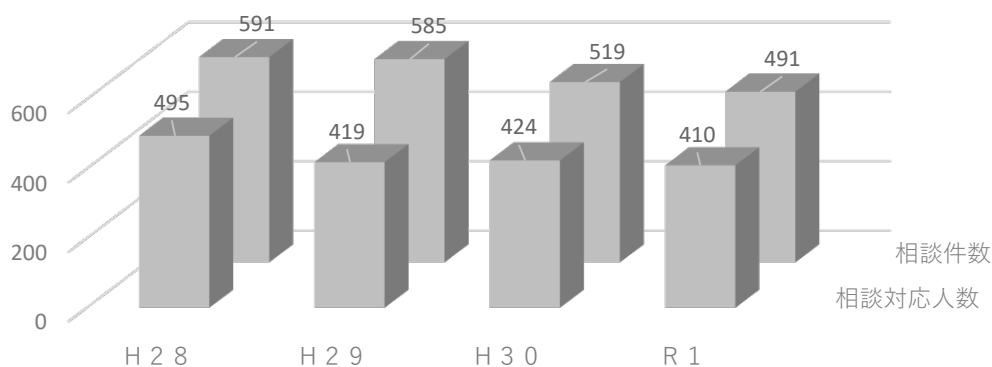




### ○障がい者相談支援事業

主な内容	H28	H29	H30	R1
相談対応人数	495名	419名	424名	410名
相談件数	591件	585件	519件	491件
計画件数	406件	444件	396件	513件

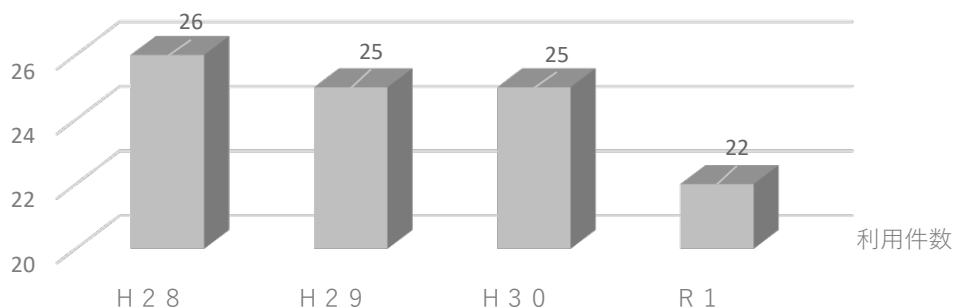
障がい者相談支援事業の相談状況



### ○日常生活自立支援事業

主な内容	H28	H29	H30	R1
実利用者数	26名	25名	25名	22名
新規利用者数	2名	4名	3名	2名
生活支援員派遣回数	592件	564回	497回	436回

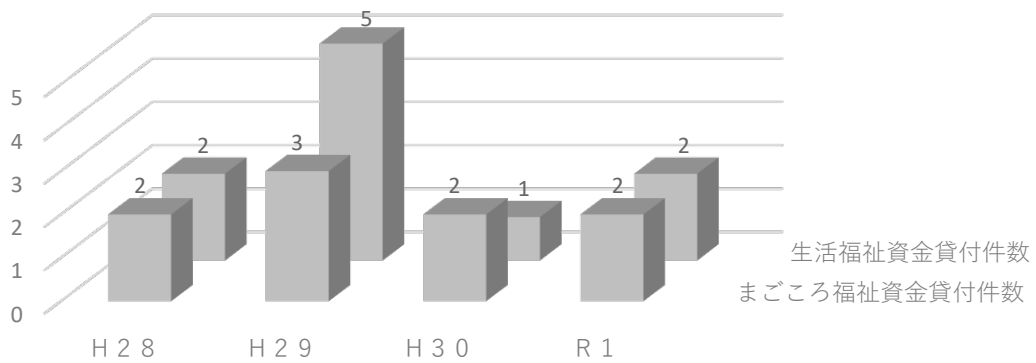
日常生活自立支援事業の利用状況



### ○福祉資金貸付事業

主な内容	H28	H29	H30	R1
生活福祉資金相談件数	162件	116件	29件	61件
生活福祉資金貸付件数(新規)	2件	5件	1件	2件
まごころ福祉資金相談件数	5件	11件	4件	11件
まごころ福祉資金貸付件数(新規)	2件	3件	2件	2件

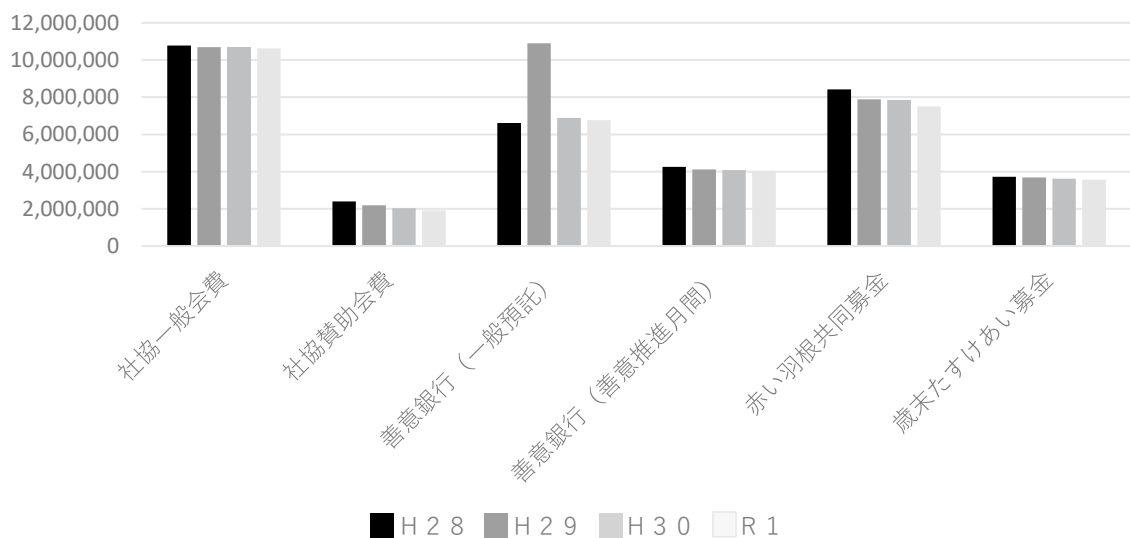
### 福祉資金貸付事業の新規貸付状況



### ○地域福祉財源

主な内容	H28	H29	H30	R1
社協一般会費	10,792 件 10,779,700 円	10,706 件 10,700,900 円	10,651 件 10,651,000 円	10,630 件 10,622,000 円
社協賛助会費	959 件 2,391,000 円	888 件 2,195,000 円	875 件 2,042,000 円	785 件 1,914,000 円
善意銀行(一般預託)	249 件 6,607,354 円	291 件 10,902,905 円	267 件 6,888,025 円	259 件 6,774,147 円
善意銀行(善意推進月間)	10,085 件 4,253,253 円	10,039 件 4,124,178 円	9,894 件 4,076,536 円	9,709 件 4,035,637 円
赤い羽根共同募金	11,266 件 8,419,321 円	10,945 件 7,892,803 円	10,904 件 7,852,798 円	10,756 件 7,504,501 円
歳末たすけあい募金	10,481 件 3,727,384 円	10,111 件 3,693,879 円	10,139 件 3,612,430 円	10,122 件 3,567,656 円

### 地域福祉財源の状況

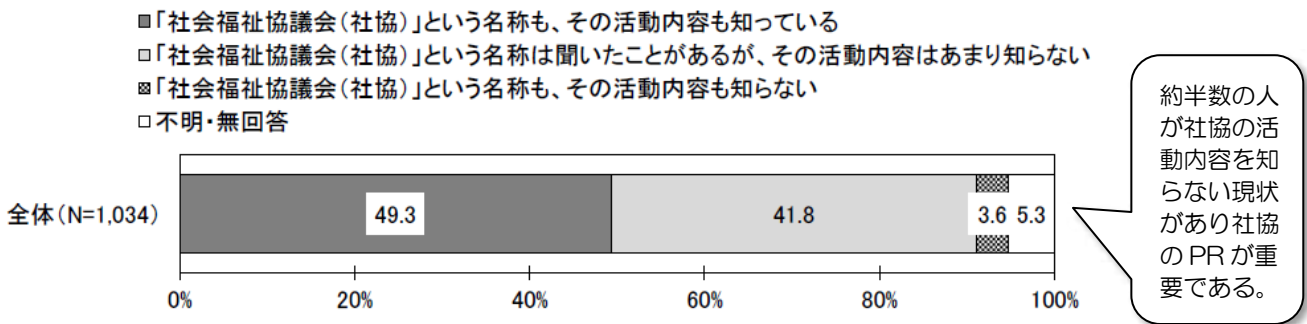


## 「第3期宍粟市地域福祉計画」策定における市民アンケート調査結果

平成31(2019)年2月に、市民2,000人を対象に実施されたアンケート調査の結果から、生活の不安ごとや地域の課題や問題、宍粟市社協に充実してほしい活動など把握することができ、第4次計画を策定する基礎資料となりました。(調査結果一部抜粋・設問ごとに分析)

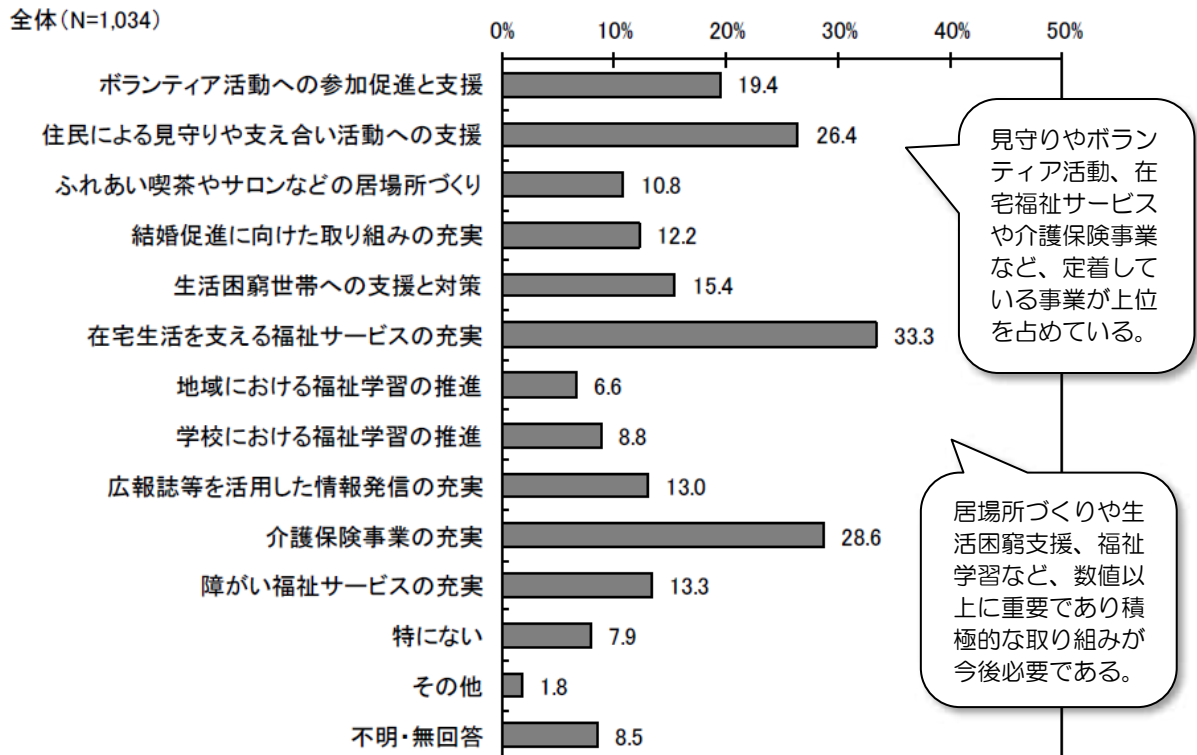
### ○「社会福祉協議会(社協)」の認知度

社会福祉協議会の認知度については、「『社会福祉協議会(社協)』という名称も、その活動内容も知っている」が49.3%と最も高く、次いで「『社会福祉協議会(社協)』という名称は聞いたことがあるが、その活動内容はあまり知らない」が41.8%、「『社会福祉協議会(社協)』という名称も、その活動内容も知らない」が3.6%となっています。



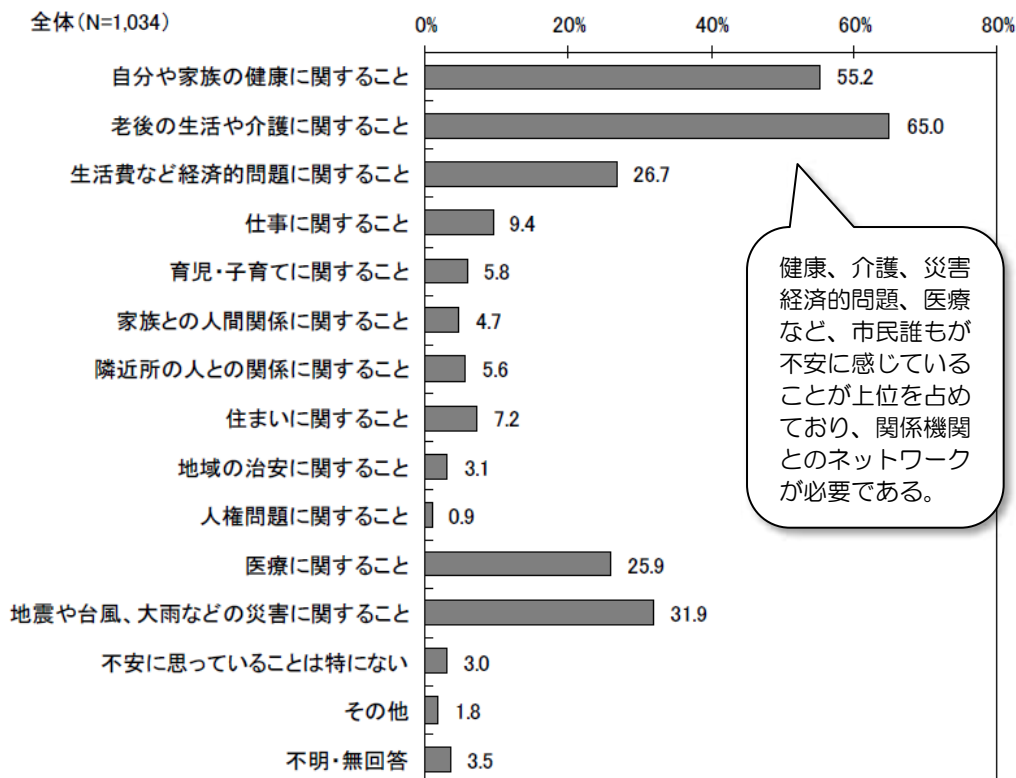
### ○社会福祉協議会の活動として今後、充実してほしいもの

社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後充実してほしいものについては、「在宅生活を支える福祉サービスの充実」が33.3%と最も高く、次いで「介護保険事業の充実」が28.6%、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が26.4%となっています。



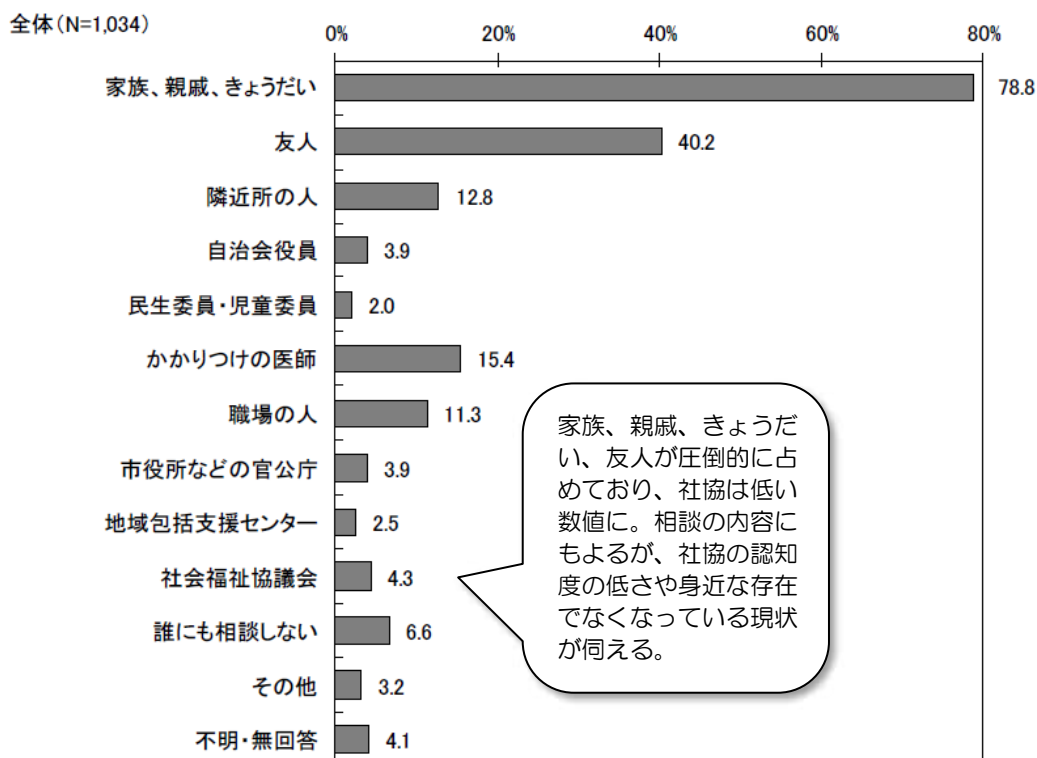
○普段の生活の中で不安に思っていること

普段の生活の中で不安に思っていることについては、「老後の生活や介護に関すること」が65.0%と最も高く、次いで「自分や家族の健康に関すること」が55.2%、「地震や台風、大雨などの災害に関すること」が31.9%となっています。



○不安や悩みの相談先

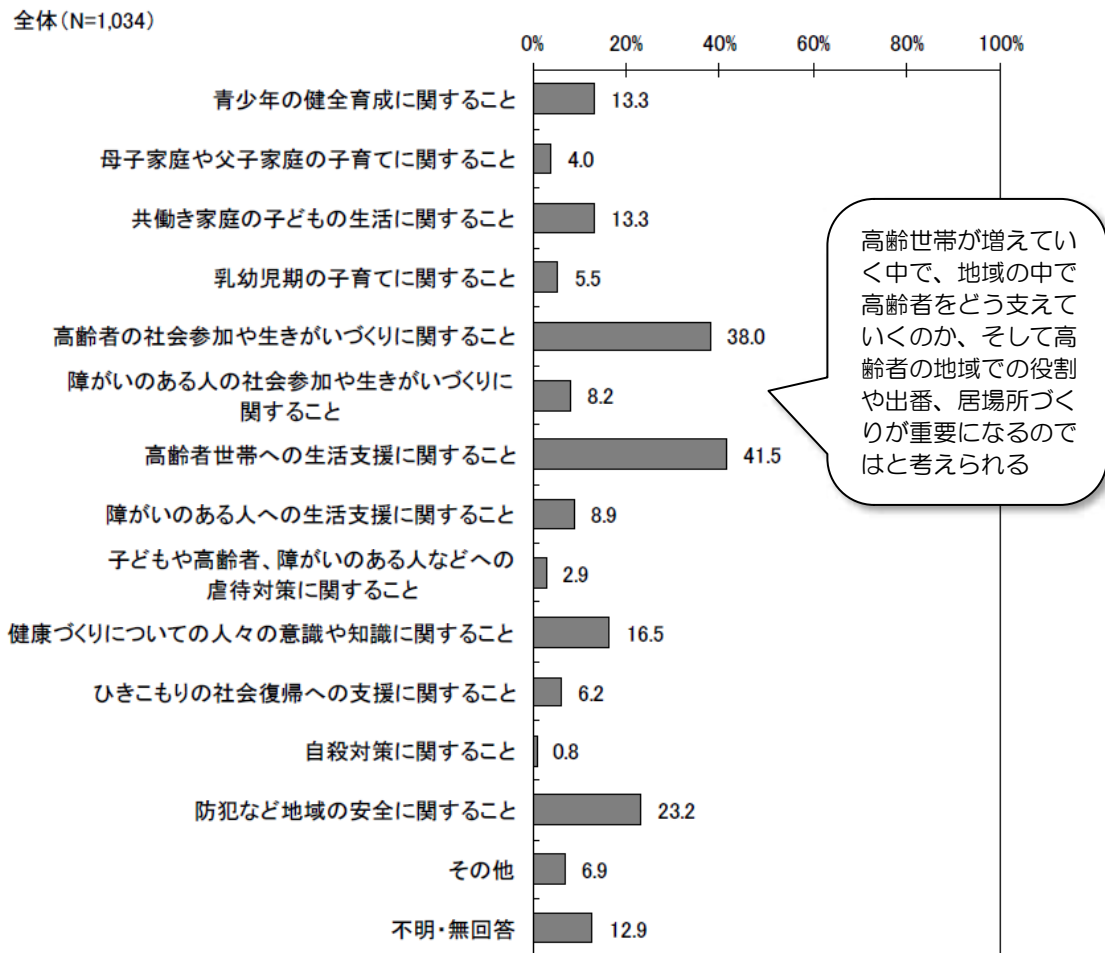
不安や悩みの相談先・相談相手については、「家族、親戚、きょうだい」が78.8%と最も高く、次いで「友人」が40.2%、「かかりつけの医師」が15.4%となっています。





○地域の課題や問題

居住地域における課題や問題については、「高齢者世帯への生活支援に関すること」が 41.5%と最も高く、次いで「高齢者の社会参加や生きがいづくりに関すること」が 38.0%、「防犯など地域の安全に関すること」が 23.2%となっています。

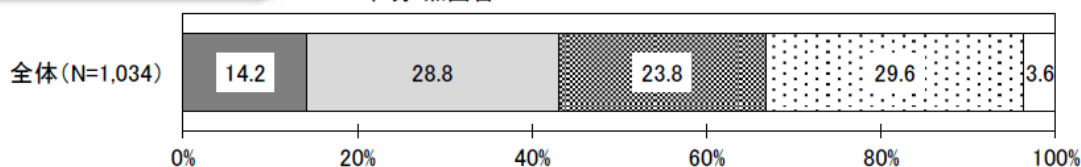


## ○ボランティア活動の経験

ボランティア活動の経験については、「参加したことはなく、今後も参加したいと思わない」が29.6%と最も高く、次いで「過去に活動していたが、現在はしていない」が28.8%、「参加したことがないが、機会があれば今後参加したい」が23.8%となっています。

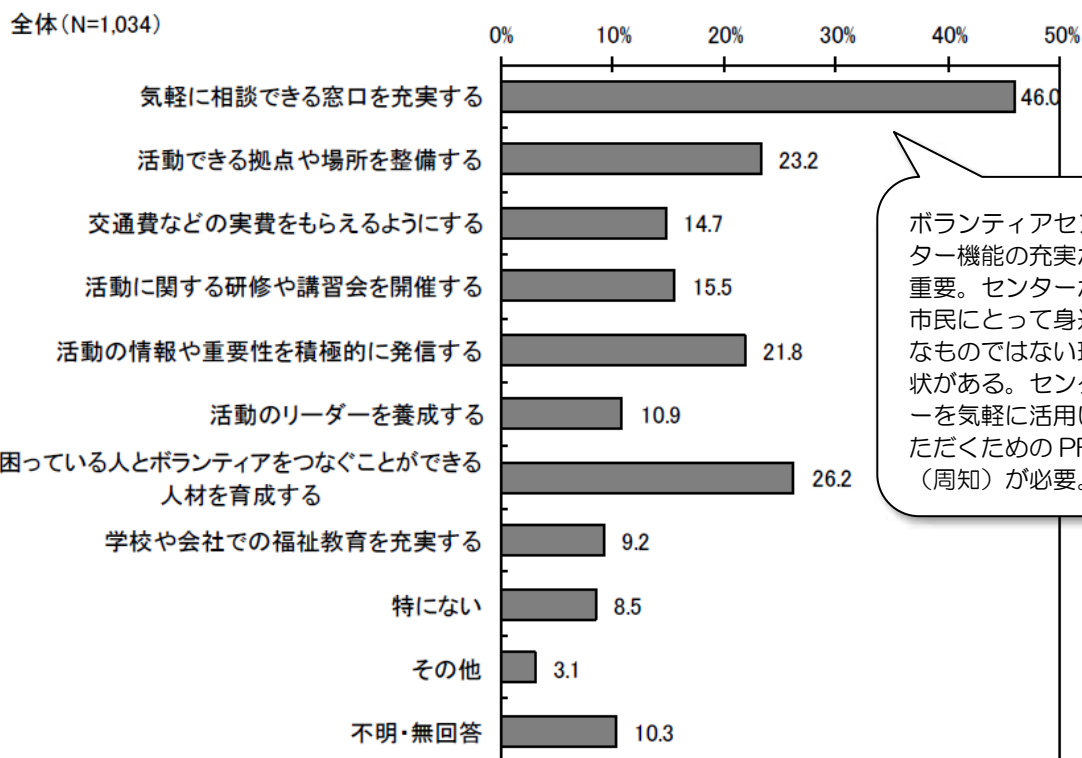
若者や中年層のボランティア離れが進んでいる。ボランティアへの関心が薄くなっているのでは。

- 現在活動している
- 過去に活動していたが、現在はしていない
- ▨ 参加したことはないが、機会があれば今後参加したい
- 参加したことはなく、今後も参加したいと思わない
- 不明・無回答



## ○ボランティア活動の輪を広げていくために必要なこと

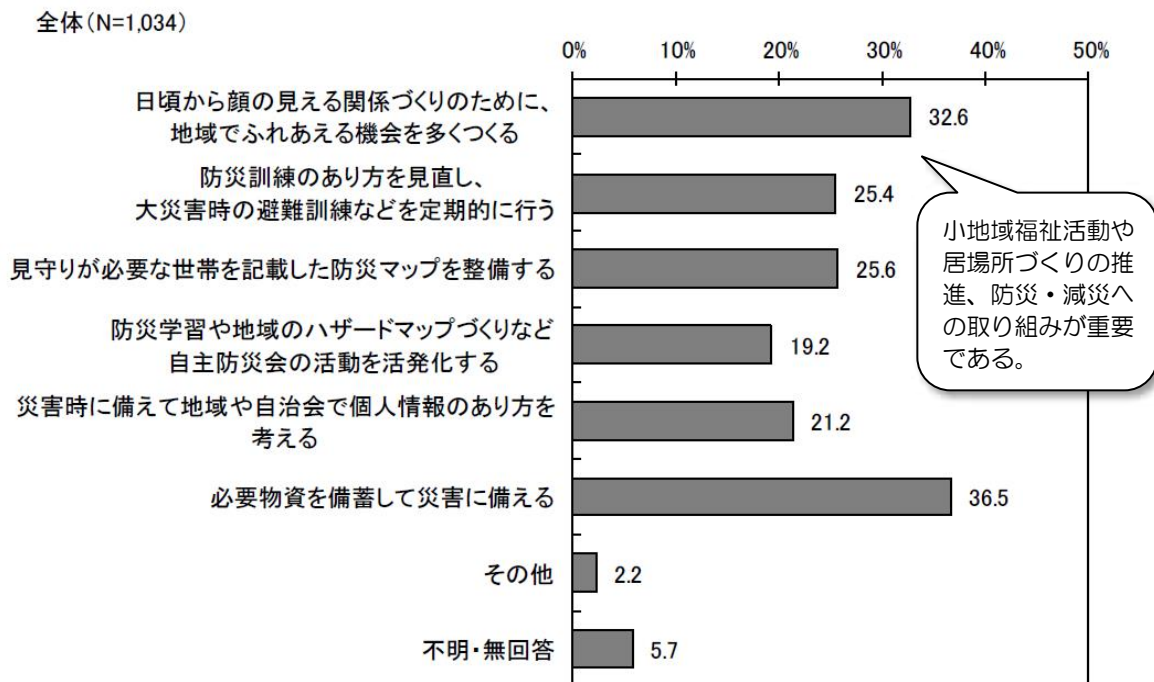
今後、ボランティア活動の輪を広げていくために必要だと思うことについては、「気軽に相談できる窓口を充実する」が46.0%と最も高く、次いで「困っている人とボランティアをつなぐことができる人材を育成する」が26.2%、「活動できる拠点や場所を整備する」が23.2%となっています。



ボランティアセンター機能の充実が重要。センターが市民にとって身近なものではない現状がある。センターを気軽に活用いただくためのPR（周知）が必要。

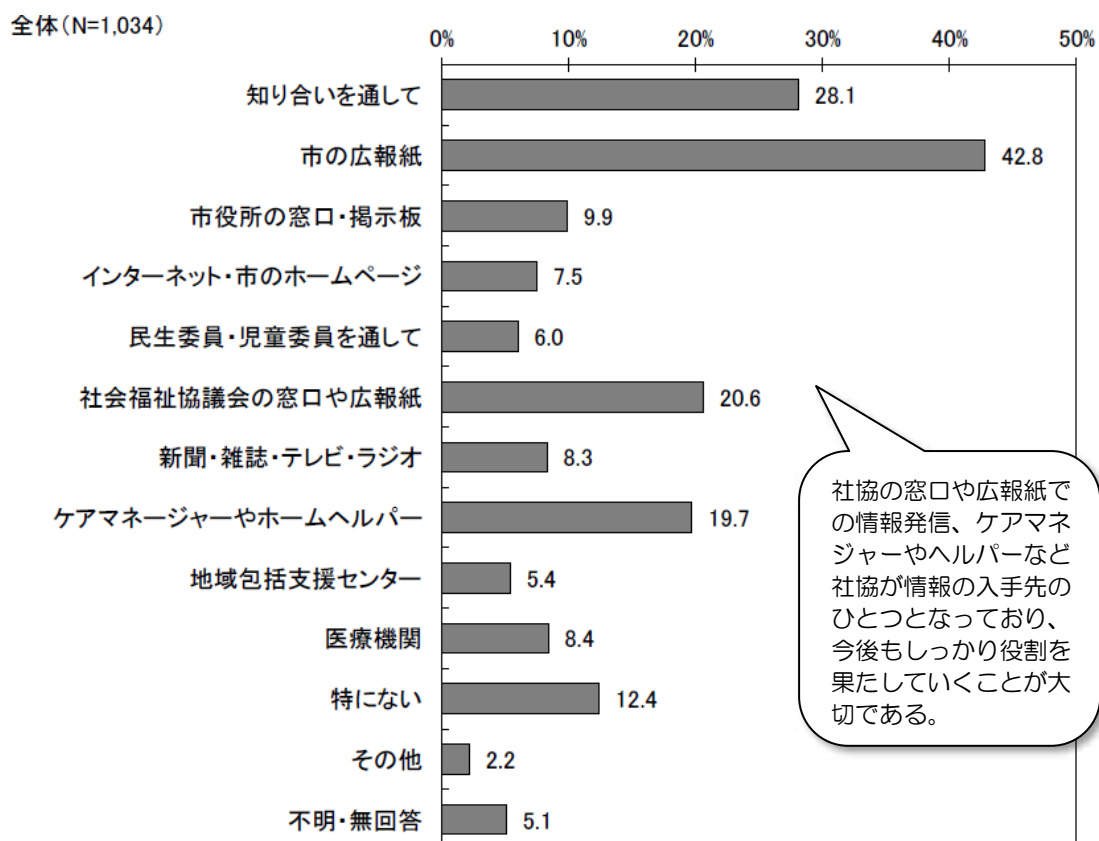
○大災害に備えて日頃から地域で必要なこと

大災害に備えて日頃から地域で必要だと思うことについては、「必要物資を備蓄して災害に備える」が36.5%と最も高く、次いで「日頃から顔の見える関係づくりのために、地域でふれあえる機会を多くつくる」が32.6%、「見守りが必要な世帯を記載した防災マップを整備する」が25.6%となっています。



○「福祉サービス」に関する情報の入手先

「福祉サービス」に関する情報の主な入手先については、「市の広報紙」が42.8%と最も高く、次いで「知り合いを通して」が28.1%、「社会福祉協議会の窓口や広報紙」が20.6%となっています。



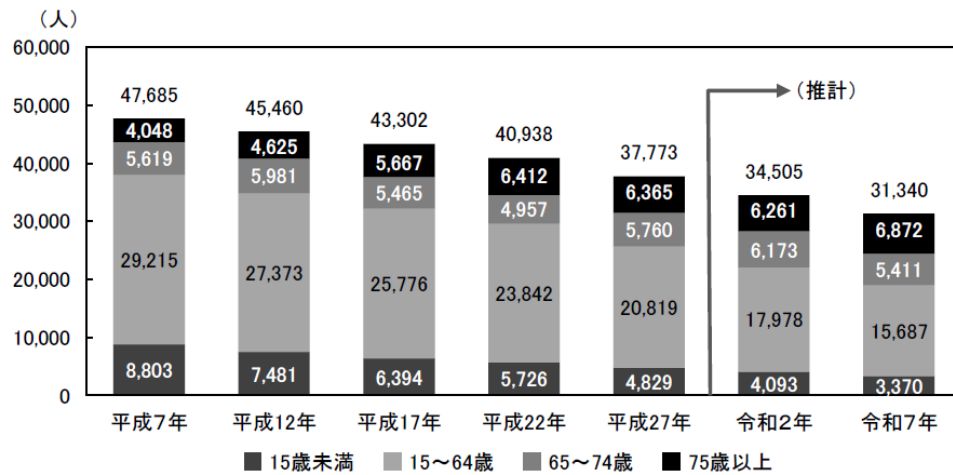
## 統計データから見る宍粟市の現状

宍粟市の現状を見るため、人口の推移をはじめ、高齢者、障がいのある人、要支援・要介護者、自殺死亡者など、統計データを集めました。（「第3期宍粟市地域福祉計画」「宍粟市自殺対策計画」から引用）

### ○人口・世帯の状況

本市の総人口の推移をみると、減少を続けており、平成27年には37,773人と平成7年から約10,000人の減少となっています。年齢4区分別人口割合の推移をみると、64歳以下の割合が減少し、65歳以上の割合が増加傾向となっています。また、高齢化率は平成27年で32.1%となっており、約3人に1人が高齢者となっています。

■ 年齢4区分別人口の推移

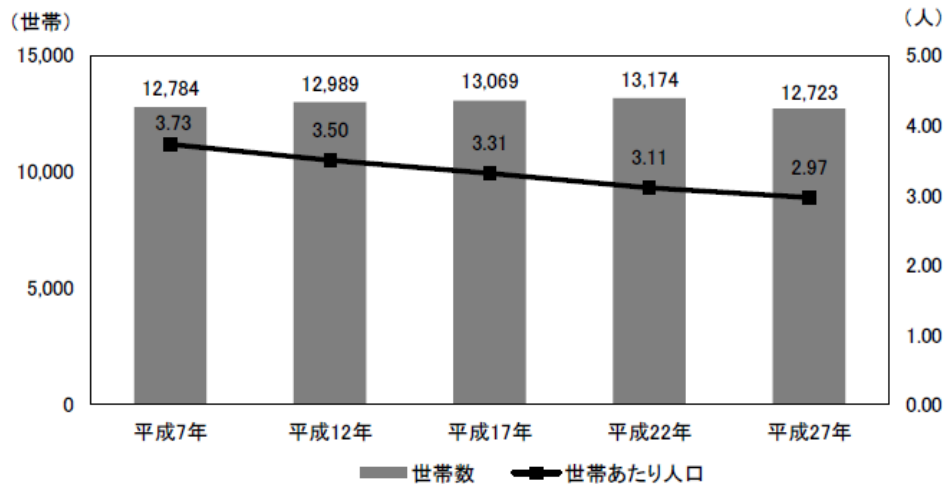


※年齢不詳を含むため、平成22年は総人口と内訳の合計が一致しない。

資料: 国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所推計(令和元(2019)年時点)

世帯数の推移をみると、平成7年から平成27年にかけて、おおむね横ばいとなっており、世帯あたり人員をみると、年々減少しています。

■ 世帯数の推移

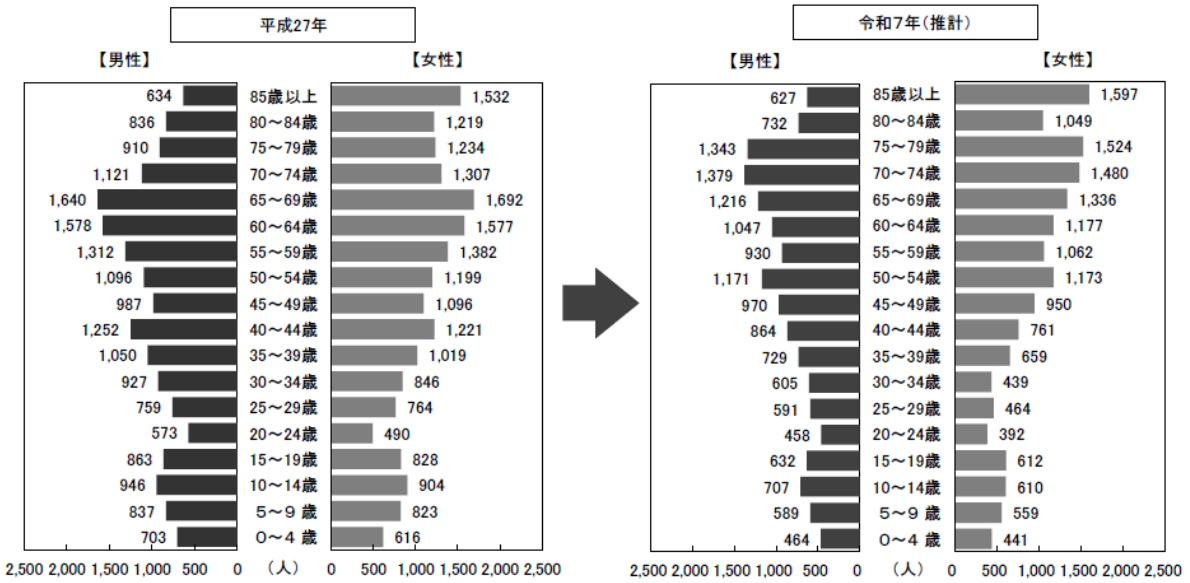


資料: 国勢調査



人口ピラミッドをみると、平成27年では20～24歳が少なく、60歳代が最も多くなっています。令和7年の推計結果では、70歳代が最も多くなっています。

■人口ピラミッドの変遷(実績と推計)



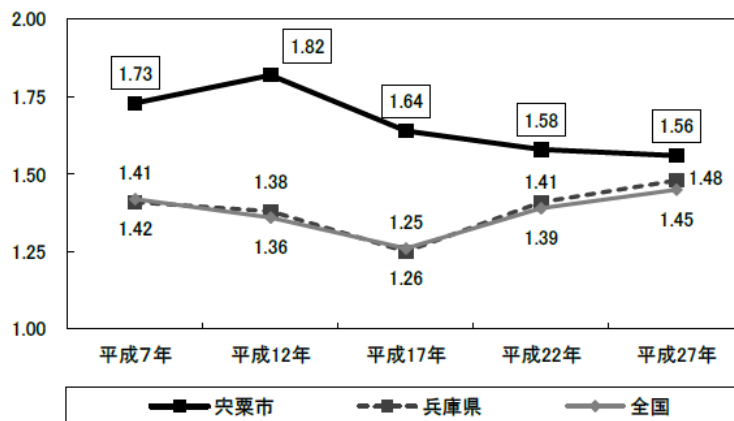
※四捨五入により合計が総人口と一致しない場合がある。

資料:国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所推計(令和元(2019)年時点)

○合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率の推移についてみると、平成7年から平成27年にかけて、全国・兵庫県より高くなっていますが、平成12年から減少を続けています。

■合計特殊出生率の推移



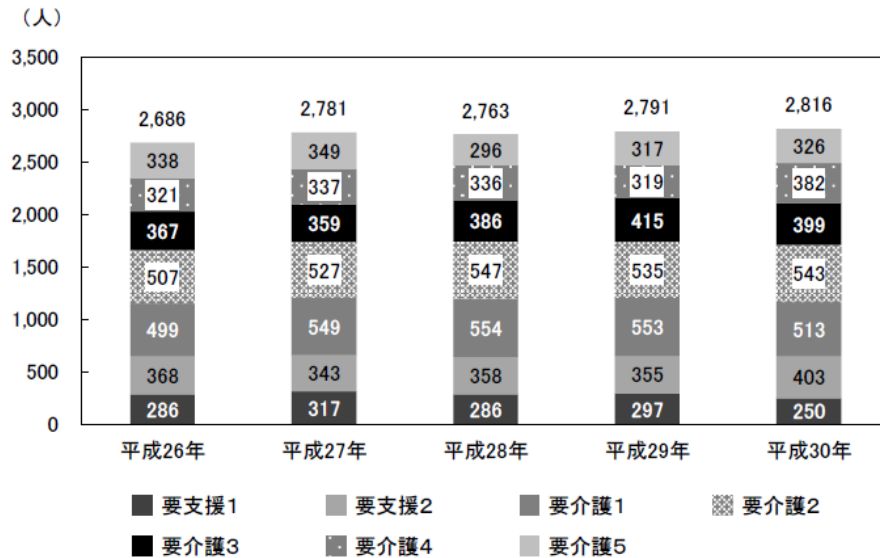
資料:兵庫県保健統計年報

## ○要支援・要介護認定の状況

要支援・要介護認定者数の推移をみると、年々増加傾向となっており、平成26年と平成30年と比較すると、要支援1・要介護5を除いて増加しています。

要支援・要介護認定率の推移をみると、宍粟市はおおむね横ばいで推移していますが、全国・兵庫県より高くなっています。

■要支援・要介護認定者数の推移

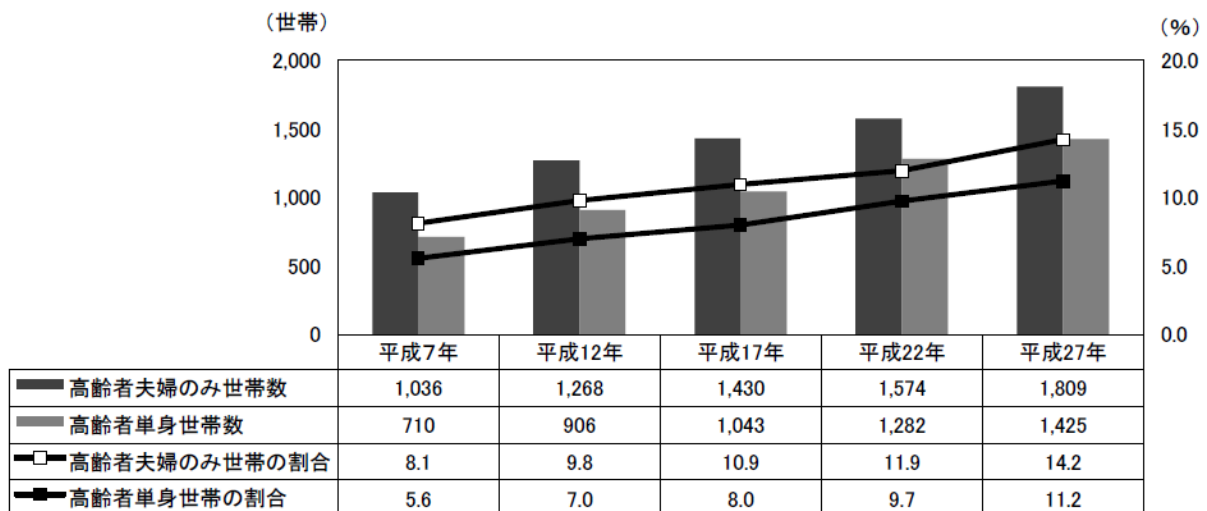


資料:介護保険事業状況報告(各年9月末)

## ○高齢者の状況

本市の高齢者世帯数の推移をみると、高齢者夫婦のみ世帯数、高齢者単身世帯数ともに増加しており、高齢者単身世帯の割合は平成7年の5.6%から平成27年の11.2%と2倍になっています。

■高齢者世帯数の推移

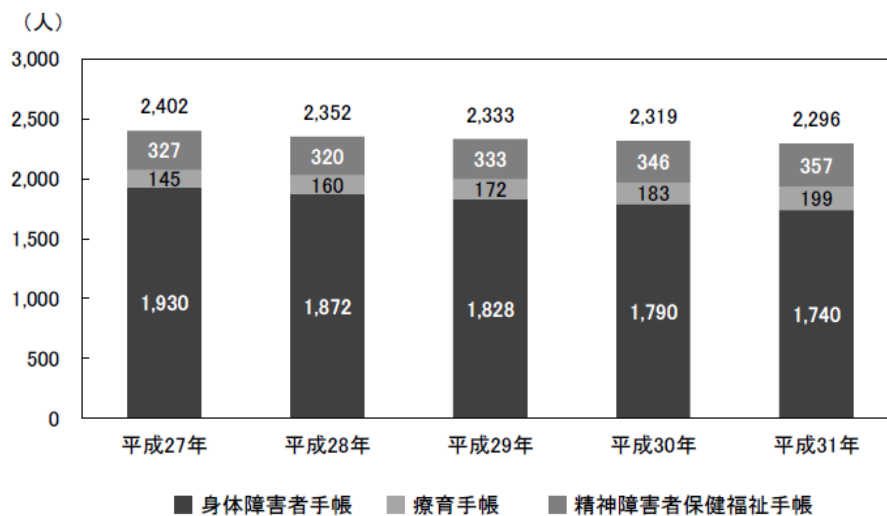


資料:国勢調査

## ○障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、総数は年々減少しています。障害種別でみると、身体障害者手帳所持者数は減少、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は増加しています。

### ■障害者手帳所持者数の推移

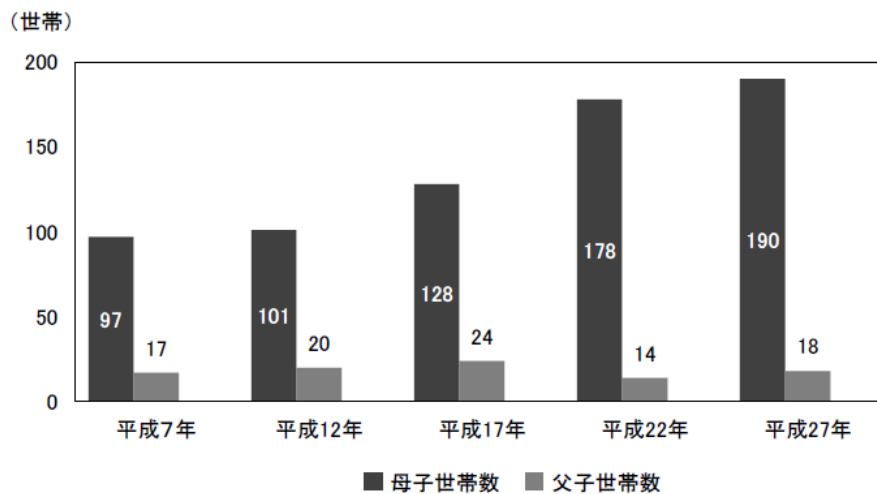


資料:障害福祉課

## ○ひとり親の状況

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯数は増加しており、平成27年には190世帯となっています。また、父子世帯数は増減を繰り返しています。

### ■ひとり親世帯数の推移

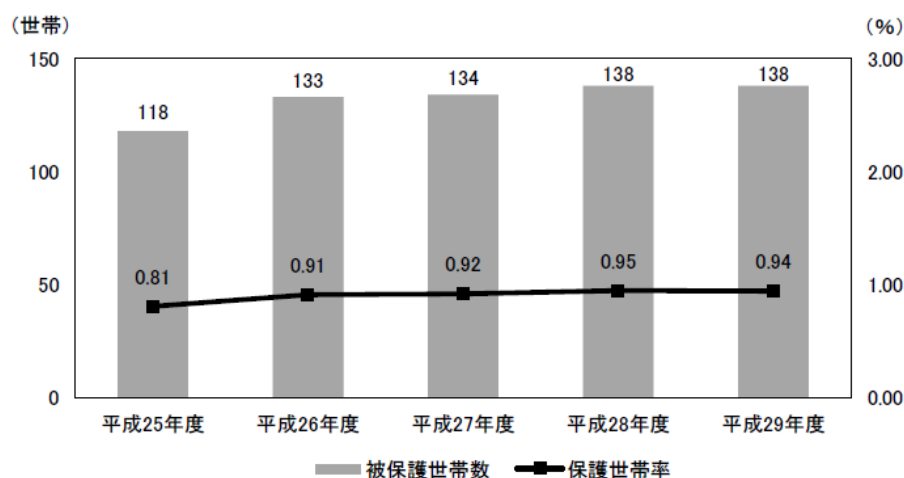


資料:国勢調査

## ○生活保護の状況

被保護世帯数及び保護世帯率の推移をみると、世帯数、保護世帯率ともに増加傾向となっており、近年の世帯数は130世帯前後で推移しています。

### ■被保護世帯数及び保護世帯率の推移

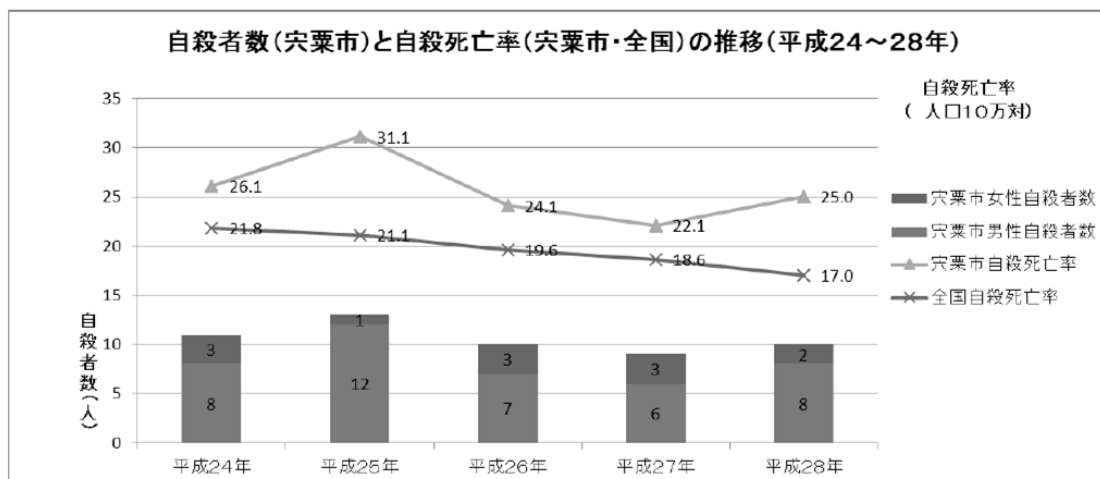


資料：社会福祉統計年報

## ○宍粟市の自殺者の状況

宍粟市では、平成24～28年の居住地（住民票の有無を問わない）ベースで、年平均11人の自殺者があり、自殺死亡率は全国と比較して高い状況が続いています。

図3：平成24～28年 宍粟市の自殺者数（警察庁：自殺統計）



※自殺総合対策推進センター、地域自殺実態プロフィールより保健福祉課作成



## グループワーク「宍粟のことを考えてみましょう ～身近なこと・まちのこと～」

第2回策定委員会(10月9日)・第3回策定委員会(11月13日)で、「宍粟のことを考えてみましょう～身近なこと・まちのこと～」をテーマにグループワークを行い、「気になるところ・気になる人・宍粟の好きなところ」「こんなところにしたい・こんなまちに暮らしたい」について、策定委員と社協職員で意見を出し合いました。

### ○グループワークのまとめ

### \*宍粟のことを考えてみましょう。 ～身近なこと・まちのこと～

#### 気になるところ

- ◎空き家、放棄田、手入れされていない山林が増えている
- ◎同じ市内でも山崎と他地区では課題が違う(医療、買物)
- ◎北部地域の買い物場所、医療機関の衰退
- ◎親と子どもの関係が変わってきている！？  
(例:消防団に入れたがらない親)



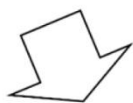
#### 気になる人

- ◎新しい住宅地、アパートの一人暮らし高齢者が増えている
- ◎集まる場に参加しない人のこと・参加できない人(引きこもり含む)
- ◎未婚、仕事に就けない若い人が増えている！⇒親が子どもを都会に出したがる(田舎暮らしの豊かさを伝える)
- ◎引きこもりがちな人のこと、支援の情報が分散している⇒つながったらスゴイことができるかも！？

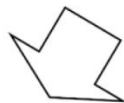
#### 自然がいっぱいの宍粟ですが、それ以外にいいところ、好きなところ

- ◎退職世代のパワーある人が多い！
- ◎祭りや文化、つながりがある
- ◎あたたかい人が多い！(全員ではないけど)+秘境・・・過疎より前向き☆多
- ◎高齢者が元気っ！！放っておかずに『活用』する
- ◎旧4町・旧村の中に歴史や文化、お祭りがあって地域づくりに発展(それぞれの地域のやり方がある。これが大事☆多/地域づくりの楽しさ)
- ◎人が集まる場は多い。集まる理由、祭りに若者が帰ってくる理由を分析してはどうか？
- ◎4町の格差(病院、仕事など)を相互に理解して、マイナスではなく強みとして生かしあう⇒ちょうどいい過疎を目指そう

### こんなところにしたい



### こんなまちに暮らしたい



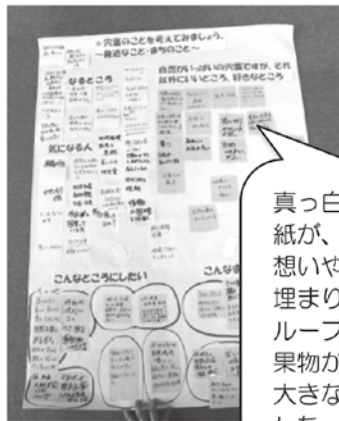
- 障がいがあってもお互いを理解しあえて住みやすいまち -人にやさしいまち
- 経済重視だけでなく、若い人が帰ってきたいと思える、楽しみが得られるまちづくり
- 退院しても帰ってこられない方も、医療と福祉の連携で自宅に、戻ってこれるまち -医師も地域には必要！
- いろんな子どものいろんな教育(地域を知る、遊ぶ)がたくさんあるまち -親の教育も必要認め合うまち  
-「結婚しなければいけない」「就職しなければいけない」という固定概念に縛られず、お互いに多様さを認め合う
- 『酔っ払いバス』が走るまち -まちのみんなが飲みながら食べながら交流♪
- 目じりに笑い皺のできるまち
- 若者が帰ってこられるまち -仕事もできる、若い人でもビジネスチャンスがある -若い人も地域に溶け込める
- 生きがいのあるまち -高齢者も、若い人も、障がいのある人も尊重、認め合える(ちょっとしたシアワセを感じられる。自然な社会参加、子育てしやすい)
- 女性、マイノリティの人がいきいきできるまち -女性の働き方や生き方の選択肢がもっと豊かに  
-マイノリティの人も疎外感がない地域

## ○グループワークと発表の様子



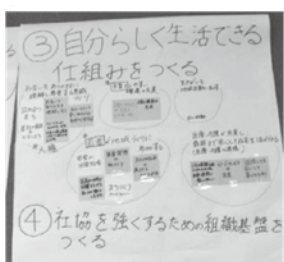
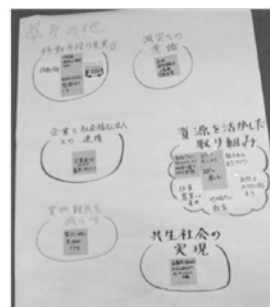
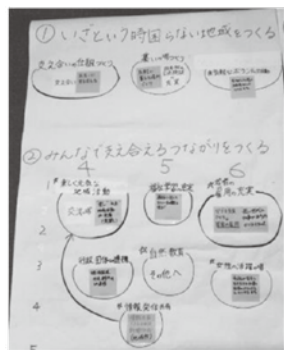
話し合いから生まれた策定委員と職員の信頼関係。グループワークで意見を交わし、共感し合い、同じゴールをめざして取り組むことができました。

## ○グループワークでの成果物（3グループ）

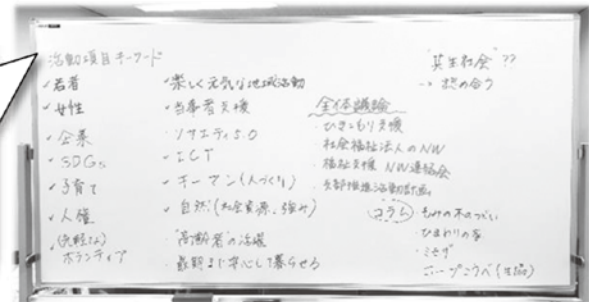


真っ白だった模造紙が、たくさんの想いやアイデアで埋まりました。グループワークの成果物が4次計画の大きな柱となりました。

## ○作業部会で整理・分析



グループワークの成果物を整理・分析することで、4次計画に盛り込みたいさまざまなキーワード（活動目標・個別活動目標）ができました。



## 用語解説

### あ 行

#### NPO

Non-Profit Organization の略で、民間非営利組織(団体)の意。利潤追求をしない、組織の社会的使命の実現をめざして活動を行います。特定非営利活動法人として法人格を持つものから、市民活動団体やボランティアグループも含んだ法人格を持たない団体、また社協も含む幅広い意味として使う場合もあります。

#### OODA (ウーダ) ループ

アメリカの軍事戦略家であるジョン・ボイド氏が発明した、先の読めない状況で成果を出すための意思決定方法。Observe(観察)、Orient(状況判断)、Decide(意思決定)、Act(行動)の頭文字をとったもので、わかりやすくいうと「みる」「わかる」「きめる」「うごく」という意味になる。

### か 行

#### 介護支援専門員 (ケアマネジャー)

介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、利用者がその心身の状況などに応じ適切なサービスを利用できるよう、市区町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整などを行う専門職である。「介護支援専門員」は、ケアマネジャーの仕事に必要な資格の名称でもある。

#### ガバナンス

統治のあらゆるプロセスをいう。政府、企業などの組織の他、IT システム、権力などにも用いられる広い概念である。組織や社会に関与するメンバーが主体的に関与を行う、意思決定、合意形成のシステム。

#### クラウドファンディング

「群衆(クラウド)」と「資金調達(ファンディング)」を組み合わせた造語で、「インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達する」ことを指しています。想いに共感した人や活動を応援したいと思ってくれる人から資金を募る仕組みである。

#### ケアワーカー

高齢者や障がいのある人などに日常生活の動作上の援助サービス(食事、排泄、入浴、移動など)を直接行う専門職。介護福祉士、訪問介護員(ホームヘルパー)、施設の介護職員などの呼称。

#### コミュニティワーカー

地域社会の生活問題の解決のため、住民の主体的な活動を側面から援助する専門的な福祉職。地域における住民福祉組織(福祉連絡会など)や住民主体の地域福祉活動を支援する。

### さ 行

#### 災害ボランティアセンター

被災地を中心とした内外のヒト・モノ・資金・情報をつなげ、コーディネートする拠点として設置される。多くの場合は、社会福祉協議会がその運営の中核的な役割を担う。



## CSR（企業の社会的責任）

Corporate Social Responsibility の略で、企業が社会に与える影響について責任を持ち、社会の持続的発展のために貢献すべきとする考え方。また、そのような考え方に基づいて実践される諸活動。

## ジェンダー

男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女兒と男児の間における関係性、さらに女性間、男性間における相互関係を意味する。

## 事業継続計画（BCP）

Business Continuity Plan の略で、大規模災害などの不測の事態を想定して、事業の継続や復旧を速やかに遂行するために策定される計画をいう。

## 自主防災組織

災害対策基本法において規定されている、地域住民による任意の防災組織である。主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体であるが、具体的には町内会・自治会防犯部といった組織や、地域の婦人防火クラブ、その他防災関連の NPO などがその例である。

## 社会福祉法人制度改革

社会福祉法人制度を含む社会福祉法は平成 29(2017)年 4 月から大幅に改正され、主な目的は福祉サービスの供給体制の整備と充実である。このために経営組織をより強固にするとともに、事業運営の透明性向上をめざして会計監査人の導入や財務諸表などの公表に関係する規定の整備などが改正されている。

## 社会福祉法人連絡会

地域社会への貢献をめざす、高齢、障がい、子どもの分野などの社会福祉法人のネットワークとして、会員相互の情報交換を通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とする。宍粟市では、「宍粟市社会福祉法人連絡協議会」の組織化に向け準備を進めている。

## 就労継続支援事業所

障害者総合支援法に基づき、企業への就職が難しい障がいのある人に、就労機会を提供し、技能訓練などをする事業所。雇用契約を結んで障がいのある人に賃金を支払う「A型」と、雇用契約を結ばない「B型」がある。

## 障害者差別解消法

全国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進する目的で、平成 28(2016)年 4 月施行。

## 生活困窮者家計改善事業

生活困窮者自立支援制度の事業で、経済的に困窮している方に対して、家計相談や家計簿作成の支援などを行い、自らが家計を管理しようとする意欲と家計管理の力を高めていくことで、早期の生活再生をお手伝いします。

## 生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。平成 27(2015)年 4 月施行。内容は、居住確保支援、就労支援、緊急支援、家計再生支援、子ども支援の 5 つに分けられる。



## 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

平成 27(2015)年4月施行の介護保険制度改正により配置された職種。生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティアなどの生活支援の担い手の養成・発掘などの地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う。宍粟市では、第1層を地域包括支援センターに1名、第2層を宍粟市社協に2名配置。

## 成年後見制度

認知症や知的障がいなどによって判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人などが財産管理などを行い、本人を保護・支援する制度。自己決定の尊重、残存能力活用、ノーマライゼーションの理念に基づき平成 12(2000)年度に施行。

## 善意銀行

技術、労力、金品の預託を受け、助けを必要とする人とボランティアとの間をとりもつ制度である。社会福祉協議会の発案で設けられたもので、ボランティア活動を推進する動きとして 1962 年から徳島県や大分県で始まった。

## 相談支援専門員

障がいのある人やその家族に対し、社会参加や自立の促進を目的に、障がい福祉サービスをはじめ、必要な情報の提供や助言、生活上のアドバイスなど行う専門職である。相談支援専門員は、障がいのある人のコーディネーター的な存在である。

## た 行

### 地域ケア推進会議

保健・医療・福祉などの代表者が参加し、地域ケア個別会議から提出された個別課題を地域課題として取り上げ、更には政策形成に結びつけ効果的な運営をめざす。主催は宍粟市地域包括支援センター。

### 地域生活課題

地域住民が抱えている生活課題の領域の拡大とともに、深刻化している高齢・障がい・児童分野などの福祉課題を一体的にとらえる用語として、本計画で用いている。

### 地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上となる令和7(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

### 地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。センターには保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士が置かれ、専門性を活かして連携しながら業務にあたっている。

### 中間支援組織

少子高齢化や人口減少が全国的に進む中、地域のニーズや困りごとは多様化・複雑化しており、こうした困りごとの解決や地域の活性化に向けて、市民、行政、市民活動団体、事業者などの間に立ち、そのつなぎ役として活動支援や情報提供、コーディネートなどのサポートを行う組織。

## な 行

### ニッポン一億総活躍プラン

半世紀後においても1億人の国民を維持し、国民それぞれが活躍している、社会の理想像を描いたビジョンで、名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロという高い目標を設定し、この的に向けて新・三本の矢(希望を生み出す強い経済・夢をつむぐ子育て支援・安心につながる社会保障)を放つとしている。

### 日常生活自立支援事業

認知症高齢者や、精神障がいや知的障がいのある人などのうち判断能力が、不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行うもの。

### ノーマライゼーション

デンマークの知的障がいのある人の運動から始まった思想で、バンクーミッケルセンによって定義された。「正常化」と訳されることが多い。障がいのある人といえども一人の人間として人格が尊重され、一般の人々と対等で主体的な生活ができることを地域社会の中で保障しようとする人権・平等の考え方である。

## は 行

### PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4つの工程をサイクルとして繰り返すことにより、業務を継続的に改善する。

### ひきこもり

仕事や学校に行けず家に籠り、家族以外とほとんど交流がない人の状況を指す。現時点では、日本の厚生労働省はこうした状態が6か月以上続いた場合を定義としている。

### ボランティアコーディネーター

住民のボランティア活動を支援し、その実際の活動においてボランティアならではの力が発揮できるように住民と住民または組織をつないだり、組織内での調整や活動に対する相談を行う専門職。

## ら 行

### ライオンズクラブ

社会奉仕をするための“ボランティア集団”で、ライオンズクラブでは社会奉仕活動を“アクティビティ”と呼んでいる。このアクティビティを職域や個人で行うだけではなく、ライオンズクラブという団体を組織し、チームワークを発揮して行うことによって、有意義な効果を上げることができるよう組織された団体。


## わ 行

### 我が事・丸ごと

他人事になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として取り組めるように、又市町村においては住民がかかえる課題を「丸ごと」受けとめる体制を整備していくことで地域共生社会を実現していく体制づくり。

## 計画策定の経緯

### ●第4次地域福祉推進計画策定委員会

開催日	協議内容
<p>令和元年 9月11日(水) 9:30~12:00 一宮保健福祉 センター</p>	<p><b>【第1回策定委員会】 13名出席</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>策定委員委嘱状交付、委員の紹介、正副委員長の選任</li> <li>研修 「社協が策定する地域福祉推進計画って？」 講師 兵庫県社会福祉協議会地域福祉部 副部長 荻田 藍子氏</li> <li>説明 第3次地域福祉推進計画における宍粟市社協の取り組み</li> <li>協議 ①計画策定のスケジュールについて ②こんな宍粟にしたいを伝えよう！</li> </ul> 
<p>10月9日(水) 9:30~12:00 一宮保健福祉 センター</p>	<p><b>【第2回策定委員会】 10名出席</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3次地域福祉推進計画の総括（進捗状況など） <ul style="list-style-type: none"> <li>頑張った（力を入れてきた・成果を上げた）取り組み</li> <li>頑張れなかった（成果が出なかった・着手できなかった）取り組み</li> </ul> </li> <li>グループワーク 「宍粟のことを考えてみましょう～身近なこと・まちのこと①～」 ◎「気になるところ」「気になる人」「宍粟の好きなところ」</li> </ul> 

11月13日(水)  
9:30~12:00  
一宮保健福祉  
センター

【第3回策定委員会】 14名出席

- ・ 宍粟市の現状について
- ・ 3次計画と策定委員の関係について
- ・ 実践報告
  - ①「楽しく暮らす事は自分にも地域にも良い事だらけ」  
飯田聡委員(宍粟市商工会)
  - ②「引きこもりの人たちとひまわりの家の ささやかな繋がり」  
松本むつみさん(ひまわりの家)
  - ③「働く×福祉」の取組事例 荻田藍子アドバイザー
- ・ グループワーク  
「宍粟のことを考えてみましょう～身近なこと・まちのこと②～」
  - ◎「こんなところにしたい」「こんなまちに暮らしたい」



12月11日(水)  
9:30~12:00  
一宮保健福祉  
センター

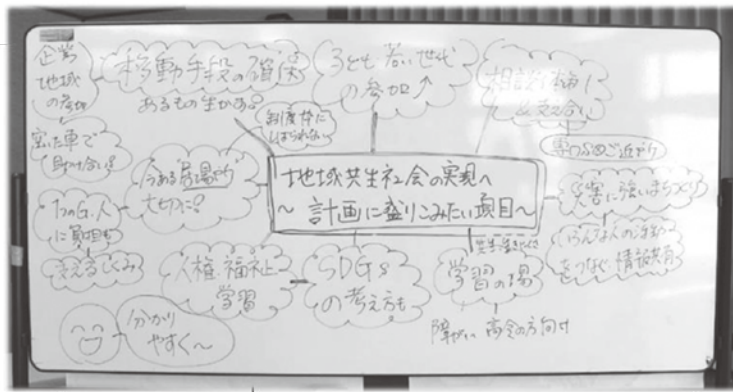
【第4回策定委員会】 11名出席

- ・ 実践報告
  - ①「自分が楽しいとみんなも楽しい 町づくり」  
中村圭三委員(訪問看護ステーション プラス)
  - ②「特別養護老人ホームかえで園の取り組み」  
西中登美子委員(かえで園)
  - ③「宍粟市社協における介護・障がい等サービスの現状」  
東由美(宍粟市社協)
- ・ 第2回・第3回策定委員会グループワークの整理と分析



- ・ グループワーク  
「地域共生社会の実現に何が必要か  
～4次計画で盛り込みたい活動項目って～」





4次計画で「更に充実したい活動項目」と「新たに取り入れたい活動項目」について意見交換しました。



盛り込みたい項目は？

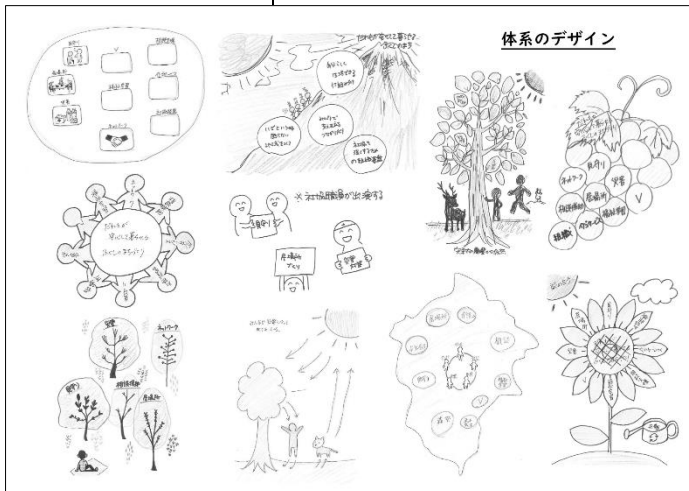


グループ発表

令和 2年  
2月12日(水)  
9:30~11:30  
一宮保健福祉  
センター

【第5回策定委員会】 11名出席

- ・ 委員会中間報告、活動項目と個別活動項目について
- ・ グループワーク（意見交換）  
「地域福祉目標、活動項目、個別活動項目を話し合おう！」  
「体系のデザインを考えよう！」
- ・ 計画の骨格（章立て）について



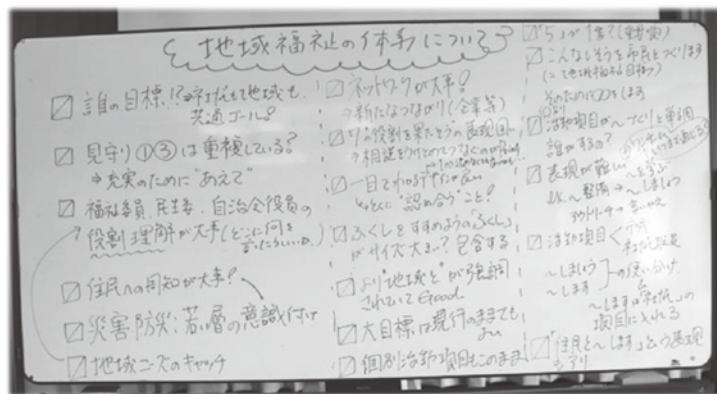
体系デザインを説明

体系をデザインした、加藤智子委員、浅野有香（作業部会）、田中万葉（作業部会）が説明。「分かりやすく興味を持ってもらうものが良い」「あのデザインって社協の計画書と言ってもらえるものが良い」「文字だと難しいので、絵にしてみましたら目で見て分かりやすい」と言った意見が聞かれた。



目標・項目を協議

「誰が取り組む計画が分かりにくい」「社協も地域も一緒に取り組んでいく目標であることを確認した」「項目の語尾を〇〇します、〇〇しましょうにしては」と言った意見が聞かれた。



3月4日(水)	【第6回策定委員会】 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により中止
4月27日(月) ~5月13日(水)	・ 第4次地域福祉推進計画(素案)について書面協議
5月20日(水)	・ 第4次地域福祉推進計画(最終案)について書面確認

●作業部会

作業部会	開催日	協議内容
第1回	9/4 (水)	地域福祉推進計画セミナーの振り返り/ 第3次地域福祉推進計画の取り組み/ 第1回策定委員会の内容/今後の作業部会の進め方
第2回	9/19 (木)	第1回策定委員会の振り返り/ 次回委員会で何をお見せするのか(3次計画の総括)/ 次回作業部会までの宿題
第3回	10/3 (木)	第2回策定委員会の内容(3次計画の総括、グループワーク)/ 第2回策定委員会の資料確認/ グループワークの進め方
第4回	10/9 (水)	第2回策定委員会の振り返り/ 次回作業部会までの宿題
第5回	10/30 (水)	進捗確認(宍粟市の現状、策定委員の情報収集、実践報告、第2回策定委員会の報告など)/ 第3回策定委員会の内容(情報発信、実践報告、グループワーク)/ グループワークの進め方
第6回	11/18 (水)	第3回委員会の振り返り/ 次回委員会での内容(実践報告、グループワーク)/ 次回作業部会までの宿題(グループワークの整理)/ 淡路市社協ひきこもり講義への参加など
第7回	12/2 (月)	第4回策定委員会の内容(実践報告、第2・3回策定委員会のグループワークの整理、地域共生社会って何?)/ 送付資料の確認
第8回	12/19 (木)	第4回策定委員会の振り返り/ 次回委員会(2月)で何をお見せするのか(スローガン、章立て、総合体系図の作成、重点項目の整理など)/ 次回委員会(作業部会)までの宿題
第9回	1/8 (水)	総合体系図(推進目標、活動項目、個別活動項目)の整理(新たに入れる項目と外す項目など)/ 第5回策定委員会での提案(総合体系図、活動項目、個別活動項目、重点項目の選定など)/ 体系図のデザインについて
第10回	1/24 (金)	活動項目、個別活動項目の整理/ 体系のデザインの提案/ 作業部会全体会の調整
第11回	2/5 (水)	活動項目、個別活動項目の最終確認/ 第5回委員会の内容確認/ 令和2年度の事業計画の確認
第12回	2/12 (水)	第5回策定委員会の振り返り/ 第6回委員会の宿題(活動項目、個別活動項目、体系デザイン、地域福祉目標、計画の愛称など)
第13回	2/19 (水)	第6回委員会の宿題(活動項目、個別活動項目、体系デザイン、地域福祉目標、計画の愛称、支え合いネットワーク関係図など)
第14回	2/25 (火)	第6回委員会の宿題(活動項目、個別活動項目、体系デザイン、地域福祉目標、計画の愛称、支え合いネットワーク関係図など)
第15回	3/26 (火)	計画書の策定に向けて(活動目標・社協目標・個別活動目標の確認、体系図(デザイン)の選定/ 地域福祉目標の選定と提案/ 今後の開催について ※「活動項目⇒活動目標」「個別活動項目⇒個別活動目標」に表現を変更。
第16回	4/22 (水)	計画書の修正・追加(前回作業部会での議論、アドバイザーからの助言)/ 策定委員への計画書の配布・確認/ 第6回委員会の開催について
	4/27(月)～ 5/15(金)	第4次地域福祉推進計画(素案)を作業部会メンバーで届け、策定委員の意見を集約。素案を修正後、最終案を策定委員に届ける。

**社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会**  
**第4次地域福祉推進計画策定委員会設置要綱**

(目的)

**第1条** 社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくりをめざし、第4次地域福祉推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、定款第33条に基づき、第4次地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の選任及び任期)

**第2条** 委員会は、15人以内の委員で組織し、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 支部地域福祉推進委員会
- (2) 企業関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 健康・医療関係者
- (5) 学識経験者
- (6) NPO団体
- (7) 地域住民代表者
- (8) 行政
- (9) 社会福祉協議会理事・評議員

2 委員は会長が委嘱する。

3 委員の任期は、計画の策定が終わるまでとする。

(正副委員長)

**第3条** 委員会に委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を統括し、委員会を招集する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代理する。

(関係者の出席)

**第4条** 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を委員会に招き意見を聞くことができる。

(理事会への報告)

**第5条** 委員会は、計画の策定段階の状況を必要に応じ本会理事会へ報告するものとする。

(作業部会)

**第6条** 策定作業を円滑に進めるため、委員会に補助機関としての実務者による作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、策定作業の細部にわたる検討を行い、本会職員等の実務者で構成する。

(策定手順)

**第7条** 計画は、委員会で策定終了後、本会理事会へ報告し、理事会の議決及び評議員会の議決を得て決定されものとする。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年8月9日より施行する。



社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会  
第4次地域福祉推進計画 策定委員名簿

(敬称略)

	役職名	氏名	区分	備考
1	委員長	藤原 誠	学識経験者	鷹巣活性化委員会事務局長 3次計画を進める会委員長・3次計画策定委員
2	副委員長	薄木 喜久	社協理事	宍粟市保護司・配食サービスボランティア 3次計画を進める会委員
3	委員	飯田 聡	企業関係者	宍粟市商工会経営支援第2課長 (宍粟市商工会北部支所長・経営指導員)
4	委員	世良 繁信	教育関係者	宍粟市教育委員会次長・学校教育課長
5	委員	中村 圭三	健康・ 医療関係者	訪問看護ステーションプラス看護師 よいまちプロジェクト町家再生部会部長
6	委員	加藤 智子		健康運動指導士・元地域おこし協力隊員
7	委員	大路 貴広	NPO団体	NPO法人ピアサポートひまわりの家事務局長 兵庫県介護支援専門員協会常任理事
8	委員	進藤 恭児	地域住民 代表者	一宮北部まちづくり委員・元三方町代表福祉委員 ハリマ農業協同組合理事
9	委員	大垣 陽子		山崎東放課後子ども教室「わくわくパーク」代表
10	委員	小沼 経子	支部地域福祉 推進委員会	コミュニティハウス青い家代表・3次計画策定委員
11	委員	植木 由喜子		宍粟市結婚相談員・配食サービスボランティア 3次計画を進める会委員
12	委員	西中 登美子		社会福祉法人波賀の里福祉会 かえで園副施設長 3次計画を進める会委員
13	委員	亀井 欣也		宍粟市商工会地区代表理事・元千草代表福祉委員
14	委員	大谷 奈雅子	行政	宍粟市教育委員会教育部長(健康福祉部次長 宍粟市社協理事・3次計画を進める会委員)
15	委員	上木 靖彦	社協評議員	社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会理事
16	アドバイザー	荻田 藍子	兵庫県社協	福祉支援部長(地域福祉部副部長)
17	役員	秋武 賢是	宍粟市社協	会長

※備考の( )は、策定委員委嘱時の役職。

社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会  
第4次地域福祉推進計画 職員名簿

	氏名	役職名	所属	備考
1	春名 章宏	事務局長	本部	
2	春名 豊滋	事務局次長・一宮支部長	本部・一宮	
3	○ 波多野 好則	地域福祉課長・山崎支部長	本部・山崎	
4	前野 瑞恵	総務課長	本部	
5	□ 東 由美	介護福祉課長・主任介護支援専門員	本部	
6	坂本 幸子	地域福祉課副課長 波賀・千種支部長	本部 波賀・千種	
7	□ 森井 裕矢	地域福祉課係長 コミュニティワーカー	波賀	
8	□ 山本 めぐみ	地域福祉課係長 コミュニティワーカー	本部・一宮	
9	□ 田中 祥仁	地域福祉課係長 生活支援コーディネーター	山崎	
10	□ 猪尾 公子	生活支援コーディネーター	波賀	
11	□ 田中 万葉	ボランティアコーディネーター	本部・一宮	
12	□ 浅野 有香	コミュニティワーカー 日常生活自立支援事業専門員	山崎	
13	□ 藤本 景子	障がい者相談支援事業所 相談支援専門員	本部	
14	可藤 和成	参事	本部	R2.3.31 まで在籍

※ 「○」 策定委員会・作業部会責任者。「□」 作業部会メンバー。

---

## 宍粟市社協 第4次地域福祉推進計画

2020（令和2）年8月発行

編集・発行 社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会

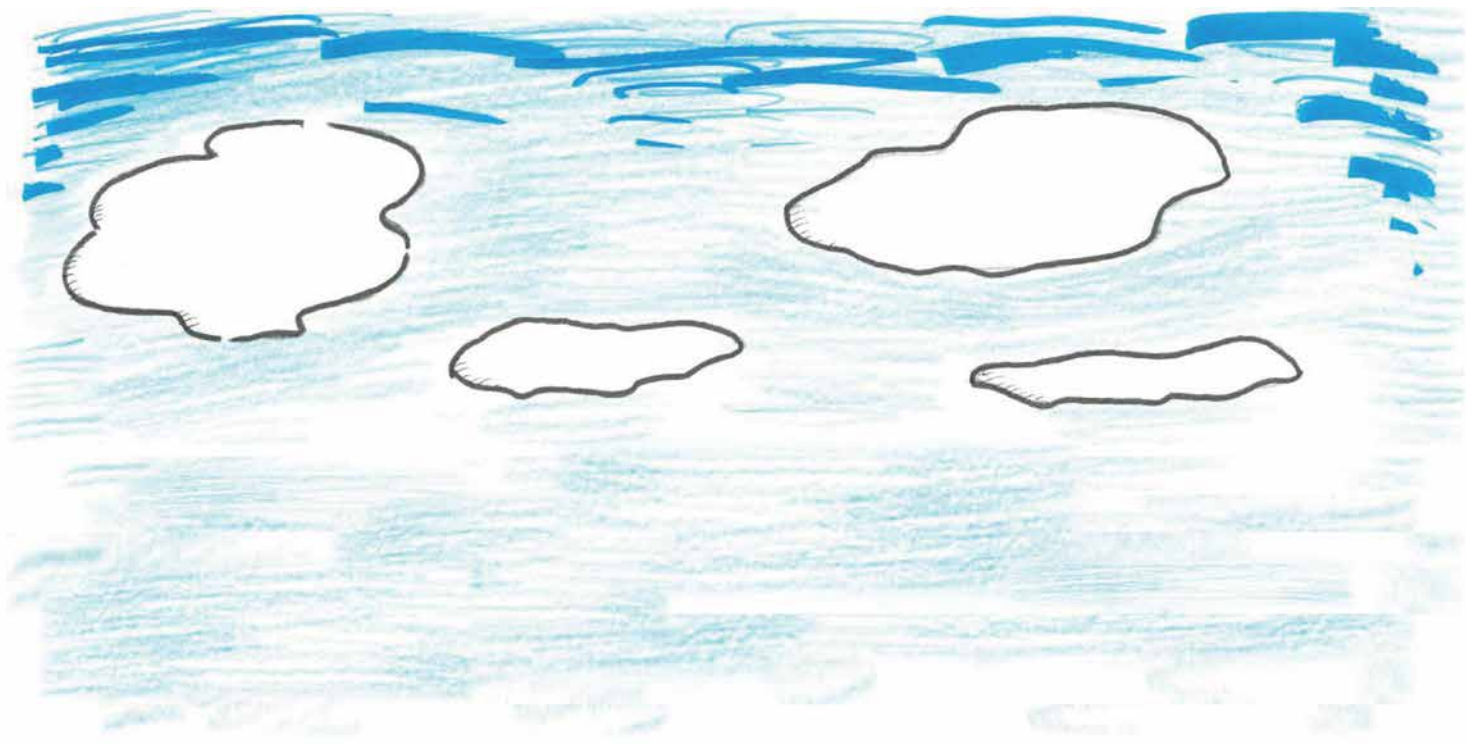
〒671-4137 兵庫県宍粟市一宮町閨賀300番地

電話 0790-72-8787 FAX 0790-72-8788

<http://www.shiso-wel.or.jp>

E-mail:shakyo@shiso-wel.or.jp

---



宍粟市社協 第4次地域福祉推進計画

2020年度～2024年度

# 支え合い ふくしプラン

みんなですすめよう ふくしでまちづくり

～`ほっとけない、を ほっとかない宍粟に～



イラスト 裏 加藤 智子  
(第4次地域福祉推進計画策定委員)